

平成 27 年旭市議会第 4 回定例会会議録目次

第 1 号（12 月 1 日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案上程	5
議案第 1 号 平成 27 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2 号 平成 27 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について	
議案第 3 号 旭市ふるさと応援寄附条例の制定について	
議案第 4 号 旭市ふるさと応援基金条例の制定について	
議案第 5 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 6 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 7 号 旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について	
議案第 9 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて	
議案第 10 号 財産の無償譲渡について	
議案第 11 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて	
議案第 12 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について	
提案理由の説明並びに政務報告	6
議案の補足説明	14

発議案上程	2 7
発議第 1 号 旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明	2 8
質疑、討論、採決	2 8
散 会	2 9

第 2 号 (12月3日)

議事日程	3 1
本日の会議に付した事件	3 1
出席議員	3 1
欠席議員	3 1
説明のため出席した者	3 1
事務局職員出席者	3 2
開 議	3 3
議案質疑	3 3
常任委員会議案付託	5 4
散 会	5 4

第 3 号 (12月7日)

議事日程	5 7
本日の会議に付した事件	5 7
出席議員	5 7
欠席議員	5 7
説明のため出席した者	5 7
事務局職員出席者	5 8
開 議	5 9
一般質問	5 9
21番 高 橋 利 彦	5 9
2番 高 橋 秀 典	8 8
17番 滑 川 公 英	10 4

4 番 有 田 惠 子	1 2 2
1 0 番 伊 藤 保	1 3 2
散 会	1 4 2

第 4 号 (12月8日)

議事日程	1 4 3
本日の会議に付した事件	1 4 3
出席議員	1 4 3
欠席議員	1 4 3
説明のため出席した者	1 4 3
事務局職員出席者	1 4 4
開 議	1 4 5
一般質問	1 4 5
1 番 林 晴 道	1 4 5
1 8 番 木 内 欽 市	1 6 7
1 4 番 林 七 巳	1 8 6
9 番 太 田 將 範	1 9 5
散 会	2 1 3

第 5 号 (12月16日)

議事日程	2 1 5
本日の会議に付した事件	2 1 5
出席議員	2 1 5
欠席議員	2 1 6
説明のため出席した者	2 1 6
事務局職員出席者	2 1 6
開 議	2 1 7
常任委員長報告	2 1 7
質疑、討論、採決	2 2 0
事務報告	2 2 2

議長辞職の件	2 2 3
議長選挙の件	2 2 5
副議長辞職の件	2 2 8
副議長選挙の件	2 2 9
議長報告事項の件	2 3 1
閉 会	2 3 2

平成27年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成27年12月1日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決

出席議員（22名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保
7 番 飯 嶋 正 利

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁
8 番 宮 澤 芳 雄

9 番 太 田 將 範
 1 1 番 島 田 和 雄
 1 3 番 伊 藤 房 代
 1 5 番 向 後 悦 世
 1 7 番 滑 川 公 英
 1 9 番 佐久間 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦

1 0 番 伊 藤 保
 1 2 番 平 野 忠 作
 1 4 番 林 七 巳
 1 6 番 景 山 岩三郎
 1 8 番 木 内 欽 市
 2 0 番 林 俊 介
 2 2 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直
 教 育 長 夔 田 哲 雄
 秘書広報課長 飯 島 茂
 総 務 課 長 加 瀬 正 彦
 財 政 課 長 林 清 明
 市民生活課長 大 木 廣 巳
 保険年金課長 渡 邊 満
 社会福祉課長 加 瀬 恭 史
 高 齢 者 福 祉 課 長 宮 内 隆
 農 水 産 課 長 高 木 寛 幸
 都市整備課長 川 口 裕 司
 会 計 管 理 者 高 木 松 夫
 水 道 課 長 鈴 木 邦 博
 病院経理課長 土 師 学
 学校教育課長 石 見 孝 男
 体育振興課長 加 瀬 英 志
 農 業 委 員 会 農 事 務 局 長 岩 井 正 和

副 市 長 加 瀬 寿 一
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者 佐 藤 一 則
 行 政 改 革 長 横 山 秀 喜
 推 進 課 長 企 画 政 策 課 長 横 山 秀 喜
 税 務 課 長 林 利 夫
 環 境 課 長 浪 川 昭
 健 康 管 理 課 長 加 瀬 幸 重
 子 育 て 支 援 課 長 大 矢 淳
 商 工 観 光 課 長 向 後 嘉 弘
 建 設 課 長 大 久 保 孝 治
 下 水 道 課 長 高 野 和 彦
 消 防 長 品 村 順 一
 病 院 事 務 部 長 飯 塚 正 志
 庶 務 課 長 角 田 和 夫
 生 涯 学 習 課 長 高 木 昭 治
 監 査 委 員 会 田 杭 平 三
 事 務 局 長

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

◎日程第1 開 会

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成27年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（景山岩三郎） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（景山岩三郎） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

2番、高橋秀典議員、3番、米本弥一郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（景山岩三郎） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間と決しました。

なお、お配りをいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第12号までの12議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（景山岩三郎） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２７年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 平成２７年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 ３号 旭市ふるさと応援寄附条例の制定について

議案第 ４号 旭市ふるさと応援基金条例の制定について

議案第 5 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について

議案第 9 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて

議案第 10 号 財産の無償譲渡について

議案第 11 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて

議案第 12 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成27年旭市議会第 4 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 4,170 万円を追加し、予算の総額を 290 億 100 万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 7,600 万円を追加し、予算の総額を 46 億 8,800 万円とするものであります。

議案第 3 号は、旭市ふるさと応援寄附条例の制定についてでありまして、ふるさと納税制度による寄附者への記念品の贈呈を来年 3 月から実施するに当たり、給付金を活用したまち

づくりの推進を図るため、条例を制定するものであります。

議案第4号は、旭市ふるさと応援基金条例の制定についてでありまして、ふるさと応援寄附として受け入れた寄附金を適正に管理し運用するため、基金を設置するものであります。

議案第5号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市営住宅の入居資格の特例に係る福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、家賃の納付期限が休日となった場合の納期限を、市税と同様にその翌日とするための改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市営住宅と同様に、家賃の納付期限が休日となった場合の納期限を、その翌日とするための改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡中学校の移転に伴い、条例中に規定する学校の位置を改めるものであります。

議案第8号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてでありまして、第1回定例会で議決された法人定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについてでありまして、法人に承継させる土地・建物等の権利を定めることについて、地方独立行政法人法施行令第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、財産の無償譲渡についてでありまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に器具・備品を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについてでありまして、第3回定例会で議決された中期目標を達成するための中期計画を定めることについて、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、県営土地改良事業万力Ⅱ期地区の事業の完了に伴い、字の区域及び名称に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、被災者の生活再建に向けた取り組みについて申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%に当たる808世帯

に、加算支援金が約84%に当たる679世帯に、合わせて14億1,287万5,000円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、354世帯に1億6,949万2,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、367世帯に3億4,240万8,000円を支給しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得するため、地権者のご協力をお願いしているところであります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業についても、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

津波避難道路については、復興交付金事業で計画しております飯岡地区の（仮称）横根三川線について、一部で工事に着手いたしました。

また、社会資本整備総合交付金の復興分で計画しております旭地区の（仮称）椎名内西足洗線については、測量・設計業務を実施しているところであります。

次に、海岸基盤整備事業について申し上げます。

千葉県が進めている海岸基盤整備事業については、現在、下永井から井戸野の区間で工事が行われておりますが、残りの区間についても早期に着手、完成していただけるよう、引き続き要望してまいります。

また、河川の海への開口部の対策については、千葉県において対応していただけることになりました。現在はその調査に取りかかったと聞いております。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市内に広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の建設計画を進めているところであります。

また、施設の整備に当たっては、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用して各種の事業を実施しているところであり、11月24日には銚子市・旭市・匝瑳市の3市長で環境省へ伺い、交付金を満額採択していただけるよう、環境大臣宛ての要望書を提出してまいりました。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、構成市及び組合と連携を図ってまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人化について申し上げます。

病院の地方独立行政法人化については、来年4月の移行に向けて、中期計画の策定や法人に承継させる財産の調整など、さまざまな作業に取り組んでおります。このうち中期計画については、移行後の病院が行う業務や予算等の基礎となるものでありますので、議会はもとより、旭中央病院評価委員会での意見を反映して計画案をまとめたところであります。

また、承継させる財産については、法人への出費となるものでありますので、鑑定評価により、時価の算定を行ったところであります。

なお、中期計画及び承継させる権利を定めることについては、議会の議決を要することから、本定例会に関係議案を提案するものであります。

地方独立行政法人移行に向けた進捗状況については、今後も議会をはじめ、市民の皆様に広くお知らせしてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金については、現在7,498名の児童を対象に総額2,249万4,000円を支給いたしました。

また、子ども・子育て支援新制度による教育・保育施設の来年度の状況については、保育所が公立13、民間5の合計18施設となり、認定こども園は民間2施設となる見込みであります。

なお、新制度に移行しない施設は、民間の幼稚園が2施設、事業所内の小規模な保育所などが6施設となる見込みであります。

次に、社会福祉について申し上げます。

隔年で実施しております戦没者追悼式については、10月30日に東総文化会館において挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者242名の参列をいただき、戦没者1,863御柱、戦災被没者58御柱、香取航空基地から戦場に飛び立ち、帰らぬ人となった954御柱の御霊に対し、心より哀悼の意をささげました。

また、臨時福祉給付金については、これまでに5,827名に対し、総額3,496万2,000円を支給いたしました。今後も、2月1日の受付期限まで漏れのないよう、引き続き広報紙等で周知してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

総合教育会議については、教育に関する大綱の策定に向けて、12月18日に2回目の会議を予定しているところであります。この会議を通じて、教育委員から大綱に関する意見を伺い、

本市の教育の方向性をしっかりと導くものにしていきたいと考えております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、工期内に完了する見込みであります。12月中には千葉県
の完了検査を受け、3学期から新校舎での授業を開始する予定であります。また、旧校舎の
解体工事については、現在、入札の手続きを進めているところであります。

琴田小学校と中和小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、地震による天井等の
落下防止と老朽箇所の補修を行うもので、工事は順調に進んでおります。

また、来年度に実施を予定しておりました飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能
強化事業については、来年度では有利な財源が得られないことから、事業の前倒しを文部科
学省に要望しておりましたところ、採択を受けましたので、本年度に事業に着手する予定と
しております。

なお、これらの事業費についての補正予算を本定例会に提案するものであります。

次に、学校教育について申し上げます。

沖縄交流事業については、中城村から11月19日に、教育長をはじめ児童18名が旭市を訪れ
ました。初日に開催した歓迎交流会では、旭市の児童20名が参加して踊りの発表などを行い、
翌20日には古城小学校において、全校児童とふれあい交流会を行って親睦を深めました。

次に、社会教育について申し上げます。

11月14日、東総文化会館において青少年意見発表大会を開催いたしました。この大会には、
小学生7名、中学生3名、高校生2名、一般から2名の総勢14名が参加し、その力強い主張
は、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深
めることができました。

次に、文化振興について申し上げます。

文化振興については、地域に伝わるお囃子や神楽などを披露する「あさひのまつり」を9
月27日に開催し、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に観客から盛大な拍手が送られました。

また、10月24日から11月3日にかけて、各地区及び部門ごとに市民文化祭を開催し、大勢
の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。

このほか、11月15日の「生涯学習フェスティバル」では、現在フリーアナウンサーとして
活躍している堀尾正明氏をお招きし、文化講演会を開催いたしました。堀尾氏には、取材活
動の経験を生かした地域の活性化やまちづくりの取り組みについて、ユーモアを交えながら
興味深いお話をしていただき、大変有意義な講演となりました。

また、11月26日には「旭・ロシア交流コンサート」を開催し、来場者で埋め尽くされた会場内に重厚なハーモニーが響き渡りました。

なお、今月13日には、「第11回あさひ寄席」の開催を予定しておりますし、今後も市民の文化意識の高揚が図られるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

10月11日に、東総運動場において予定しておりました「第6回市民体育祭」は、前夜から降り出した雨が当日まで続いたことでグラウンドコンディションが不良となり、中止となりました。

10月26日と27日には、「第7回向太陽杯パークゴルフ大会」を、あさひ健康パークにおいて開催いたしました。県外及び市外の選手に市内選抜選手を加えた総勢160名による交流試合が、好天に恵まれ、和やかな雰囲気の中で行われました。また、大会期間中は、出場者に旭市の食材を提供したことで、食の郷旭の魅力を発信することができました。

10月31日には「千葉県高等学校駅伝競走大会」、11月21日には「関東高等学校駅伝競走大会」の二つの駅伝大会が、東総運動場を会場に開催されました。関東大会の旭市での開催は9年ぶり2回目となり、1都7県の男女96チームの選手が、12月に京都の都大路で行われる全国大会の出場権をかけて熱いレースを繰り上げました。両大会には旭市も後援し、県外の多くの大会関係者に旭市をアピールすることができました。

今後のイベントとしては、12月20日に「第11回市民駅伝大会」が東総運動場を会場に開催されます。

また、来年2月7日には「勇気・元気・復興への道」をスローガンに、「第27回旭市飯岡しおさいマラソン大会」が開催され、全国各地から約5,000名のランナーが、旭のしおさいロードを駆け抜ける予定であります。

次に、農業について申し上げます。

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）については、10月5日、農林水産分野において重要5品目の米・麦・肉・乳製品及び甘味材料をはじめ多くの品目が大筋合意に至り、11月25日、国から総合的なT P P関連政策大綱が示されました。この大綱により、生産者などがT P Pの影響に関する懸念や不安を払拭し、納得するものと期待しております。

本市の基幹産業は農水産業であります。生産者が将来まで安定的かつ希望を持って経営に取り組めるよう、国・県のさまざまな政策などの支援と併せ、本市でも関係機関と連携しながら、必要に応じて生産者を支援してまいります。

水田農業については、前年産の米価下落による危機感を背景に、本年度は国がキャラバン隊を投入するなど、飼料用米を中心とした転作の推進を強化したところ、当初の飼料用米の作付見込み面積から92ヘクタール増加して、342ヘクタールになりました。面積の増加に伴い支援の追加が必要となりましたので、本定例会に補正予算を提案するものであります。

交流事業については、10月3日に幽学の里で米づくり交流事業の収穫祭を開催いたしました。当日は、旭市内外の家族など177名が参加し、芋掘りや餅つき体験、食育PRの紙芝居、地元の芸能保存会によるお囃子の披露などで交流を深めた一日となりました。

産業まつりについては、11月8日に旭市文化の杜公園で、また、23日には海上コミュニティ運動公園を会場に開催いたしました。両会場とも雨天の中での開催となりましたが、大勢の方々にご来場いただき、ステージイベントや農・畜・水産物の展示販売などで楽しんでいただくことができました。運営にご協力をいただいた方々に改めて感謝を申し上げます。

次に、観光について申し上げます。

10月30日に、千葉県観光商談会が都内で開催され、観光資源の旅行商品化に向けた取り組みにおいて、県内で最優秀賞を受賞した旭市の企画について、大手旅行会社など30社に対し、プロモーション活動を行いました。

今後も、旭市を訪れる観光客の誘致促進のための活動を積極的に進めてまいります。

また、12月6日から26日まで、海上公民館周辺を会場にスターライトファンタジーが開催されます。イルミネーションで飾られたオブジェが冬の旭を彩るほか、20日には抽選会などのイベントも行われる予定となっております。昨年にも増して、市内外から大勢の方々が会場を訪れることを期待しているところであります。

次に、道の駅季楽里あさひについて申し上げます。

季楽里あさひは、10月16日に竣工式を行うとともに、翌17日と18日にはグランドオープンイベントを開催し、2日間で約2万8,000人の方々に来場いただき、大変なにぎわいとなりました。その後も来場者は途切れることなく、売上げも計画以上で順調に運営しているところであります。

指定管理者の株式会社季楽里あさひでは、今後もさまざまなイベントや販売促進を計画しており、この道の駅が旭市の産業振興や観光振興の拠点となるよう取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」について申し上げます。

あさピーは誕生以来、市をPRするため、市内外の各種イベントに積極的に参加しており

ます。

11月21日と22日には、全国規模のイベントとして埼玉県羽生市で開催された「世界キャラクターさみっと in 羽生」に参加し、多くの来場者と触れ合っていました。

また、8月17日から11月16日まで、インターネット投票で行われたゆるキャラグランプリでは、全国1,727体のうち314位、県内では17位となり、昨年より大幅に順位を上げることができました。

「あさピー」の知名度を上げることは、旭市のPRにもつながることから、引き続きさまざまなイベントに参加してまいります。また、「あさピー」は道の駅で販売される商品にも利用され、大変な人気となっておりますので、さらに多くの商品などに活用していただけるよう、今後もデザインの無償提供を進めてまいります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

地方創生など市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合う地区懇談会を、10月5日から市内6か所で開催いたしました。本年度は延べ554名の参加があり、多くの方と意見交換をすることができました。

特に今回は、市の新しいまちづくりの指針となる旭市総合戦略の骨子を取り上げたところ、参加した皆様からは、旭市を訪れる多数のサーファーなど交流人口の拡大をはじめ、人口減少対策や防災、空き家対策、マイナンバー、道路整備など、合わせて91件のご意見や提案をいただきました。

今後、内容を検討の上、総合戦略や市政に反映していきたいと考えております。

次に、地方創生について申し上げます。

今後の新しいまちづくりの指針となる総合戦略については、その骨子について議会をはじめ地区懇談会で説明してきたところであります。現在、この骨子に基づいた具体的な計画を作るため、各分野の現状と課題を整理するとともに、必要な施策について庁内一丸となって検討を進めているところであります。

今後は、地区懇談会での意見やアンケート結果を取り入れた計画案として取りまとめ、議会に説明するとともに、パブリックコメントを行う予定であります。

この総合戦略が市内の雇用を確保して、若者の流出を減らし、少子化に歯止めをかけ、将来にわたって住みよいまちをつくることに結び付くよう、しっかりと策定に取り組んでまいります。

次に、定住自立圏共生ビジョンについて申し上げます。

平成22年度に策定した定住自立圏共生ビジョンは、本年度をもって計画期間が終了いたします。この計画は、定住を進めるための生活機能を確保することと併せて、自立のための経済基盤を培うことにより、魅力ある地域を目指すもので、今後も計画を継続させる必要があることから、現在、平成28年度以降の計画の策定に取り組んでいるところであります。

最後に、マイナンバー制度について申し上げます。

旭市内におけるマイナンバーの通知カードは、11月8日から簡易書留による配達が始まり、1回目の配達は11月26日で終了いたしました。発送した2万5,538通のうち終了時点における郵便局からの返還分は1,656通となっており、今後も郵便局での保管期間が過ぎたものが順次市役所に返還されます。

また、返還されたものは市で一定期間保管し、受け取りに来た世帯主または世帯員に本人確認を行って渡すこととなっております。

なお、返還分の受取方法等については、今後、広報やホームページでお知らせするとともに、1月1日からマイナンバーの利用開始に向けて、引き続き制度の周知を図ってまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、第5号、第6号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第1号、議案第5号及び議案第6号の補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3億4,170万円を追加し、予算の総額を290億100万円

とするものです。

第2条繰越明許費と第3条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でありますので、説明を省略し、内容は事項別明細書で説明いたします。

4ページ、お願いいたします。

第2表は繰越明許費で、今回の補正予算におきまして、4事業について繰越明許費を設定するものであります。

一番上、8款2項橋梁長寿命化修繕事業は橋梁の補修工事等であり、関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をするものです。

次の9款1項消防庫整備事業は、第4中隊第2分団第2部、飯岡地区平松地先及び、第5中隊第1分団第1部、干潟地区萬歳地先の消防庫の改築工事であり、二度にわたる入札不調により、年度内では標準工期が確保できないため、繰越明許費の設定をするものです。

次に、10款2項小学校大規模改造事業は、飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事で、平成28年度での執行を予定していたものであり、このたび国庫補助金の前倒し事業採択があったため、今回の補正予算で関係予算を計上したところでありますが、年度内の標準工期の確保ができないため、繰越明許費の設定をするものです。

一番下の3項飯岡中学校改築事業については、校舎移転後に着手する解体工事ではありますが、校舎完成の遅れにより工期確保ができず年度内完了が困難となったため、繰越明許費の設定をするものです。

5ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正の変更です。

小学校大規模改造事業は、先ほどの第2表繰越明許費でご説明いたしました小学校2校の屋内運動場防災機能強化工事に係るものであり、事業費の増により、起債の限度額を増額するものであります。

7ページ、お願いいたします。7ページと8ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

9ページ、お願いいたします。

事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきますので、よろしくお願

たします。

13款 1 項 1 目民生費国庫負担金1,202万円の追加は、説明欄 1 障害児通所給付費等負担金で、利用者人数の増によるものであります。

2 項 1 目総務費国庫補助金2,841万1,000円の追加は、説明欄 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金2,767万4,000円の増と、説明欄 2 選挙人名簿システム改修費補助金73万7,000円の新規計上によるものです。

5 目教育費国庫補助金4,127万7,000円の追加は、説明欄 1 学校施設環境改善交付金で、繰越明許費及び地方債補正で申しあげました飯岡小学校、嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事に対する交付金です。

14款 1 項 1 目民生費県負担金601万円の追加は、説明欄 1 障害児通所給付費等負担金で、国庫負担金の増と同様の理由によるものであります。

10ページをお願いいたします。

2 項 3 目農林水産業費県補助金241万7,000円の追加は、説明欄 1 水田自給力向上対策事業補助金の増によるものです。

16款 1 項 6 目教育費寄附金600万円の追加は、説明欄 1 教育総務費寄附金として育英事業に対する寄附金100万円と、その下の社会教育費寄附金として文化振興事業に対する寄附金500万円を計上するものであります。

7 目総務費寄附金100万円は、平成28年 3 月から受付を開始するふるさと応援寄附金の 1 か月分の見込額を新規計上するものです。

17款 1 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金2,755万1,000円の追加は、平成26年度介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分であります。

11ページをお願いいたします。

18款 1 項 1 目繰越金 1 億4,018万8,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を、今回の補正財源として計上するものです。

19款 4 項 5 目雑入382万6,000円の追加のうち、説明欄 1 「緑の募金」東日本大震災復興事業交付金141万8,000円は、交付額の決定による新規計上で、説明欄 2 介護予防サービス計画費収入240万8,000円は、利用者数の増によるものです。

20款 1 項 6 目教育債7,300万円の追加は小学校大規模改造事業債で、先ほど第 3 表の地方債補正で説明しましたとおりであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

12ページ、お願いいたします。

2款1項7目企画費151万2,000円の追加のうち、説明欄1ふるさと応援寄附推進事業は51万2,000円の新規計上で、旭市ふるさと応援寄附の寄附者に対する特産品等の返礼品に関する経費であります。

説明欄2ふるさと応援基金積立金は100万円の新規計上で、寄附金の適正な管理運用のために設置するふるさと応援基金へ、今年度分の寄附金を積み立てるものであります。

8目電子計算費380万3,000円の追加は、説明欄1電算システム運用事業の増で、主に、選挙年齢引き下げに係る選挙システム改修費及びマイナンバー関連システムの経費を計上するものです。

11目諸費1億807万2,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増であります。

13ページ、お願いいたします。

3款2項3目生活支援費181万1,000円の追加は、説明欄1地域包括支援センター運営事業の増で、要支援者数の増加に伴い、介護予防給付ケアプランの作成委託料を増額するものであります。

3項5目障害児福祉費2,436万円の追加は、説明欄1障害児通所支援事業の増で、各種支援サービスの利用者の増加により給付費を増額するものであります。

6目保育所費7,380万9,000円の追加のうち、説明欄1保育所指定管理委託事業は1,121万円の増で、子育て支援新制度により民間保育所の運営費負担金基準額が増額となったため、干潟保育所の指定管理料を増額するものです。

説明欄2民間認可保育所運営費給付事業6,259万9,000円の増についても、新制度による運営費負担金基準額の増額に伴い、市内・市外の民間保育所へ運営費委託料を増額するものです。

14ページ、お願いいたします。

6款1項3目農業振興費806万8,000円の追加は、説明欄1水田農業構造改革推進事業の増で、主に、補助対象作物である飼料用米の作付面積の増加等に伴い補助金を増額するものです。

10款1項2目事務局費100万円の追加は、育英事業に対する篤志寄附を育英基金へ積み立てるものであります。

2項1目学校管理費1億1,426万5,000円の追加は、説明欄1小学校大規模改造事業の増で、

繰越明許費などで説明しました飯岡小学校、嚶鳴小学校体育館の防災機能強化工事として、主に吊り天井等の非構造部材の耐震化に関する工事費を計上するものであります。

15ページ、お願いいたします。

10款4項2目文化振興費500万円の追加は、文化振興事業に対する篤志寄附を文化振興基金へ積み立てるものであります。

それでは、最後16ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

今回の補正額として、表の一番下、右から2番目、7,300万円の起債を増額し、これにより平成27年度末現在高見込額はその隣、一番右下になりますが、286億4,088万円となる見込みであります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続いて、議案第5号及び議案第6号の条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、新旧対照表をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

この改正は、大きく分けて2点ございます。

1点目は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、避難指示区域に居住していた方を「居住制限者」として、市営住宅入居資格の特例措置の対象としておりましたが、避難指示区域の一部が解除されたことに伴い、一部解除された区域に居住していた方、これを「特定帰還者」とし、改正前と同様、特例対象者とするものであります。

2点目は、家賃の納付期限について市税の納期限と統一を図るための改正でありまして、まず12月の納期を末日から25日に改め、同時に納付期限が休日だった場合の納期限をその翌日とするものであります。

続きまして、議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

同じく、新旧対照表をお願いいたします。

本議案は、家賃の納期限を議案第5号と同様に12月は25日とし、納付期限が休日だった場合の納期限をその翌日とするものであります。

以上で、議案第1号、議案第5号及び議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 宮内 隆 登壇)

○高齢者福祉課長(宮内 隆) 議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ7,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億8,800万円とするものであります。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

5款財産収入は、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

7款繰越金には、7,593万1,000円を追加し7,593万2,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は、3,324万9,000円を追加し3,574万9,000円とするもので、これは基金運用利息と平成26年度剰余金を積み立てるものでございます。

5款1項2目説明欄1高齢者筋力向上トレーニング事業における32万2,000円の減額は、平成28年3月1日より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するために、9ページの中央に記載の5項1目説明欄1地域リハビリテーション活動支援事業へ、予算科目を組み替えるものでございます。

続いて、9ページの上段にあります4項1目説明欄1介護予防ケアマネジメント事業の28万7,000円の追加は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するための事務手続きを年度末までに完了すべく、臨時職員を雇用して対応するものでございます。

6款1項2目償還金は、4,246万4,000円を追加し4,246万8,000円とするもので、平成26年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長(景山岩三郎) 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、第4号について、行政改革推進課長、登壇してください。

(行政改革推進課長 佐藤一則 登壇)

○行政改革推進課長(佐藤一則) それでは、議案第3号及び議案第4号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市ふるさと応援寄附条例の制定について申し上げます。

本条例は、ふるさと納税制度の趣旨にのっとり、本市を応援する方々から広くふるさと応援寄附金を募り、これを財源として各種事業を推進することにより、寄附者の旭市に対する思いを具体化し、もって多様な人々の参画による活力あるまちづくりに資することを目的として制定するものであります。

それでは、議案の条文をご覧いただきたいと思います。

まず、第1条は、条例制定の目的について規定するものです。

第2条は、ふるさと応援寄附によって寄附された寄附金を財源として推進する事業を規定するもので、おおむね市のまちづくりに資する事業全般を網羅する形で区分を設けております。

第3条は、寄附者が寄附金の使途を指定できる旨を規定するものです。寄附者が使途を指定しない場合は、市長が使途を指定するものとします。

第4条は、寄附金の管理運用を基金で行う旨を規定するものです。

第5条は、寄附者への配慮を規定するものです。寄附者が使途を指定した寄附金は、指定した使途の区分の事業の財源として活用し、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮するものとします。

第6条は、寄附の状況を公表する旨を規定するものです。本条例に基づき受け入れた寄附金につきまして、毎年度その状況を公表するものとします。

第7条は、本条例を施行するための必要事項を別に定める委任規定であります。

なお、寄附に対する記念品につきましては、現在、道の駅と農畜産物等を中心に協議中であります。

また、記念品の贈呈基準については、市外居住の個人の方で、1万円以上の寄附をされた方を対象に考えております。

記念品の額ですが、1万円の寄附に対して3,000円程度の品物を基本に考えておりますが、寄附の金額に応じた記念品も検討をしております。

最後に、附則の施行期日ですが、記念品の贈呈の開始に合わせ、平成28年3月1日を施行

日とするものです。

以上で、議案第3号について補足説明を終わります。

次に、議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、ふるさと応援寄附金を適正に管理し、運用することを目的として基金を設置するものです。

それでは、議案の条文をご覧いただきたいと思います。

第1条は、基金の設置について規定するものです。

第2条は、基金の積み立てについて規定するもので、ふるさと応援寄附金を基金の原資とするものです。

第3条は基金の管理について、第4条は基金の運用から生じる運用益金の処理について、第5条は基金の繰り替え運用について規定するものです。

第6条は、基金の処分についてでありまして、基金はふるさと応援寄附条例第2条各号に規定する事業の財源として活用することを規定するものです。

第7条は、委任事項について規定するものです。

附則の施行期日につきましては、ふるさと応援寄附条例と同じ、平成28年3月1日とするものです。

なお、議案第3号及び議案第4号につきまして、関連する補正予算を本議会に提案しております。

以上で、議案第4号について補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 角田和夫 登壇）

○庶務課長（角田和夫） 議案第7号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表によりご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本案は、旭市立飯岡中学校が完成することに伴いまして、本条例第2表中、旭市立飯岡中学校の位置「旭市萩園1267番地」を「旭市横根3746番地」に改めるものであります。

なお、議案書に記載の附則は、本条例の施行日を定めるものであります。

また、この土地は土地改良事業完了後に換地処分され、新しい地番がつきますので、その

際には、地番変更による一部改正を行う予定であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長の補足説明は終わりました。

議案第8号、第9号、第10号、第11号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号について、補足説明いたします。

初めに、議案第8号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更につきましては、去る平成27年第1回定例会で議決をいただきました独法定款について、道路用地として市に帰属すべき土地と病院に帰属すべき土地を見直したことにより、訂正するものであります。

建物の部におきましては、従来の定款の記載におきましては、増築等が数回にわたって行われたため複雑な表記になっておりましたが、表示登記等の必要のために今般シンプルにまとめましたので、その表示に合わせ改正をするものでございます。

続きまして、議案第9号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについてですが、地方独立行政法人法第66条第1項において、「移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する」とされています。

この承継させる権利を定めるためには、同法施行令第9条の規定により議会の議決が必要となりますので、今回提案するものであります。

では、項目ごとに説明いたします。

1の土地ですが、先に説明しました一部改正後の定款記載の土地の全部、旭市イ字鍋田1173番2のほか計346筆で、14万8,873.93平方メートルとなります。

価額につきましては、10月1日現在において鑑定評価の結果、15億9,755万3,622円です。

2の建物ですが、こちらも定款記載の建物の全部、総合病院国保旭中央病院のほか計32件で、延べ床面積は16万6,827.88平方メートルとなります。

価額につきましては、10月1日現在の鑑定評価の結果から半年分の償却をして、平成28年4月1日現在で184億4,527万635円です。

3の建物附属施設は、総合病院国保旭中央病院電気設備のほか全部で185件、価額は119億

8,489万4,587円です。

4の構築物ですが、総合病院国保旭中央病院駐車場のほかで17件、価額は1億6,644万5,032円です。

5の車両運搬具ですが、高規格救急車のほか全部で10台、価額は4,338万9,244円です。

6の立木は、価額405万8,095円です。

7の電話加入権は、252回線、価額は50万4,000円です。

8のソフトウェアは、放射線情報システム機能改修ほかで150件、価額は13億7,469万3,936円です。

9の現金預金、10の未収金、11の貯蔵品及び12の長期貸付金につきましては、それぞれ今年度末における残高の全てを権利承継いたします。

続きまして、議案第10号、財産の無償譲渡についてですが、財産のうち器具・備品を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

器具・備品につきましては、IMRTのほか多岐にわたりますが、価額で申し上げますと26億4,800万円余りとなります。

続きまして、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについてですが、公営企業型地方独立行政法人の中期計画については、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により議会の議決を経なければならないと規定されていることから、今回提案するものでございます。

内容といたしましては、地方独立行政法人法第26条の規定に沿って、中期目標を達成するためにとるべき措置について、中期目標の項目ごとに具体化を図ったものとなっております。

議案書1ページをご覧ください。

前文は、中期目標から示された内容について、当院が今後も健全経営を維持し、「すべては患者様のために」の理念のもと、地域住民から信頼される病院として安全・安心な医療を提供することを中心に記載しております。

次に、中期計画の本文についてです。

第1、中期計画の期間ですが、中期目標と同じ平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間としております。

次に、第2、住民に提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置ですが、中期目標に定められている医療の各項目について、平成31年度までに行う具体的な措置内容について記載しております。おおむね、現在実施している事業等

を維持・向上させていくこととしておりますが、新たに独立行政法人として取り組む事業についても記載しております。

2 ページをご覧ください。

新たに、（３）高度医療の確保と充実の項目のイにおいて、手術の安全性を向上させ、患者の早期回復に資するため、手術前後の患者の状態を総合的に管理する周術期の体制を新たに構築することとしております。

4 ページ下段をご覧ください。

（６）高齢者医療の取り組みの項目のイにおいて、フレイル等の高齢者特有の疾患について、行政及び各種機関と連携して、転倒・転落防止対策や健康教育を実施することとしております。

5 ページ下段をご覧ください。

（８）医療スタッフの確保と育成の項目のアにおいて、４年間で指導医等の医師を10名以上新たに確保することとしております。

6 ページ上段をご覧ください。

同項目のイにおいて、看護師等の確保・定着化を促進するため、中期計画期間中に看護師等の宿舍のあり方について検討し、必要に応じた設置計画を新たに策定することとしております。

7 ページ中段をご覧ください。

2、患者等のサービスの向上の項目（５）において、来院する患者の利便性向上に努めるため、駐車場及び各種施設・設備について、その医療状況や利便性、老朽化の状況を調査し、必要に応じて今後の整備方針を策定することとしております。

8 ページをご覧ください。

3、市の医療施策推進における役割の発揮（４）介護・福祉の提供と連携の項目のイにおいて、当院附属施設の老朽化に対応した新たな整備改修計画を、市と協議の上策定することとしております。

いずれにいたしましても、これまで担ってきた機能を維持し、果たしてきた役割を引き続き今後とも果たしていく、また、さらに向上するために一層の取り組みを行うといった内容となっております。

同ページ下段をご覧ください。

第3、業務運営の改善及び効率化に関する事項についてですが、1、法人としての運営管

理体制の確立では、理事長のリーダーシップのもと、理事の役割分担及び責任体制の整備による機動性の高い運営体制を新たに構築するとともに、従来は市の公営企業として運営してきた病院を、このたび新たに独立行政法人として運営していくこととなるため、「すべては患者様のために」という理念を基本としながら、独立行政法人にふさわしい病院運営に対する理念と基本方針を新たに作成しようとする事としております。

9ページをご覧ください。

2、効率的・効果的な業務運営では、効率的な業務執行体制を構築するための医師等の短時間勤務等の制度や医師の年俸制度などについて新たに導入するとともに、組織の強化のための職員の能力向上や就業環境の整備、人事評価制度の充実などを引き続き行うとともに、経営基盤の安定化のため、予算執行の弾力化や収入の確保、費用の節減などについて引き続き取り組んでいく事としております。

11ページ下段をご覧ください。

第5、予算、収支計画及び資金計画では、11ページから13ページ上段までが4年間の予算、13ページ中段から14ページ上段までが収支計画、14ページ中段から15ページ上段までが資金計画となっております。27年度当初予算及び決算見込みをもとに想定される収入及び経費を計上し、策定したものであります。

12ページにお戻りください。

予算では、4年間で1,478億9,600万円の収入、1,463億5,100万円の支出を見込んでおります。また、人件費として696億円を見込んでおります。

13ページ上段をご覧ください。

運営費負担金については、現在の負担金交付金と同様の考え方を本計画期間内において踏襲することとしております。

収支計画では14ページ上段、純利益欄をご覧ください。4年間の利益として、31億4,700万円を見込んでおります。

資金計画では15ページ上段、次期中期目標期間への繰越金欄をご覧ください。次期期間への繰越金として、15億4,400万円を見込んでおります。

同ページ中段をご覧ください。

第6、短期借入金の限度額ですが、当院と同規模程度の他の独立行政法人の例を参考に30億円としております。

16ページ中段をご覧ください。

第11、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項ですが、施設及び整備に関する計画において、施設整備及び医療機器等の購入に要する費用として4年間に76億6,500万円を見込み、財源については市からの長期借入金等で賄うこととしております。

以上で、提出案件4件につきましての補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） 議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、補足説明を申し上げます。

万力地区における県営万力Ⅱ期地区の土地改良事業により農地の区画整理が行われ、この換地処分に当たって字の区域及び名称の変更の必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議決後は換地処分手続きが進められ、換地処分の公告が平成28年夏ごろに予定されていることから、これに合わせて字の変更告示を行う予定です。

内容は議案のとおりでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時35分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議の結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）、本日12月1日火曜日をご覧いただきたいと思います。この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりをいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

発議第1号 旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎追加日程第２ 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号について、議会運営委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） それでは、旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、旭市議会議員の定数を現行の22人から20人に改め、平成28年１月１日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から施行するものであります。

定数を20人と提案するに当たって、その経緯について説明をいたします。

昨年８月に、議員定数の見直しを検討するため議会改革検討委員会を設置し、本年９月まで計７回委員会を開催し、検討してきました。

議会改革検討委員会からは、将来の人口推計や近年の厳しい財政状況、また県内同規模自治体の議員定数の状況を考慮し、定数を現行から２人減員し20人とすべきとの報告があり、議会全員協議会で協議した結果、議会改革検討委員会からの報告のとおり、定数を20人に改めるものとしたものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げて、提案理由といたします。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３ 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 追加日程第３、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

発議第１号の１発議案を議題といたします。

発議第１号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより、発議第１号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12月3日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時43分

平成27年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成27年12月3日（木曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直 副 市 長 加 瀬 寿 一

教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	行 政 推 進 課 長	佐 藤 一 則
総 務 課 長	加 瀬 正 彦	企 画 政 策 課 長	横 山 秀 喜
財 政 課 長	林 清 明	税 務 課 長	林 利 夫
市民生活課長	大 木 廣 巳	環 境 課 長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	健康 管理 課 長	加 瀬 幸 重
社会福祉課長	加 瀬 恭 史	子 育 て 支 援 課 長	大 矢 淳
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 内 隆	商 工 観 光 課 長	向 後 嘉 弘
農 水 産 課 長	高 木 寛 幸	建 設 課 長	大 久 保 孝 治
都市整備課長	川 口 裕 司	下 水 道 課 長	高 野 和 彦
会 計 管 理 者	高 木 松 夫	消 防 長	品 村 順 一
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	病 院 事 務 部 長	飯 塚 正 志
病院 経 理 課 長	土 師 学	庶 務 課 長	角 田 和 夫
学 校 教 育 課 長	石 見 孝 男	生 涯 学 習 課 長	高 木 昭 治
体 育 振 興 課 長	加 瀬 英 志	監 査 委 員 長 事 務 局	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 長 事 務 局	岩 井 正 和		

事務局職員出席者

事 務 局 長	阿 曾 博 通	事 務 局 次 長	高 安 一 範
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（景山岩三郎） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） おはようございます。

補正予算書の12ページ、歳出の中の企画費なんですけれども、ふるさと納税関係で、全部で151万2,000円とございますが、13番のふるさと応援寄附推進事業委託料を含め、その下の応援基金積立金についての詳細な説明をお願いしたい。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、事業の詳細ということでございますけれども、ふるさと納税事業につきましては、まず歳入のほうなんですけれども、今回補正予算で計上いたしましたのは、平成28年3月1日からスタートするということでございまして、本年度1か月分の予算について計上したものでございます。

12ページの中での詳細なんですけれども、まず51万2,000円なんですけれども、こちらにつきましては、ふるさと応援事業寄附金事業ということで、事業を実施する中で主に業務委託を考えております。その中で実施をしていく予定でございます。

その中で、寄附申込者のまず12節なんですけれども、役務費の1万2,000円につきましては、

今回の想定としましては、寄附額1万円の方が100件ということ想定しておりまして、その中で、各市町村で現在実施しております状況としましては、支払方法がクレジット払いがだいたい七割、八割というような状況でございまして、うちのほうとしましては1万円の70件掛ける支払手数料1.5%掛ける消費税ということで、1か月分としましてクレジットの支払手数料は1万1,340円という形になります。手数料としまして1万2,000円の予算計上ということでございます。

続きまして、13節委託料でございしますが、これは50万円ということで掲載しております。こちらにつきましては、専門業者への業務委託料ということで、業者への代行手数料、これにつきまして、予算計上としましては今回100万円を見ておりますので、その100万円の寄附に対しまして、12%の手数料掛ける消費税ということで、こちらが12万9,600円となっております。

それから、記念品代ですけれども、これも全て業者委託の中に入れて実施いたします。単価3,000円で100個ということで30万円。それから、記念品の送料でありますけれども、こちらは全国いろいろなところがありますので、平均700円という金額を見まして、700円掛ける100個ということで7万円。委託料の合計が49万9,600円ということで、50万円という予算計上になっております。

それから、ふるさと応援基金の積立金100万円ということでもありますけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げましたように、歳入で100万円一旦受けまして、本年度につきましては、その100万円をすぐ充当するということできませんので、基金条例を作っておりますので、その基金へ一旦100万円を積むというような歳出の予算であります。

今の流れからいいますと、新年度にその基金からさまざまな事業へ充てていくというような流れになります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 来年の3月1日からふるさと納税がオープンするということでもありますけれども、全部行政改革課で処理するんですか。全国にポータルサイトが今六つありますよね。その中の1,789とかという市町村を載せてあるのは2か所あるんですよね。そういうところに全然やらないで自分だけでできる、全部処理できるんですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 先ほども申し上げましたように、ほとんどの自治体で業者に委託をしております。その委託をすることによりまして、件数的なものが増えた場合に、いろいろな事務、ほとんど業者委託できる部分が多い形になりますので、実際に始まってからにつきましては、担当課の業務としましてはその委託とすることによって、だいぶ事務の軽減は図れますので、担当課のほうでやる部分と業者委託の部分でやっていけるというような状況になると思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほども言いましたけれども、ホームページを作っても、ホームページを作るだけでも、やはり委託料がかかるわけでしょう。これだけで本当に今まで、この辺でやって、今一番千葉県でも有名なのは、やはり銚子市、神崎町、それから大網白里市もそうですけれども、そういうところはホームページの中に、地方自治体のホームページの中にあるわけじゃないですね。ポータルサイトの中にあるわけです。そこと契約しないで、ただ手数料だけで、契約料というのは入っているんですか、この150万円の中に。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 現在、業務を一括代行できるような業者の形態は3業者程度になっております。うちのほうも3業者の内容をいろいろ検討しました。うちのほうで委託する場合ですけれども、そのホームページ等につきましては業者の負担ということで、初期費用がかからないというような状況になっておりますので、それでホームページを立ち上げて、市のホームページとリンクさせるというようなことでありますので、経費はかかりません。以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 質疑をいたします。

4ページの繰越明許費の消防費の消防庫整備事業の繰越明許費ですが、2回の入札不調ということでしたが、入札不調になった理由と入札参加基準、それと直近の消防庫の価格を教えてください。

それと、13ページ、民生費の障害児福祉費、説明欄1の障害児通所支援事業扶助費、障害児通所等給付費は、説明では利用者が増えたということでしたけれども、増えた人数を伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 消防庫整備事業に係る入札について、その不調になった理由と基準ということで、私のほうからお答えいたします。

まず、今回の消防庫ですが第4中隊第2分団第2部、それから第5中隊第1分団第1部、共に建築一式工事として、8月17日に公告いたしました。

応札条件につきましては、旭市競争入札参加資格者として名簿登録されている業者で、建築一式工事の建設業許可を取得し、その格付けがA、B、Cのランクにあるもので、なおかつ市内に本店または支店がある業者といたしました。

9月1日に入札を締め切ったところ参加業者がなく、不調となりました。これを受けまして、募集範囲を県内に本店または支店がある業者まで広げた上で、9月14日に再度公告し、9月28日に締め切りましたが、やはり参加業者がなく不調となっております。

理由ということでありますけれども、震災以降、建築業が忙しいというのが一つの理由かなど。併せまして、予算を見たときに工事の価格、それがやはり忙しい中での仕事ではなかったのかなとも思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 消防長。

○消防長（品村順一） それでは、消防本部より直近の消防庫を建設した価格についてお答え申し上げます。

契約額は税込で2,246万4,000円でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 社会福祉課から13ページの障害児通所支援事業につきまして、その増加人数についてご説明いたします。

この事業には五つの事業がございますけれども、そのうち増加の著しい三つの事業についてご説明いたします。

まず、障害児相談支援事業、一つ目です。相談支援事業給付費がございます。それは当初80人を見込んでおりましたが、103人の利用が見込まれます。つまり増加は23人の増ということです。

二つ目が児童発達支援給付費でございます。これにつきましては、利用人数を40人と見て

おりましたが、54人見込まれますので14人の増ということです。

三つ目が放課後等デイサービス給付費で43人を見込んでおりましたが、51人を見込まれるということで、8人の増ということを見込まれるものであります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今後も入札の不調というのがほかのところでも考えられると思いますけれども、この消防庫の入札ですけれども、これA、B、Cと先ほど基準があるということでしたけれども、これをもう少し緩和することはできないんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 旭市の入札参加資格の名簿に登録されている業者、市内の業者で申し上げますと、A、B、Cランク合わせますと24者ございます。その下にDランクというものもあるんですが、そこは登録の業者の中には数がございませんので、登録している業者全てが応札できるように出したということであります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 地域支援事業の2目、介護予防一般高齢者施設事業費の説明欄1、高齢者筋力向上トレーニング事業委託料ですが、説明では9ページの1目一般介護予防費、一般介護予防事業費の説明欄1、地域リハビリテーション活動支援事業に組み替えるというお話でございましたけれども、この地域リハビリテーション活動支援事業の内容と組み替えしても今までと同様のサービスが受けられるのかどうか、お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） それでは、今回計上の地域リハビリテーション活動支援事業の内容についてお答えいたします。

この事業は、現在、あさひ健康福祉センターの2階で行っております健康器具を使用しての筋力トレーニングでございまして、これからも事業内容は変わらずに継続いたします。ただし、介護認定者以外の方が利用されているということから、新年度からは一般会計で支出することを考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） そうすると、所管は変わらないということなんですか。所管が変わるということなんですか。お聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 新年度からの対応なんですけど、実質、社会福祉課のほうで健康福祉センターのほうを管理しておりますので、所管が完全に社会福祉課のほうの一般会計で処理するということになります。よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 事務局の説明では、還元率が30%というようにお話を聞いておりますが、これは事務局だけで決めていることなのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 3,000円程度の金額ですけれども、こちらにつきましては、やはり実施しております自治体の状況、それから本市がこの事業を始める目的ですか、そういうのを踏まえまして、だいぶよそでは華美になっている点がございまして。そういうのも全部踏まえまして、3,000円相当がいいんじゃないかなということで、内部の中で決定というか、案としてまとまっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ふるさと納税の目的というのは、どこの全国の自治体を見ても、ほとんど六つか七つくらいで同じなんですよ。それはいいですけども、この還元率というのは、3割というのは定価なのですか。それとも原価の3割なんですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 3,000円といいますのは、品物自体の金額で考えておりまして、先ほど説明いたしましたように、プラス送料なんかというのは別に考えております。

現在考えておる中で、道の駅を主体に今考えておるわけなんですけれども、その道の駅に入っております品物を現在、3,000円相当の品物がどれくらいあるのか。それから、寄附の額が例えば2万円、3万円、5万円と、当然上がってくる可能性もありますので、その場合は例えば1万円で3,000円相当という基本線を考えて、それから、じゃ2万円の方はどうするのかという場合に、2万円の方は3,000円の品物を2品やるのか、それとも6,000円という品物を新たに別に設けておいて、どちらかを選択してもらうとか、そういう方法で今やっている自治体が多いです。

さらに、基本線としましては、1万円以上2万円未満、それから2万円以上から3万円未満、それから3万円以上5万円未満、それから5万円以上については一律、この基本線からいいますと、1万5,000円相当の品物を出したいという、その4段階の基準で現在考えておりますので、10万円、100万円いただいた方も、その辺は申し訳ないんですが、1万5,000円相当の品物で対応していきたいというようなことで、ほとんどの自治体、金額についてはだいぶ、さっき言いましたように3,000円の還元も5,000円の還元も、6,000円の還元とかありますけれども、まちまちですけれども、その分類につきましては、今のような方法でやっているところがほとんどであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 1万円で3,000円なら、2万円なら6,000円というのは、還元率に対しては変わらないんですよ。そういう意味じゃなくて、例えば50%の還元率もあるし、100%とか120とか150とかというのも、お金、ふるさと納税を集めている自治体ほど還元率が高いんですよ。その辺からいって、ただ還元率を固定していいのか。ただ事務局だけで判断のできるのか。その辺は市の執行部ももっと柔軟に考えてもらって、どうせ集めるのでは

あれば、銚子市よりはたくさん集めてもらいたいんですよ。その還元率についても、固定した3割、ここには全然条例には書いてありませんけれども、課長が今言っているのは、還元率は3割でずっとやっていくような答弁をしていますけれども、そういうことでなくてももっと弾力的な還元率を考えることはできないのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 還元率と、それから品物の関係につきましては、この条例を受けまして、規則並びに要綱等を定めて詳細を決定していきたいと考えておりますが、基本線としまして、今3,000円程度ということの基本に道の駅等と協議をしております。そういう目安の中で今協議しておりますので、3,000円から4,000円ぐらいの幅になることも考えられますけれども、それを一応基本線で今考えております。

品物が今ご承知のように、だいぶ道の駅が忙しい中で、この品物の今選定を行っている状況でありますので、決定しました中では要綱、規則等で内容等はうたっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第3号の質疑を終わります。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、5号議案で家賃の納期についてお尋ねをいたします。

市営住宅の入居というのは、低所得者ということになっておるわけですが、そういう中で、現在この市営住宅は何戸あるのか、そういう中で生活保護受給者ですか、とその他の低所得者ですか、この戸数についてお尋ねをいたします。

そういう中で、一般的にはこの市営住宅に入っている人は、個人企業経営者ですか、この所に勤めているとか、それから生活保護者なわけですが、個人企業者の給与の支払

いというのはだいたい月末です。それから生活保護も月末なんですね。

そういう中で、この12月、年末の1回だけとはいいいながら、なぜ前倒しの支払いをするようにしたのか。たとえ5日であろうとも、これは前倒しの支払いは厳しいのではないのか、そしてまた期日に支払われないということで、精神的な負担、また負い目を感じるのではないのか。そういう中で、なぜ12月25日にしたのかをお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 申し訳ありません。通告が納期限についてということでありましたので、戸数ですとかその中の生保世帯数については、資料を持ってまいりませんでした。あとでお答えさせていただきたいと思います。

そこで、12月25日とした理由についてですが、これは徴収対策の中で口座振替を進めようということになりました。その話の中で、納期限がいろいろな市の債権によってばらばらだと、口座振替の手数料等多額になるということの中で、できるだけ統一しようということになりまして、統一に当たっては市税の納期、これに合わせていこうということが結論になりましたので、この市営住宅の家賃についても市税の12月の納期、25日に合わせたということとであります。

すみません、管理戸数と生保戸数だけ今メモが来ましたので、管理戸数402戸、うち生保の世帯が42世帯ということとであります。

それ以外はちょっとご容赦いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の答弁ですと何といたしますか、振替にするとか、それからまた市の税金、これに合わせるということでございますが、やはりそうはいいいましても、この方々は、そういうことを言っちゃあれですが生活の厳しい方ですので、やはりそういう中で、その人が精神的な負担のかからないようにするのが私はいいいじゃないかと思うんですよ。やはり固い人ですと、1日でも遅れたら気にしますので、それが結局、市の皆さん方の考えでやるより、やはり一般的な考えによってこれはやっていったほうがむしろいいじゃないかと思うんですが、どういうふうに思いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 議員のおっしゃるように、気持ちに寄り添えなかった部分がもしか

したらあるのかもしれませんが。ただ、納付状況を見ておりますと、確かに給料をもらった翌日に納めてくれるとかという方もいるようですが、そのほとんどは給料とかにあまり関係なく納期で納めてくれているということも実態としてありますし、逆に納められない方については、より相談を密にしていく中で対応していければと、そんなふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、だいたい期日までに納められない人が今までどのぐらいいるのか。それと同時に、やはりこの前の銚子市の件もあるでしょう。ですから、そういうことを含めて十分対応していただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ご指摘のとおり、納付相談等をきっちりとやりながら進めていきたいと思います。

それから、銚子市の例が出ましたのでご報告ですが、今件数ははっきりした数字言えないんですが、減免制度もあるよということで、入居者に連絡をして相談をいたしました。結果として、たしか40件程度が減免になったように記憶しております。一応報告です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、9号議案について質問します。

まず、27年末の土地の簿価ですか、それから、建物から始まりまして償却資産の簿価。また、28年4月からということですが、この土地の時価ですね。それから建物から始まりまして、償却資産の時価。またそういう中で、土地の時価と簿価の差額、それから建物を含めた償却資産の簿価と時価の差額、そしてそれら土地、それから償却資産を含めた全ての時価と簿価の差額ですか。

それとまた、今回所有権を移すということですが、どれとどれを所有権を移すのか、これから見ますと、ざっくりあれしますと、土地は、これは登記してありますから所有権を移せます。それから、建物も登記してあるから移せるわけですが、多分市ではこれはしていないからこれはどうなるのか。そういう中で、その他のものはどういうふうにするのか。それで、これはどういうことを根拠に所有権を移さなければならないのか。その根拠につきましては、市長に議員の皆さん方に十分理解、納得できるような説明をお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、議案第9号のご質問にお答えしたいと思います。

かなり詳細の質問だったので、答弁漏れがあるかと思いますが、その時はご指摘いただきたいと思います。

簿価と時価との差額が前半の主な趣旨かなというふうに思っています。こちらで、現在時価と簿価の分類ごとに分けたものがありますので、それを申し上げたいと思います。

分類の仕方が高橋議員ご指摘のとおりじゃないかもしれませんが、取りあえず今持っている資料ということで……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 中身は全部いいですか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） では、例として土地をちょっと時価、申し上げます。15億9,755万3,622円、これが時価です。簿価は24億3,295万6,273円、ちなみに差額としましては、

8億3,540万2,651円時価のほうが安くなっています。

細かいことはいいということです、合計で申し上げます。合計の内容ですが、土地、建物、構築物、車両、立木、それら含めて。時価ですが336億1,680万9,151円で、簿価ですが366億9,601万6,919円、差額ですが時価のほうが30億7,920万7,768円、時価のほうが安くなっております。

それと、この中には10号のほうで分類しました償却資産のほうは、今は載せていません。

9号関係の……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい。今のは9号関係の時価と簿価の差です。

それと、所有権を移す根拠というご質問だと思います。これは、地方独法の66条に、ちょっと条文を読み上げます。「移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務」、括弧書きがありますが簡単に言いますと、設立前までに当該団体が持っていた地方債、これは除くというような言い方をしています、「のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する。」という、ここが根拠となります。

以上でございます。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) 移転の方法。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) 先ほどもありましたとおり、例えば登記簿謄本、権利書等がある場合には、それは所有権移転ということで登記の形でいきます。

それから、どういう形というか、あとはそのまま……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) 現在、今、旭市ということで所有権が登記されています。それを……

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい。独法のほうに所有権移転します。

(発言する人あり)

○企画政策課長(横山秀喜) はい。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 市長。

○市長（明智忠直） 今、企画政策課長がだいたい説明をしたと思いますけれども、地方独立行政法人へ移行する際の法律的な部分で、その財産を承継させるということに政令で決まっておりますので、そういったことで承継をさせるということだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、私はそれ、ちょっと建物については認識なかったんですが、建物はちゃんと保存登記をして、登記をしてあるということですね。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 続けてお願いいたします。

○21番（高橋利彦） そういう中で、公共的な施設の設置等については、地方自治法では公の施設ということになるわけですが、地方独法では公共的な施設、言葉は同じなんです、ちょっとニュアンス違うような中で、それでここに、地方公共団体は当然公の施設に関し、何らかの権限を取得していることが必要であるが、必ずしも所有権を取得することは必要でなく、賃借権、使用貸借権などを取得していれば足りるものということになっているわけですね。なぜそういう中で所有権まで移さなければならないのか。

それで地方独法の場合は、最終的には市が責任を持たなければならない。民法は適用されないわけですね。民法であれば負債が出て、じゃ足りない部分は、皆さん残った財産で配分してくださいということになります、地方独法の場合は最終的には、責任は市が負担していかなければならないわけですね。そういう中で、なぜあえてこの経費をかけかけ、移転までしなければならないのか、市が所有権を移転しなければならないのか。最終的にはこれは議決でございますので、市長がこの議場で議員が十分理解、納得できるような説明をしていただきたいと思ひます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 賃借権でもいいというようなお話です。その件に関しましては、賃借権を現在市が持っていれば、賃借権をそのまま移す、所有権を持っていれば所有権をそのまま移すということなんです。ですので、所有権を持っている、所有権を、例えば土地とか建物、市が所有権を持っているものをあえて貸しておくよというような賃借権ということ

は想定していない、法の趣旨からしておりません。つまり、先ほどちょっと申し上げましたが、66条では現に設立団体が有する権利及び義務、これを承継しろということが規定されておりますので、賃借権にして貸すという考え方ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これは土地、建物ですか、これは登記されているものですから更新料がありますよね。そんな中で、病院におけるこの資産ですか、ここにあります償却資産、いろいろあるわけですが、これらは何もそういう手続きをしなくてできるわけでしょう。例えばここに、電話加入権とかソフトウェアとかいろいろありますよね。これは、何も登記してあるわけじゃないんですよ。そういうものがこういう移譲という、何といいますか、ここは、こういうものが病院に承継させるということでありますから。それにしたら同じ承継だから、何もあえて賃借権つけなくたって、この移譲で登記しないで承継させてもいいじゃないんですか。片一方は、ただ議会で通ったから承継させる、土地、建物は何でそれを、権利の移転までしてやらなくちゃならないのか。一本の考えでいいじゃないんですか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今おっしゃられた質問ではなくて、先ほど出た質問につきまして、企画政策課長のほうから建物について、登記もしてあるというお話でございましたけれども、建物の登記につきましては、現在手続きを進めております嘱託登記において、市のほう、いわゆる今まで固定資産税等かかっておりませんでしたので、登記する必要性がありませんでしたけれども、承継するに当たりまして、そういった法的なものが必要になりますので、土地は既に旭市ということで登記してございますけれども、建物については現在旭市名義で登記する手続きを進めているところでございます。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 正直言いまして、ちょっと質問の意味がよく分からなかった。

今の言葉からの想像で、もし違っていたら指摘してください。

土地、建物に関しましては登記をして、それで今度所有権移転という今回整理をしているという、今事務部長からありましたように、そのような手続きをする。それ以外の権利に関しましては、議案の中に入らなくていいという、そういう意味なんでしょうか。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 会計の話がちょっと絡むことかなと思うのではあるんですけども、資産ということで権利を中央病院のほうに、権利ということで引き継ぎます。その中の分類が土地、建物に始まって、これら今、権利の承継ということで12項目にわたるものが、いわゆる独法がスタートする段階での資産ということになりますので、それを現在市が所有している権利を承継すると、そういう議案だと思います。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私の方もちょっと違っているかもしれません。もし違っていたら。いわゆる資産を登記するというような場合、対抗要件として建物とか不動産については、そのものがその本人の所有物だというふうなことを対外的に証明するためには登記が必要と、その他の普通の物産、いわゆる動産と言われるものは持っているものについて、基本的にはそのものの所有だということが推定されるということで、したがって、建物と土地については登記が必要。それから、ほかのものについては、それが実際所有される者のもとへ渡れば、それで一応その人のものになったというふうに見られるということの話で、わざわざ土地、建物は登記をして移す、ほかのものはただあったものをあげたよという形で、議会で承認をいただくと、そういう形になっているのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それではお伺いします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を12分類とした基準についてお伺いします。

議案第10号で、財産を無償で譲渡するとしていますが、このこととの関係についてもお説明願います。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第9号では、先ほど申し上げました12項目、それで10号で器具・備品、この項目、基準は何かと、そういうお話だと思います。

まず、9号のほうの12項目ということですが、これは公営企業会計で使用している貸借対照表の資産の部、これの科目を独法会計基準で整理して、承継させる項目について12項目としております。

2番目の議案第10号の話になりますが、こちらとの違いは何かということですが、これは主に器具・備品ということで、財産、物品のうち長期安定的な法人の財産を承継させる権利としては、この分野につきましては比較的短期間で償却される器具・備品類については、病院と協議の結果、今回無償譲渡という議案で提出させていただきました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、12分類のうち9現金預金、10未収金、11貯蔵品、12長期貸付金は、平成27年度末残高全てを権利承継するとのことですが、これらの見込額をお伺いいたします。

併せて10未収金、12長期貸付金の内容をお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 末の見込みということです。これにつきましては、病院から伺っている数字を答えたいと思います。

現金預金につきましては62億8,201万4,051円、未収金ですが47億3,496万8,714円、貯蔵品は1億9,395万8,949円、長期貸付金ですが7,070万9,000円というふうに伺っています。なお、未収金、長期貸付金の中身につきましては、具体的な中身ということで、中央病院のほうで回答させていただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、未収金と長期貸付金の中身ということで、その内容ということでご説明いたします。

未収金といたしまして見込んでおりますのは、28年の2月、3月の診療報酬の請求額と、あと附属施設のほうの介護保険の請求金額及び3月末近くに窓口でお支払いいただいた方の診療費のうち未払いが発生しているものと、あと長期滞納者分、これは長期にわたる滞納者の方の分が計上をしているものでございます。

貸付金につきましては、看護学生のほうに奨学金とは別に、卒業後直ちに当院の看護業務に従事するということを約束していただくということであれば、奨学金とは別に貸付金希望者に貸し付けのほうを行っているものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） 先ほども出ましたが、地方独立行政法人法第66条の1項では、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務から当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち、当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除いて、当該移行型地方独立行政法人が承継するという規定になっております。

言い替えますと、この議案第9号、10号の議決により、借入金だけを残して企業債、恐らく二百数十億になると思いますが、それを旭市に残して独立行政法人になるということです。これまでの説明では、独立行政法人移行前に病院が既に借り入れていた借入金は、市が債務を負い、その金額、元利償還金を病院が市へ支払うということでありました。このことがどのように担保されているのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 66条の規定では確かにそうっております。独法法の第8章の中に公営企業型地方独立行政法人に関する特例というのがございます。その第86条ですが、債務の負担という項目がありまして、これも読み上げたいと思います。「公営企業型地方独立行政法人は、設立団体に対し、第66条第1項に規定する地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担する。」となっております。これで義務ということに含まれるということになります。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、第10号の財産の無償譲渡についてお尋ねしますが、財産の内容はイメージガイドほかということになっているわけですが、これは無償ということですから、多分これは時価評価はしていないと思うんですね。そういう中で、してあれば、そのした金額。それから27年末の簿価ですか、これは幾らになっているのか。そんな中で、これはなぜ無償譲渡するのか。それはこの独法の中にどういうふうになっているのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 器具・備品関係でございますが、時価評価してございます。その数字を申し上げますと、48億800万円です。あっ、失礼しました、これは簿価ですね。時価価格ですが26億4,800万円で、簿価の価格ですが、先ほど申し上げた48億800万円です。

それとあと根拠、独法でどうなっているかという、無償譲渡の関係ですね。これにつきましては、独立行政法ではございません。地方自治法の第96条第1項第6号ということで、自治法のほうが根拠ということになります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の説明ですと自治法が根拠だということでございますが、そんな中で、結局あれですね。これ無償譲渡された場合、独法の中では財産的基礎を有するために、一般的にはまず設立団体が土地、建物などの現物出資または金銭による出資を行うことが予定されておると、出資を受けた場合、地方独立行政法人の会計において、これを資本金として処理するということになるわけですが、無償譲渡ということは、今度は独法になったとき、あえて資産として計上しなくていいということなんですよ。

それと、先ほど地方自治法の説明をしておりましたが、その地方自治法の具体的な内容はどういうふうになっているのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 経理のほうのまず関係ですが、詳しくは中央病院のほうで回答していただきたいと思います、私のほうではそれは資産計上するというふうに聞いて

います。

それと、地方自治法のほうの内容ですが、重要財産の処分をする場合に地方自治法に規定がございまして、例の2,000平米、5,000万円ですか、その場合には議会の議決を経るということに基づきまして、それに基づいての議案提出ということになります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 先ほどの資産計上してということでございます。資産に計上いたしまして、こちらのほうは資本金のほうに組み入れるかどうかということだろうと思うんですけども、貸借対照表のほうで資本の部というのは、資産から負債を引いた部分になると。当然権利と義務、両方とも病院のほうで引き継ぐ形になりますので、そのように沿った形で処理をする形になります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私、納得できないんですけども、今課長は面積要件、金額要件を超えるものだから議会にかけた。何ら根拠がないでしょう。これだけのものを。ただそれだけでしょ。それと同時にまた、今病院のほうでは資産計上するということですが、この文言からやったら、あえて資産計上する必要はないんですよ。当初ゼロでもらったものを、一般企業であればもらったものを結局、これはみなし課税とかなんとかされますけれども、行政の場合は税務署も全然入らないから、これではやりたい放題、はっきり言ってどうやって何ら問題ないわけですよ。それと同時に、新しい独法になったとき、ゼロで計上したからって市は全然それには関与できないわけですよ。まるきりこれでは答弁がなっていないんですよ。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 先ほどの根拠というお話ですが、自治法をもう一度読み上げますと、途中省略します。普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、対価なくしてこれを譲渡してはいけなくなっています。ですので、議決があればできるという旨です。それを根拠で提案をしているんですけども……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） ですので、それは前の議案と同じように、今旭市が持っている権利、これを承継するということになります。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、先ほどの、資産計上しなくてよろしいんじゃないかということだろうと思います。

これは、独法会計のほうに従いまして、今コンサルの方のアドバイスも受けながら、それに沿った形で処理のほうをすることを考えてございます。基本的には、資産計上、今回鑑定評価で資産計上をいたします。それに対しまして、それに対応する減価償却費につきましては、資産勘定、見返負債、すみません、言葉ひょっとしたら間違っているかも分かりませんが、見返負債として負債のほうに計上をして、毎年の減価償却対応部分を戻し入れをすると、そういう処理のほうでコンサルの方と今指導を受けながら行っているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、11号議案ですか。まず収支計画についてお尋ねをいたします。

25年度決算では退職金手当の負担、約11億8,000万円の免除、それに加えて市の負担分、約6億8,000万円が繰り入れされたことによりまして、8億9,000万円の利益が出たわけでございます。そして、26年度も退職手当負担の免除、そして市からは、大幅に減りはしましたが2億1,000万円の繰り入れによりまして、3億7,000万円の利益が出たということになっておりますが、独法に経営形態が変わるとはいえ、4年間で31億円からの利益、これは年間にしますと平均7億5,000万円になるわけでございます。

それに加えて、退職金のこれからは、そういう中で退職金の積立の金額は、今度は独法になったら幾らになるのか。それを含めると莫大な額になるのではと思うわけでございますが、そういう中で収支の改善というより、一気に収支が変わる要因について伺います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、収支に関するということで、最終的なご質問につき

ましては退職金の積立額ということと、それに基づく収支改善要因ということだろうと思います。退職金の積立額ですけれども、今現在こちらのほうは、年金数理人のほうにその見積もりのほうをお願いしているところでございますが、おおむね107億円ぐらいになるというふうに関推測してございます。

これは、まず最初に負債のほうに計上いたしまして、退職引当金として計上のほうをいたします。また、収支につきましては、今回独法会計に移行するということで、先ほど来ご質問のあります資産の評価の見直し等々で、減価償却費の減少等さまざまな要因がございすが、それらを含めて、先ほど議員からお話ありました利益計上ができる見込みでございします。以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の説明ですと、利益が出るのは減価償却、たしか減価償却がここで時価と簿価では50億円違うわけですね。そうすると、黙っていたってかなりの利益が出るわけですよ。50億円という金額は大きいですから。

そんな中で、それだけ出るといふのは分かるわけですが、実際の経営内容というの、じゃそんなに変わりはないということですね。収支内容です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） 実際の収支ということでございすが、ここにお示ししてございしますのが実際の収支でございします。ですので、全てのものを含めてという考え方で考えただければ、現状はこの31億円という数字が出てくるというところでございます。

運営自体につきましては、ここに記載してございします医業収益、医業費用等々を見込んでいるものでございします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 要は、減価償却費ですか、減価償却費は、これは経費に計上されるわけですね。ですから、これが減るから利益が出ると、私はそういうふうに見ているわけなんです、市のほうではどういうふうに関それを、計画が出た段階で内容を把握しているのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） どのように把握しているかということでございますが、もちろん高橋議員ご指摘の減価償却、これは財産の適正な見直しということで、決して黒字を出すために減価償却を、資産を下げているわけでもありません。適正な価格で、時価でスタートするということで再評価している結果がこうなっているということでございます。

ただ、収支に関しましては、例えば病院の経営の努力がこの中にどうあるかみたいな考え方、これにつきましては、中期計画全般的な話になろうかなというふうに思います。これにつきましても、計画の中、今までもご説明させていただきました評価委員会等の評価もいただいて、適正なものだというふうに判断をして、今回議案として提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（景山岩三郎） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第12号までの12議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日までに審査を終了されますようお願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は7日定刻より開会いたします。

皆さん、大変ご苦勞さまでございました。

散会 午前11時32分

平成27年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成27年12月7日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		4 番	有 田 惠 子
5 番	宮 内 保		6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利		8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範		10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄		12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代		14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世		16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英		18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹		20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦			

欠席議員（1名）

22 番 林 正一郎

説明のため出席した者

市 長 明智 忠 直	副 市 長 加 瀬 寿 一
教 育 長 刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 吉 田 象 二

秘書広報課長	飯 島 茂	行政改革推進課長	佐 藤 一 則
総務課長	加 瀬 正 彦	企画政策課長	横 山 秀 喜
財政課長	林 清 明	税務課長	林 利 夫
市民生活課長	大 木 廣 巳	環境課長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	健康管理課長	加 瀬 幸 重
社会福祉課長	加 瀬 恭 史	子育て支援課長	大 矢 淳
高齢者福祉課長	宮 内 隆	商工観光課長	向 後 嘉 弘
農水産課長	高 木 寛 幸	建設課長	大久保 孝 治
都市整備課長	川 口 裕 司	下水道課長	高 野 和 彦
会計管理者	高 木 松 夫	消防長	品 村 順 一
水道課長	鈴 木 邦 博	病院事務部長	飯 塚 正 志
病院経理課長	土 師 学	庶務課長	角 田 和 夫
学校教育課長	石 見 孝 男	生涯学習課長	高 木 昭 治
体育振興課長	加 瀬 英 志	監査委員局長	田 杭 平 三
農業委員会事務局	岩 井 正 和		

事務局職員出席者

事務局 長	阿 曾 博 通	事務局 次長	高 安 一 範
-------	---------	--------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（景山岩三郎） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

大きく分けて2点の一般質問を行います。

大きな1点目は行財政改革についてであります、これは交付税削減による来年以降の収支計画についてお尋ねします。

旭市も合併以来10年、合併のメリットである交付税の優遇期間の10年目を迎えました。

そこで1として、現在、交付税が年に十七、八億円多く来ているといいますが、その額と、それを市と病院に分けての額、また、交付税の算定基準となる基準財政需要額の合併時と比較した額とその内容について。

二つ目として、来年以降の削減額についてと、それを市と病院に分けての額。

三つ目として、交付税が削減されても市の財政は問題ないのか、今後のシミュレーションについてお尋ねします。

大きな2点目は、新庁舎建設についてであります。

まず1点目は、文化の杜公園設置の目的と規模の根拠についてであります。14町歩、平米に直しますと14万平米という広大な面積の、そして17億円という莫大な予算を使って造った文化の杜公園、何を目的に造ったのか、そしてこれだけの公園を造った具体的な根拠について伺います。

2点目は、文化の杜公園の新庁舎予定地の土地の取得額と造成費などについて伺います。

3点目は、防災公園の機能について。文化の杜公園は防災機能を持った公園ということを強調していますが、防災とは、読んで字のごとく災害を防ぐということですが、どのような災害を防ぐ機能を持った公園なのか具体的に伺います。

4点目は、市民会議並びに、日本語は市民の声、英語ではパブリックコメントと議会の位置付けについて伺います。

庁舎の建設場所は、市民にとっては利便性はどうかということで、一番の関心の的であります。それが、議会は全く蚊帳の外、そして委員の定数を集めることができなかった市民会議、また、パブリックコメントなどと英語を使った市民の声、それも35人、そのうち文化の杜は半分にも満たない、それがなぜかそれに対しての思いというのはきちんと持っていつてあげる必要があるということですが、市民会議またパブリックコメント、つまり市民の声が議会より優先されるということは、議会はただ単なる追認機関なのか伺います。

5点目は、庁舎の位置の優先順位について伺います。

自治体の憲法でもある地方自治法においても、住民の最も便利であるように、交通の事情その他の官公署との関係に配慮しなければならないとされておりますが、しかし今、文化の杜公園、庁舎建設の有力候補地になっていますが、何が優先された結果なのか、その優先順位について伺います。

6点目は、総合計画においての建設計画について伺います。

新庁舎の建設は、合併協議会の新市建設計画において最優先課題として新しい市に委ねられました。それにより、新市の総合計画、その平成19年から23年の前期計画においても、平成26年を目途にと明記されておりました。これは、合併後10年間使える有利な財源を使った庁舎建設計画でありました。それがなぜ計画どおり建設できなかったのか、その理由について。

2点目は、後期計画では庁舎の完成は平成30年、今、東日本大震災の復興、そしてオリンピックを控えての建築費の高騰、一番悪い時期なのになぜ急ぐ必要があるのかお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 1 番目の質問の交付税についてお答えします。

質問全部メモがとれませんでしたので、すみませんが、答弁漏れがあったらお願いいたします。

まず、18年と25年を比較して、市と病院の内訳も含めて交付税の額ということです。

まず、平成18年が全体で約76億2,000万円、そのうち病院分が12億4,237万円、次に基準財政需要額ですが、18年が131億4,100万円ぐらい、25年が147億円強です。

それでよろしかったんですか。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 削減額ですが、平成26年度のベースで考えますと、余分に来ている分、一本算定と算定替えの差が約14億円程度ということでありますので、そこを基準に考えれば、今後5年間で14億円減ると、28年度に関していえば、その1割ということですから、1億4,000万円ぐらい減るのかなというふうに考えております。

シミュレーションについては、行革課長、お願いします。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、第3次アクションプランの財政シミュレーションにつきましてご説明いたします。

第3次アクションプランの財政シミュレーションにつきましては、平成25年度決算と平成26年度の決算見込みをベースに、アクションプランの計画期間であります平成27年度から33年度までの7年間の推計を行ったものであります。

歳入・歳出の主なものにつきまして、簡単にその推計方法を申し上げますと、まず歳入についてですが、市税については平成25年度決算を基準とし、人口推計の伸び率と収納率の向上を見込み推計し、普通交付税については平成26年度の算定額を基準とし、人口推計や市税の伸び率を見込み推計しました。また、合併算定替えの支援が平成28年度から平成32年度にかけて段階的に縮小し、平成33年度に終了することも見込んでおります。

地方債については、予定される建設事業については、合併特例債などの交付税措置の有利な起債の発行を見込んでおります。

続いて歳出ですが、人件費については、第3次定員適正化計画に基づく職員数の推移を基

に推計し、扶助費については平成25年度決算を基準とし、過去の伸び率や人口推計の伸び率を見込んで推計しました。

投資的経費につきましては、普通建設事業費やインフラ更新費用等を見込んでおります。

こうした基準で推計した結果、普通交付税の合併算定替えの終了によりまして、歳入が大きく減少する一方で、義務的経費である扶助費は増加していくため、財源に不足が生じる見込みであり、その財源調整としまして、財政調整基金の取り崩しを平成30年度から見込んでおります。

したがいまして、今後の行財政改革の中で、現在策定中の公共施設等総合管理計画の方針による公共施設の統廃合など、歳出の抜本的な見直しを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、都市整備課のほうからは、2番の庁舎建設につきましてのうち（1）文化の杜公園設置の目的と規模の根拠について、それと（3）の防災公園の機能についてお答えいたします。

まず初めに、文化の杜公園設置の目的と規模の根拠についてですが、当初は、千葉県東総文化会館の建設に併せまして、会館の周辺の景観整備、それと来館者の駐車スペース、そういったものの確保を目的といたしまして、整備面積を会館の収容人数や周辺の土地の状況、その辺を勘案しまして、仁玉川南側の市道に囲まれた一帯の区域として、昭和62年から平成10年まで整備を行いました。この間には県立東部図書館のほうも建設されております。

それで、現在の面積になりますけれども、文化の杜公園の都市計画決定、その時に現在の面積になっております。当初の整備に引き続きまして、東総文化会館、県立東部図書館の効果を増進して、市民の文化意識、文化活動の一層の活発化を図ることを目的として、この区域を積極的に整備していくことが必要との考えで、文化拠点となる文化ゾーン基本計画を平成11年3月に策定しております。

この計画の中で、公園の面積につきましては、都市公園法で公園面積に対しての施設の建築面積の、建築割合の制限等がございます。そうしたことから、東総文化会館、東部図書館、この建築面積と、この文化ゾーンの基本計画の中での施設の建築面積、合計面積といたしまして1万2,000平方メートルとなります。これを整備するために、公園の全体面積としては13.8ヘクタールは必要となるということです。

（発言する人あり）

○都市整備課長（川口裕司） 利用といたしますか、今言ったように、この文化ゾーンの基本計画ですか、そのときには、情報の関係の施設ですとか、市の郷土資料館的な、そういったものを計画していましたので、そういったものについては都市公園の全体の面積に対して10%まで認められるということがありまして、今説明しましたように全体で1万2,000平方メートルということになると、全体の面積としては13.8ヘクタールの敷地が必要になるということで、これはそのために、仁玉川北側の県道と市道に囲まれた区域7.6ヘクタールを加えて、全体として県のほうの関係機関とかいろいろ協議を重ねまして、公園として都市計画決定したということになります。

それと、（3）の防災機能ですけれども、議員さんのほう、防災、災害を防ぐということでございますけれども、基本的に文化の杜公園は、そうした大きな災害が起きたときのための、その次の二次災害ですとかそういったことを防ぐというような意味合いもありまして、文化の杜公園、市街地に近いということから、災害発生直後に多くの市民が避難されることを想定したオープンスペースの確保、これを一番の目的といたしまして、多目的広場、芝生広場の整備、また、その際の便益施設として常設のトイレに加えましてトイレの污水管を利用した非常用のトイレ、そうしたものも設置できるように、12か所の場所を設けているということです。

その他につきましては、災害発生後さまざまな救援活動が想定されます。その際に、公園の中に大型の車両等も乗り入れると思いますので、公園の通路や広場、そうしたものは大型車が入れる構造、そうした十分に耐えられるということで、通路の幅員ですとか面積を整備しているということです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは新庁舎建設の関係で、（2）（4）（5）（6）についてお答えいたします。

まず、（2）の文化の杜公園の庁舎予定地の土地の取得価格と造成費ということでございますが、これにつきましては、現在想定する区域に係る費用、用地取得費が1億8,340万円です。それから、造成の費用が690万円という形になっております。

続きまして、（4）の市民会議とそれからパブリックコメントと議会の位置付けの関係でございます。

まず、①の市民会議でございますが、これは市が設置要綱により定めたもので、法律や条

例のような強い縛り、これはございませんけれども、新庁舎の建設に際しまして、新庁舎に関する事項について幅広い見地から意見を求めるため、旭市新庁舎建設市民会議を置くという形で定めて、これは信頼できる市民、代表者の意見として考えておるところでございます。

パブリックコメントの関係ですけれども、これは35人の意見ということでございましたけれども、実際には構想を作る段階で1回目、これは26年2月に実施しておりまして、この時には65人の意見をいただいております。これは、庁舎建設位置にふさわしいという内容でとったところの意見でございました。

それから2回目が、26年8月の広報で実施を知らせまして、8月15日からとったもの。これが35人ということで、庁舎建設位置にふさわしいという意見が、どちらも文化の杜という形であったということになっています。

それと、議会との関係なんですけれども、議会はもちろん、市民の負託を受けまして一般選挙で選ばれた議員でございますから、最終的な議決を経て全てのことが決定するということとはございます。

そういう中で、新庁舎の建設手続きにつきましては、市民会議、それからパブリックコメントの結果等を受けまして、議会のほうには平成26年1月31日で議会の全員協議会、この時は基本構想の報告をしております。それから、3月20日にはパブリックコメントの結果の集計、それから基本構想の修正案もお出ししたところでございます。それから26年9月には夏のパブリックコメントの関係等も含めまして、庁舎の建設位置の検討状況のご報告をさせていただいて、ご意見をいただいているところであります。

さらにそれぞれの、27年になりましては3月、6月、9月のそれぞれの定例会におきまして、施政報告それから政務報告の中でお知らせしているところでございました。

さらに、この11月2日には議会の全員協議会を開催いたしまして、現在の状況等もお知らせしているところでございます。

続きまして、まず庁舎の位置の関係、住民の利便性というお話がございました。庁舎の位置の検討に際しましては、新庁舎建設市民会議、それからパブリックコメントもありました。市民の利便性についても当然評価の対象としております。評価項目といたしまして、地理的な条件、それから公共施設の連携、周辺商業施設等の集積、交通アクセス、来庁者駐車場の確保、周辺交通への影響等を掲げまして評価を行いまして、この中でも市民会議にそれぞれ点数を付けていただいた。それから、パブリックコメントでの意見集約の中でも、文化の杜公園という所が高い評価を得た結果であったということで、これについては文化の杜公園、

脇に南北に縦断する県道沿いがございます。国道の126号にも近接している状況もあります。現庁舎よりも若干南側にはなりますけれども、交通アクセスとしては、県道沿いに位置している点でそれを補えると考えております。他の評価項目を見ても十分、市民の利便性はあるのではないかとこのように考えるところでございます。

続きまして、総合計画の関係でございました。

総合計画、確かに19年3月に策定されまして、前期の計画があります。その中でも、新庁舎に関する位置付けをしております。新庁舎建設の検討ということで、確かに議員おっしゃるように、平成26年度の建設を目標といたしまして、建設計画を策定していくんだということで、さらにその中では新庁舎建設のための基金を設置し、積み立てを行うという形で記載されておりました。基金につきましては、前期の計画の中で、きちんと基金条例を設置いたしまして、今、積み立てしているところでございます。

ただ、前期の中で、26年目途というのがずれているというのは確かにあります。これは、前期計画ができ上がるとほぼ同時に小・中学校のやはり耐震化を優先すべきという、これは9月議会でもお答えしたとおりでございまして、それが優先して先延ばしという、当時の判断があったということでお答えしたところであります。

ただ、後期の中では、震災のこと等もありまして、30年度には建設したいということで、今進んでいる状況にあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、再質問します。

ただいまの答弁ですと、これから5年かけてこの交付税が減ることなんですけど、今、交付税が多く来ている、来ていると言いますけれども、実際問題、本当に多く来ているのか。まず、交付税の基準となる人口、面積、それから道路ですか、これがまず交付税の基準になると思うんですよ。多く来ているといっても、ただ単価が上がっただけじゃないんですか。

それと、またそういう中で、この臨時財政対策債、これは国に代わって市が借金したもののなんですよ。ですからそれで、本当に交付税が多く来ているのか。単価が上がったでは、これは多く来ているという話にならないわけですよ。

それとまた、これからのシミュレーションでは、30年にはその基金を取り崩しすると、貯金を取り崩しするということですが、市長は、行政改革課、これはこういうことを念頭に入れた中で鳴り物入りで作ったと思うんです。それがなぜ、10年のめどに、その財政が、収支

が合うようにできなかったのか。それに対して、行政改革課に市長はどういう指示をしたのか。

そんな中で皆さん方は、職員を減らしたとか、人件費を減らしたとか言いますが、実際問題、例えば、これは猫だましみたいなものなんです。干潟の保育所だって、あれは、指定管理者にして貸したわけでしょう。これはその組織がなければ、これは当然人が減りますよ。それから水道課だって、職員減らしたといっても、お客様相談室を作って、物件費が何かで、ただ科目を変えるだけ。それから、各公民館なんかにも再任用職員がいますけれども、人件費では載っている。しかしこれは人を減らした、これでは本当に目先を、極端に言えばごまかしたみたいなものなんです。本当にこれで人が減ったのか、人件費が減ったのか、ただ科目の付け替えじゃないんですか。まずその点をお尋ねします。市長にまず、なぜ行政改革課を作ったのか。それに対して、計画どおり進まないのに対して、どういう指示をしたのか。

○議長（景山岩三郎） 明智市長。

○市長（明智忠直） 行政改革推進課の設置の目的というようなことで、何回か高橋議員からお話がありました。その都度都度、お答えをしているところでありますけれども、大きな目標としては、やはりこの合併特例期間が終了するころに市の財政状況がどうなるのかという、詳細な見通し、シミュレーションを立ててもらおうということが第一の目的であろうかなと、そのように思います。

そしてまた、今、現実やっていることは、公共施設白書、そういったものの作成やら、これから進めるべき公共施設総合計画でありますか、公共施設等総合管理計画、そういったものも含めながら、公共施設の統廃合をどう考えるのかというような部分もこれからの大きな行政改革課の仕事だと思っております。

そしてまた、納税率向上ということで、非常に滞納が多かった旭市の中で、今、結構、その納税率が上がってきておりまして、差し押さえとかそういったものも順調に進めているところで、かなり納税率は上がってきている。その行政改革推進課を設置した一つの大きな目的は着実に進んでいるのかなと、そのように思っているところでありますので、理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 多方面にわたっておりますが、趣旨としては、交付税が多く来ていると言っているけれども、来ていないんじゃないかということだろうと思います。

そんなところから、まず、その交付税における合併の特例、メリットについてもう一度お話をさせていただきたいと思います。

まず、合併後の交付税の算定につきましては、本来であれば、合併当時7万人、現在では6万8,000人弱となっておりますが、この人口、これを持つ一つの市として、それに見合った算定となるのが本来であると。これを、特例措置により合併前の旧1市3町がそれぞれ存在するものとして、それぞれの市町の普通交付税を別々に算定して、その合算したもの、それを交付税として12年間措置してもらってきたというもので、これを合併算定替え、いわゆる合併のメリットと言ってきました。

どういうことかと申しますと、合併すると、1市3町、四つあった市町村が一つになるということでもありますので、より大きな市一つとなるということから、スケールメリット等もあるだろうということで、本来、職員数もかなり少なくて済みますし、また、議会それから教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等の行政委員会、これも一つで済むということ。それから、各種施設についても必要な量はかなり減るということから、本来、いわゆる基準財政需要額として算定される行政経費、これは縮減されて、いわゆる交付税算定の基礎となる基準財政需要額は減少するはずであります。これが旧来どおりに算定してもらっていたと。このために、普通交付税は本来減額されるはずのものでありましたが、特例措置により合併する前の1市3町の交付税の合計額が交付されてきたということでありまして、合併したから交付税が増えるというのではなくて、この交付税における合併のメリットというのは、合併したのに交付税が減らないというのがメリットであるということをもまずご理解いただければと思います。

言い換えれば、必要のない余分な経費、先ほど申しました議会ですとか行政委員会ですとか、それから施設等について、国のいう基準財政需要額の上では、必要のない余分な行政経費について交付税としてもらっていたということになります。

したがって、本市とほぼ同様の規模を持つ銚子市の交付税も、旭市において17年、18年と25年を比べると増えているわけですから、銚子市も当然増えているというのは現実であります。これは、行政需要がどんどん増加していることによりまして、国の認める行政経費、これが全体として上がったためであり、銚子市も上がるのは当然のことだと、旭市が特別に上がったわけではなくて、旭市が特別だと言えるのは、下がらなかったことが特別なんだというのが本来であります。

ただ、じゃ、合併しても財政的に何らメリットもなかったのかといいますと、何度かこれ

も説明してきておりますけれども、合併特例債というものの発行が認められているという中で、これは後年度交付税算入されるわけでありますので、25年度でこれを見ますと、その交付税算入額、これが5億6,000万円弱というところまで増えているということであります。これらが合併のメリットだろうということです。

先ほど指摘のありました臨財債ですが、これは今も申し上げておりますとおり、行政需要がどんどん増していくと。もとはいわゆる五税を基準に考えておりますので、国はそのトータルの中で、いわゆる交付税特会というものが足りなくなってきたということで、それを初めのころは、たしか国が全額借りてやっていたんだと思いますけれども、いつまでもそれではもたないという中で、市町村が半分借りてくれということで、その市町村に借りてもらう分、本来交付税として交付するんですけれども、足りないから地方も借りてねというのが臨財債ということになります。ただ、消費税の値上げ等に、それから景気が若干よくなってきたこと等も含めまして、27年度は26年度に比べてその臨財債の額が減っているということで、国の今現在の方針としては、28年度はさらに臨財債部分を減らすんだと、いわゆる生身のお金として交付する分を増やしていくというようなことになっているんだろうと思います。

取りあえずそれで。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 人件費の話がございました。

保育所の関係、それから水道の関係、公民館の関係等ご質問でございました。

ちょっとその辺は細かい所はありませんので、人件費の決算の動きということで、18年度の決算、17年度は合併した年度でしたから参考にしないということで、18年度の決算だと60億6,700万円という人件費が出ております。26年度の決算は49億5,800万円ということで、この差は11億1,000万円ほどあるということ、人件費だけでそれだけ減っていると。ちなみに、ここままで149人ですかね、減らしてきております。それらは確実に浮いております。

ただ、物件費それから賃金に振り替わっているんじゃないかということなんですけれども、実は18年度と26年度の物件費の委託料とそれから賃金、これらを合わせましても、26年度から18年度を引きますと1億3,000万円ほどしか増えていないんです。ですから、11億円減ったうちの1億3,000万円を勘案しますと、9億7,000万円ぐらいの人を減らしたことによる決算上の数字は、きちんと出しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ただいま市長から、結局、行政改革課を作った中での答弁がありまし

たが、行政改革課作った中で、わざわざコンサルも入れているわけなんですよ。何でこのコンサルを入れるのか。そんな中で、このやります、やります、ただ絵に描いた餅じゃなく、やはりこの数字が必要だと思うんですよ。

例えば、営業マンがいます、自動車のセールスマンがいます。10台という目標があって、私は月に1,000件歩きましたが1台しか売れない。片方は寝ていても10台売れば、それが目標だと思う。やはり、なぜ数字を出さないのか。数字を出さないのか、それを市長にお尋ねした中で、あとは、結局、今、総務課長ですか、確かに人件費の話はありました。しかしながら、結局、人が減った、それは当然、合併すればそこに、今まで1市3町であつたら半分の人間でも1人、そういう中で、議員だって、70人いたのが今20人になっているわけですよ。ですからこれは当然減る。しかしながら、定員適正化計画の何のしたって、干潟の保育所がなくなれば、これは減ったにならないわけですよ、実質は。そうじゃありませんか。

それから、物件費の話が出ましたけれども、物件費、財政法上で見たら、ある程度の数字が出ているわけです。これは国が定めた数字じゃなく、全国平均なんかも出ているわけですよ。そんな中で、十何%というのは決して低くないんですよ。

それからあと、財政課長ですか、だいぶ苦しい答弁でありましたが、結局、増えた、増えたって今まで説明していたわけですよ。それでは全然話にならないわけでしょう。そんな中で、増えて、じゃ、この先ほど言った人口とかこの単価は、合併した所としない所違うんですか。この単価が上がっているから上がったじゃないですか。だから、そういう中では、あえて、交付税が合併算定替えになって増えたということにはならないと思うんですよ。その辺、説明いただきます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 数字的な結果をというような話がありましたけれども、第1次、第2次行政アクションプラン、その検証をしっかりとっておりまして、そこに評価を付けております。それとまた、収税、納税の面については、着実にその数字的な部分でも、集計をしているところでありますので、細かいことについては行政改革課のほうから答えさせますのでよろしくをお願いします。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 行革の関係の実績なんですけれども、第2次アクションプランにつきまして、平成22年から26年の結果が出ました。議員よくおっしゃるように、確か

に目標とそれから効果額については数字で表すということでやった中で、やはり行革の中にもソフト事業だとか数字に表せないものについてはどうしても出てきます。第2次の行革の実績については、数字で表せられるものにつきましては数字で出しました。その結果、第2次の結果につきましては、効果額としましては24億円というような効果額が出ました。

26年度で第2次のアクションプランが終わりましたので、27年度からの第3次アクションプランを作成いたしておりますけれども、ここでも、その時点で、数字で表せるものとしまして、目標の数値を持っております。その時点の目標数値は約27億円という数字を持っております。第1次、第2次、第3次もそうなんですけれども、行革につきましては、毎年、常に新しい項目として取り上げるものにつきましては追加していくと。なおかつ、数字で表せるものを追加できればなということでやっておりますので、第3次につきましては、同じように27億円の目標は掲げておりますが、さらに、公共施設等の、先ほどから申しております統廃合の関係がこれから大きな行革の目玉といいますか、なっていく中で、どれだけそれによります経費が削減できるかということに、その数字的なものについては上乘せがしていけるというようなところでありますので、目標数値につきましては、現在その時点で、持てる目標は持っておりますのでよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 増えたと説明してきているという話でしたが、先ほどのご説明でお分かりいただければと思ったのですけれども、増えているという説明については、要は本来の形である一本算定に比べれば、特例替えて増えているというような説明をしてきたんだろうというふうに考えております。

同様に、周りの市町村もということでありましたけれども、確かに、先ほどの説明にも申しましたが、行政需要がどんどん増えている、特に扶助費等においては増えているという中で、人口1人当たりということを考えれば当然増えていると、したがって、旭市が上がれば、隣の匝瑳市も、合併していない銚子市も、東庄町も、香取市もみんな上がるというのは間違いないことだろうと思います。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 交付税の基準財政需要額については、10万人程度の市を基準に考え

るということでもありますから、基本的には同じ根っこで考えていると。ただ、面積に対する人口の割合、過疎化の進んでいる所とかでは経費がよりかかるということなどで、後から補正される部分もかなりあるというふうに聞いておりますが、その補正の率等については、残念ながら自分は分かっておりません。基本的には同じだと。ただ、規模によって補正されるということがあるということでもあります。

(発言する人あり)

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 何度も申し上げますが、基本は同じです。ただ、完全に一緒ではございません。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 人件費につきまして再度ご質問がございました。

第1次定員適正化、それから第2次定員適正化、それぞれ計画した削減数よりもプラスで39人多く削減している状況があります。この辺はご理解いただきたいと思っています。

それと、先ほど水道、保育所の話が出ました。水道につきましては、確かにお客様センターという所に委託をかけました。ただ、その前年の人件費の決算額、これが約1億4,580万円ほどありました。ただ、21年度の決算額は1億1,600万円ということで、約3,000万円近く人件費は減らしました。その中で、お客様センターへの委託ということなんですけれども、これが、当時持っていた委託料が別途あって、差っ引きいたしますとお客様センターへの委託で増えた分は1,870万円ほどということなので、現実には委託をして1,000万円ほど業務の中では減らしているということがあるということで、その辺はご理解いただきたいと思います。

それから、保育所の関係は、旭市は非常に子育てしやすい市ということで、保育所の数が多数あります。こういう中で、一律に一つ減ったから全て減らせるということではなくて、確かに保育児童の低年齢化とかそういう要素もあると思います。この辺も勘案して、なかなか減っていないという、そういうところが現実にはあるかもしれませんけれども、その部分は今ある保育所の中できちんと吸収していますので、それが減らないからどうだと言われてしまうとちょっと問題があるかなというふうに感じておりますのでよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ちょっとかみ合わないんですが、まず、交付税が増えた、増えたといったって、この人口、面積、道路、これが18年度より比較して10億円から増えているわけです。この基準単価というのは、した、しない市もみんな基準単価は同じでしょう。そうしま

すと、結局、増えたにならないわけですよ、そうでしょう。ほかの例えば銚子市でも、その基準単価が上がっていれば、上がってしまうわけですから。そうすると、実際は増えたということにならないわけですよ。合併の算定替えてメリットがあったということにはならないと思うんですよ。

それから、総務課長と、これはニュアンスの違いかどうか、例えば干潟の保育所がなくなったよね。干潟の保育所の職員、あの組織がなくなったら、これは当然その人員は減るわけですよ。これは、皆さん方の数字上からやれば職員が減ったことになるけれども、実際はそれがなくなったんだから、これはなくなったにならないわけです。職員が減ったことにはならないわけですよ。一般的な考えで。

そういう中で、いずれにしましても、これから交付税が減るわけですね。減る中で、旭市は中央病院を含めた中での交付税をもらっているわけですね。それで、中央病院の経営も盤石のときは何ていうことないんですが、これから中央病院の経営がだいぶ厳しくなっている中で、結局交付税というのは旭市に対して来るわけですよ。そんな中で、中央病院の患者の数を見ますと、市は3割、外部から約7割来ていると言われている中で、これから交付税が減らされる、貴重な財源、なぜよその市の分まで持たないのか、それはどういうふうに考えているのか、市長にお尋ねします。その点については市長にお尋ねします。

例えば、これからよその市町村からは協力金か何かでもらうとかそういう、やはり将来的なビジョンがあるでしょうから、旭市の財政が厳しくなった中で、これは市が潰れてしまうわけですよ。もし最悪の場合は。そんな中で、市長、市長のかじ取りは大事なんですよ。自分の身上を潰すのはいいけれども、旭市を潰されたらこれは大変なんですよ。そういう中で、市長の考えをお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 医療の問題、非常に難しい問題がありまして、中央病院の運営といいましょうか、そういった部分でも、今、議員がおっしゃられましたように、診療3割と7割というような振り分けもあるわけですが、ずっと以前から、この地域医療、包括といいましょうか、そういった部分で連携を含めた中で協議をしているわけですが、なかなか各自自治体も、患者を中央病院へ送らないというようなことにはならないわけで、その分、賦課金を回してくれるかというような部分も、昔からそういった協議はしていたようでありましたが、なかなかそこに進捗がありません。そういった部分で非常に広域の医療圏と

というのは難しい問題があるのかなと思いますけれども、非常に微妙な問題でありますので、これから先、そういった本当に必要性に迫られた場合、今でも医療圏の、香取海匝医療圏の会議があるわけでありまして、そういった部分で、ほかの自治体にもいろんな部分で相談をしていきたいなど、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 合併のメリットというのが増えることではなくて減らないことだよという部分について、なかなかご理解がいただけないのかなと、ちょっと悔しい思いもありますが……

（発言する人あり）

○財政課長（林 清明） まず、今のお話の中で、仮に、近くにいい例がありますので銚子市と比較してみますと、基準財政需要額、これの差は今26億円程度ございます。旭市のほうが多く算定されております。これが交付税になると31億円強の差が出るということです。これは、基準財政収入額、税の部分等が銚子市のほうが多いということから、旭市のより多くの差になるわけですが、これが仮に先ほど申し上げました一本算定、これで算定いたしますと、高橋議員が先ほどからおっしゃっているとおり、人口とか面積等だけで、しかも一つの市ということで算定しますと、銚子市と旭市の差は6億円程度まで縮むということになります。

したがって、今言った、25年度でいいますと20億円強、現実には交付税のときには26億円の差があったものが、一本算定だと6億円の差になるということで、20億円程度のメリット、これが増えている分だということでご理解をいただければと思います。

それから、中央病院の繰り出しの話もありましたが、中央病院につきましては、一部事務組合当時からの交付税に算入された額を繰り出してこれという事で、それ以上はない、それ以上でもそれ以下でもない、その額を繰り出すということの約束の中でずっと経営を健全にやってきてくださっているということもありますので、多分、今後もそれだけの繰り出しをしていくことになるのかなというふうに考えております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 終わりです。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、大きな2番目の（1）について再質問します。

先ほどの答弁でありますと、文化活動等の意味合いで造ったと。それで、都市公園法に基づいて造ったということですが、これはどれだけの利用者があるか、全然その辺は検討しなかったのか。そういう中で、まず、この都市公園法は、必ず代替公園を造らなければならないということになっているわけですね。それというのも、都市公園法は国が定めた法律でございまして、1人10平米ですか、という基準を出した中で、莫大な補助金を出しているわけですよ。ですから、国は、その市で必ず必要だからということで、これは認めた中で補助金を出している。そうしますと、絶対これは、公園は壊さないという前提のもとにあるわけですよ。

そんな中で、話に聞きますと、庁舎をそこへ建てるときには代替公園を必ず造らなくてはならないということになっているんですが、その辺どうなのかお尋ねをします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、今ご質問いただいたものの中の利用者の件ですけれども、この都市計画公園、決定した時点では、先ほども申し上げましたように、今の防災公園といいますか、広場等の計画ではなくて、建物、文化情報体験館ですとか郷土資料館、あるいは健康増進センター、あるいは、都市公園の中では分区園という呼び方なんですけれども、市民農園的なものなんですけれども、そういったものを考えておりました。その時点では、まだ市のほうにも市民農園はございませんでしたので、そういったものでも需要はあるだろうということです。具体的に、どの施設が何名、どの程度の利用者があるだろうということは、想定はしておりませんでした。ただ、文化ゾーンということで、こういった施設にしていくことが今後の旭市のために必要だろうということで計画を立てた施設です。

都市公園の代替公園という部分につきましては、都市公園法の中で、都市公園を廃止あるいは一部廃止する場合には代替公園を整備するということで定まっているというのが都市公園側の定めになります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、びっくりしました。これだけの大きな公園、そして莫大な予算を使って造る公園、どれだけの利用者があるか、全然、全く想定しない。本当にただ造ればいい。だから、この前の市長の答弁になってしまうわけ。50人か100人しか利用しないと。普通では考えられないですよ。

それで、この予算の中には、早い話が都市計画税なんかも入っているわけですよ。そうしますと、その地域の人は、都市計画で使ったっていいけれども、遠くの人、例えば全然利用しない人、旭市でも遠くの人には利用しないわけですよ。そうすると、その人らの貴重な税金もそこに投入するということなんですか。

それと、この都市計画税、ちょっと先ほど答弁漏れがありましたので、結局必ず造るわけでしょう。それで、計画などでは、あそこにもし庁舎を造ったら、ここを取り壊して、ここを公園にするということもうたっているわけですよ。必要のないものを何で造るのか、その辺、じゃ、お尋ねします。

それで、課長であれだったら、また市長、その辺答弁いただきますよ。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 公園を潰したら、面積の補填という話でございました。

先ほど都市整備課長がお答えしましたとおり、都市公園法第16条第1項第2号によりまして、この中で、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について、都市公園を廃止してはならないということで、ここの協議の中で、県のほうから代替公園という話が出されているということになります。その趣旨を鑑みまして、文化の杜公園の一部を廃止する代わりに、それに代わるものを措置しなければいけないのかなということで、現庁舎の敷地をそれに代わる用地として、ここを都市計画決定をする方向で、今協議しているということになります。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 都市計画税のお話がありました、そういうものを投入しているということで、文化の杜につきましては、都市公園の区分の中では総合公園という区分になります。この総合公園、公園の中での区分としましては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園というような分け方がございまして、総合公園ということであると、ある程度市内全域、そういう利用、現実的に、どこからでも来ているかという部分はあるかと思えますけれども、公園の区分としては総合公園ということで、市内全域を対象として造られている公園ということでございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それは、全域をとすることは分かります。しかし、よく商圈と言いますが、商圈と言われるにはやはり、利用者の利用する範囲というのはある程度エリアがあるわけですよ。ですから、じゃ、その辺で伺います。

どの辺のエリアを考慮しているのか、それから、どのぐらいの利用者を想定していたのか、そんな中で、せっかく造った公園を壊して、なぜまた必要もない公園を造るのか、それが県で認めたのであれば、これは口頭でなく県から、ちゃんとそれも造らなくてもいいよという一筆でも何でも出ているのか、その辺お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 区域としましては、先ほど申し上げましたように、基本的には市内全域から利用される公園ということで設定されているところです。現実的に、じゃどうかという部分はございますけれども、この都市公園が決定した時点では合併前でしたので、旧の旭市ということになりますけれども、この地域が市街地に隣接して、農地が広く開けておりました。そういったことから、市街地はもとより周辺の皆様に利用していただけるんじゃないかということで、整備また、これを計画決定する時点で都市計画道路の袋権現線、今の県道ですけれども、こちらのほうが整備されまして、開発も進むんじゃないかという中で、大きなオープンスペースを残していくということが必要だったというような部分を応えまして整備されているというふうに認識しております。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 県のほうとの協議の中で、代替公園という話は、県の公園緑地課と協議している中で出ています。

今、確かに若干離れておりますけれども、本来であれば隣接地に必要なんだろうということなんですけれども、それも難しいという状況をお話ししながら、じゃ、このところはある程度、建物は取り壊された後ということで、あくまでも将来の都市計画の公園という位置付けができるのかなというふうに考えて進めているという状況であるということで、ご理解いただければと思います。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは大きな2点目の（2）の土地取得額等についてお尋ねします。

先ほど答弁いただきましたが、全くこれはかみ合っておりませんので、具体的に言います。

現在予定されている文化の杜公園ですか、この用地費は幾らになるのか、造成費は。また、施設整備費、これは幾らになるのかお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 今、文化の杜公園の庁舎予定地の部分の土地取得額と造成費等という事で、用地の取得費は先ほどお答えしましたとおり、1億8,340万円です。

それで造成、ここにかかる造成費用は案分いたしまして690万円、施設整備費、これはインターロッキングのブロック舗装等がありますので、ここにかかったものは6,740万円、合計で2億5,770万円になると思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ただいま答弁いただきましたが、土地造成費はともかく、この施設整備費6,700万円、約7,000万円かかっているわけですよね。何年もしないでなぜこれだけの莫大な金額を捨ててしまうような格好にするのか。積み木崩しならいいです、造ってまた壊してまた造って。こんな、今旭市だって財政厳しい中で、何年もしないでこれではあまりに無計画じゃないんですか。そう思いませんか、市長。

例えば市長、自分のものだったらこういうことしますか。それ答弁いただきます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに施設整備費6,700万円かかっているわけでありますけれども、仮に庁舎がその所へ建てるというような状況になった場合でも、そのインターロッキングはなるべく壊さないように、そういった部分で再利用できるような、そんなような実施設計をしていきたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 幾ら壊さないって、これではあまりにも全くの無計画なんですよ。

そんな中で先ほどの件ですが、結局その場所に庁舎を建てたら、ここが公園でしょう。向

こうでそれだけの利用価値のないものをここへ造って、また無駄なものじゃないんですか。そういう、何でその場しのぎの計画をするのか、我々にはちょっと考えがつかないんです。

皆さん方は、どうせ税金、自分の金じゃないからそんな考えなんでしょうけれども、やっぱり財政が厳しい中では民間的な考えになった中で全ての事業を進めてもらいたいと思いますけれども、どういうお考えなのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 二重投費ではないかというようなご趣旨かと思います。ただ、庁舎に関しましては、この先例えば一度建ったら少なくとも四、五十年先までそのまま活用していくという形になるんだと思います。

全体のまちづくり等を勘案いたしまして、さまざまな議論を経てあの場所がよいというような、あくまでも候補地でございますけれども、そういう形になってきた。そうすると、あそこの所で今進められること、そうすると少なくとも代替公園が県のほうで協議があるということであれば、少なくとも用地を求めなくてもできる所を少し憩いの場にできるようにすればいいのかなというような考えも現実にはございました。

一度用地の取得をしてありますから、少なくともこれは市有地になっているという状況もあります。ただ、一部国庫補助金の返還等ありますけれども、その部分は昔に取得したのか、今取得したのか、その時系列の話だけであるのかなというふうには考えています。

これまでの積み重ねた議論を大切にしたいということで、その方向で今、計画を進めているということですので、ご理解いただきたいなと思っています。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の答弁ですと、市有地だからというただ単純な発想でしょう。それで市民会議、またパブリックコメント、それらを金科玉条にした中で進めようということでしょうけれども、あまりにもこれでは無計画過ぎますよ。

○議長（景山岩三郎） 高橋議員、次の質問でよろしいですか、今4回目終わりましたけれども。

○21番（高橋利彦） ああそう。

じゃ、それを次の質問で答弁していただいた中で、また3番目の防災公園の機能ですが、防災公園というのは災害を防ぐでしょう、これでは被災公園でしょう。

そんな中で、じゃ、防災公園という、被災公園、何でもいい。せっかく造った公園ですよ。

なぜ23年に発生した災害に被災者住宅等に利用しなかったのか、まずその辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 防災機能を持たせた公園ということで、東日本大震災の時には少なくとも文化の杜公園というのは13.8ヘクタール全体の中でのお話でありまして、新たに整備した所には確かに仮設住宅を建てませんでしたけれども、現実には東部図書館の南側のほう、あそこには仮設住宅を建てて被災者の保護に当たったという状況があるということはご理解いただきたいと思います。

それともう一点、防災の関係なんですけれども、確かに読んで字のごとしでいけば災害を防ぐというのが防災なのかもしれませんが、国のほうが災害対策基本法の中で防災というのを位置付けしております。ここの中での防災、これは第2条にあるんですけれども、災害を未然に防止する。これが防災。災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐ、それから災害の復旧を図るということも含めて災害対策基本法では防災という位置付けをしておりますので、防災の機能を持った公園という位置付け自体は間違っていないのかなというふうには感じておるところであります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 拡大解釈。じゃ、あの文化の杜でどれだけの被災住宅、せっかくそのためにやったでしょう。それで、飯岡の仮設住宅を建てた場所はどういう名目の所に建てたんですか。本来であつたらそういうことをうたってあるのが何であそこに建てなかったのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 東日本大震災の時の被害状況を思い起こしていただければご理解いただけるかなと思うんですけれども、現実には一番被害が多かったのが飯岡の海岸地区。できれば今まで住んでいた所の近くで生活を再建していきたいという思いがありました。

そういう中で、当時一番、飯岡町の時代、あその公園ができたときには仮に何かあればあそこには仮設住宅ができるというぐらいの広場があったということで、当然いろんな所が避難場所にはなっていたんですけれども、その所でできるだけ多くの方が、希望する方が住めるようにした。当然仮設住宅を造るに当たっては希望調査もとりましたので、そういうところを勘案していた。現にあそこには旭地域の方50戸分を建設して住んでいただいていたという経緯もありますので、全て1か所にまとめるということが最善ではないのかなという

ふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） やっぱ被災者は自分の住んでいた所に住みたがるんですよ。そんな中で、飯岡の人は多分飯岡がということが出たと思うんですが、それならなぜこんな大きな防災災害公園を造ったのか、それをお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先ほど災害対策基本法のお話をしたんですけども、現実には国土交通省なんかが防災公園の整備という指針のようなものも出しています。その中では、地震、災害時に復旧復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる拠点、周辺地区からの避難者を収容すること等を勘案して、そこに造るのを防災公園のような形で位置付けています。当然あそこは、今、合併した旭市の中でどこからもアクセスができるという中心に近い所で、そこが中継基地になるのであればそれはひとつ意味があるのかなというふうに考えております。

そういったところも踏まえて、あそこは防災機能と、それから庁舎、行政機能がうまく融合できて、さらに早い対応ができるようになるのではないかなというような位置付けもあったんだと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、（4）についてお尋ねいたします。

パブリックコメント、それから市民会議をかなり重視しているわけですが、それは先ほどの答弁ですと、市の用地だからと、それを金科玉条に今度は市民会議を前面に押し立てていると思うんですが、なぜこれだけのメンバーの意見を重要視しなければならないのか、そしてなぜ議会には全然何の話もないのか、説明もないのか、それをお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに市民会議、きちんともんでいただくために設置しております。ただ、ここに至るまで基本構想の素案の段階でもこの4か所をこの構想の中には記載していたと思います。そこについても議会のほうにも素案の段階でご報告いたしまして、さらに修正点があればということでお伺いしながら、3月20日にもその間に行ったパブリックコメントの結果の報告を踏まえて基本構想を修正したもの、それを出して行って、平成26年3月に

この庁舎建設の基本構想ができていったというふうに認識しています。

ですから、議会の中で全て決定するのかということもあるのかもしれませんが、少なくともそこに至るまでの説明をしながら、その中でそれは違うんじゃないかという意見が出ていれば、その中でまた変更はしたのかなというふうには考えております。

ただ、そこであくまでも構想ができ上がった段階で、その構想を基に今度市民会議の皆さんにご説明申し上げて、それで位置的なものを決定していったという経緯がありますので、そのところは議会軽視というようなお話をされてしまうとちょっとどうかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） あなた方はそうは言いますけれども、結局要は市の土地だからと、それであとは順序としては、市の土地だから建物の議決だけ得ればいいと、そういう安易な考えでいると思うんです。

そんな中で、一般的にはなぜ議会を入れなかったのか。むしろ議員のほうがいろんな市民の意見を持っていると思うんです。それが結局、この市民会議といたって定数が集まらなかったでしょう。それから、パブリックコメントだってたった35人でしょう。それを議会よりなぜ重要視するのか。そんな中で課長はこの前もこういうことを言っているわけです。それに対しての重みというのはきちんと持っていつてあげる必要があるという話をしているわけです。これではまるっきり議会軽視じゃないんですか。

じゃ、今後この庁舎建設に対して議会の意見はどういうふうに反映するのか、それをお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 議会軽視というような話がありましたけれども、議会は議論の場ということで、何事にも事業を新しくやる場合、素案とか骨子とかそれはやはり執行部で作らなければならないわけでありまして、その執行部案に対して議会はいろいろ議論していただくということで、最終的には議会の決定権、採決をするべきものはしてもらおうということで、議会制民主主義の根幹があるものと私は思っておりまして、そういった部分では素案と骨子を作った、そしてまた9月、12月の議会で皆さん方今いっぱい議論しているわけでありまして、順序はきちっとやっているわけでありまして、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今の市長の話ですと、我々で骨子は作ると、そういう中で議会が……
（発言する人あり）

○21番（高橋利彦） それは分かります。その中で……
（発言する人あり）

○21番（高橋利彦） それなら土地はたしか議決いらないわけですよ、市の住宅ですから。
じゃ、今度は新庁舎建設になって、その新庁舎建設が否決されたらどうなるのか。地方議会
での議案の否決というのはえらい重いものがあるわけですよ。その辺十分市長は念頭に入れ
ていただきたいと思います。どうですか、それは。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直） 素案、骨子、そういったものをきちっと総合的な判断の中で皆さん方
にお示しして、これまで何回も、26年1月の議会全員協議会から始まりまして27年11月2日の
議会全員協議会、議会の皆さん方にも合計8回くらい説明をしているわけでありまして。そん
な中で、議員の皆さん方があそこではどうしても駄目だということであればそれはまた新し
く候補地の選定をしていかなければならないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次に移ります。

庁舎の位置の優先順位であります。庁舎の位置についてはこの市民会議の議長なんかも
なぜかイオン等はどうすればお客が1日いてももらえるか考えている。それでサービスエリア
なんかもトイレの発展、それでソファ等も置いているということを述べているわけです。

そんな中で、また市長もゆとりのある場所なんかということも言っているわけですが、実
際それだけ今市民に時間的なゆとりがあるのか、本当に市民にゆとりがあるということであ
れば市はなぜ税の夜間徴収ですか、またコンビニ収納とか、これは市民が忙しいからという
ことでやっているわけでしょう。言うこととやることが全く逆なんです。その辺どう思
いますか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 税の夜間収納、それからコンビニ収納、確かに勤めている方が納税
する方の多くを占めているということであれば、そのところはそういうサービスがあつて

よいのかなというふうには感じています。

ただ、それとあとゆとりの話ということになったときにはまたちょっと違うのかな。例えばパークゴルフ場があつたりとか健康器具がそれぞれの施設にあつたりとか、そういったところが全ての場所にあるのがいいとは思いませんけれども、そういったところで日常通われている方もいらっしゃる。そういったところはやはりゆとりを持って自分の健康づくりをしている方もいるということで、市民全てが一律ではありませんので、それぞれいろんな考え方を持って自分の幸せというのを追求していくんだと思いますので、そのところはやはり庁舎というのはひとつサービス拠点の大きなものになりますから、そのところはそういったところも踏まえて作っていく必要があるんだと、そのように考えています。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしましても、今、住民のライフスタイルはかなり変わってきているわけです、勤めでも、それから生活様式でも24時間体制になっている中で、はっきり言ってそんなに時間的にゆとりのある人はいないわけです。そんな中で、地方自治法においても利便性、それから交通の事情、他の官公庁といろいろたわれているわけです。

それで、例えば文化の杜公園に造った場合です、住民の利便性をどういうふうに把握しているのか、それをお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 文化の杜公園の関係での利便性ということでありました。

市民の利便性を考える上で、それぞれ四つの候補地、それから文化の杜は2か所設定しましたので、五つの中で利便性というのはどういうふうなものが考えられるのかということでパブリックコメントにいたしました。その中では、文化の杜においては地理的に市の中心部に位置している。ほかの公共施設、商業施設なども近くに位置していて、当然市民の利便性というのは悪いわけではないと。それから、県道に接していてアクセスも向上する、それから周辺交通への影響というのは限定的なのかなというような、そういったいろんな記述をしまして評価をいただいたというものであります。

ですからその部分、自治法の中の第4条でそういった記述があるんですけれども、当然それに考慮をして決定してきているということであると思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） たしかここも中心になるか分からないです。しかし、旭市というのは

旧旭市だけじゃないんです、1市3町が旭市なんです。そういう中で、こことそれから警察の後ろあたりですか、3町は完全にあそこのほうが利便性がいいと思います。

それから、旧旭市だって126号沿いですか、それから旭市の一番中心と言われる駅の近辺だってずっと向こうのほうが便がいい、駅のあたりからここへ来るといったら大変ですよ、あれ。そういうことを把握してあるのかどうか、把握してあればどういう人口動態になっているのか、その辺お尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） いろんな利便性があるということで、その辺の把握ということでありました。

まず人口の話が出ましたので、22年の国勢調査で国道の北側と南側でどのくらいの分布になっているかと。これはあくまでも概略の数字ということになりますけれども、国道の北側で約2万9,000人、国道の南側で約4万人弱というような数字が人口分布であることはあります。ですから若干南側のほうが人口は多いということになります。

それと、建設位置の関係で、例えば信号などがあると交通に支障を来す場合があるということでありました。それであれば、現庁舎まで駅から来るのにも信号三つ最低あると。消防署の北側だと少なくとも、ルートによるんですけれども、駅からだと三つから四つの信号を経由しなければいけないということになります。あそこであれば三つで済むのかなということだったので、ですからそういったものまで全て細かく出すのかということはありませんけれども、いろんなことを勘案した中で利便性、確かに消防署の所との利便性というのはそれほど大きな差はないと思いますけれども、やっぱりちょっと駅から離れた感じがするというのはあったんだと思います、消防署のほうが。ということだったと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今4回終わった。

○議長（景山岩三郎） 終わりました。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、そういう中で今度は文化の杜跡、かなりのインフラ整備をしなくてはならないと思うんです。

それでは（6）の総合計画においての建設計画について伺います。

まず、先ほどの答弁でありますと、結局学校建設ですか、耐震でこの計画が遅れたということですが、なぜ学校建設が理由になるのか。学校建設と云うたって設計から建築

まで市の職員がやるわけじゃないでしょう。みんな業者に任せるわけですよ。それがなぜ理由になるのか。それと同時に、学校建設、旭市が大部分やっていたわけです。ですから、まずなぜそれが遅れたのか。それで、たまたまこれは合併特例債が使える期間が10年延びましたが、延びなかったらどういう予算を使ってやるのか。そうなった場合かなりの、合併特例債と違って財政的に負担が大きくなると思うんです。それをお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 当時、小・中学校の耐震化というのはやはり文部科学省が非常に強く推進していました。そこで旭市はなるかならないか分からないという中で手を挙げた。そうすると相当の部分が補助金として付いた。というのは、旭市は比較的早く手を挙げたという経緯があったと思います。そこを優先していこうという当時の政治判断だったというのは、これは9月の時にも申し上げたとおりでございます。

それで遅れた理由になるのかということなんですけれども、現実にはその時点で、たしか平成18年でしたか、起債の実質公債費率が18%を超えていて、起債許可が必要な団体になってしまっていたというところがあって、借金もなかなか多目にできないという経緯もあったと。どちらか一つやっぱり先延ばしするしかないんじゃないかというような判断が当時されたと思います。

あと、合併特例債を使わないでやったときにどういう財源があるのかということなんですけれども、それであったときに少なくとも積み立てられる、今、合併算定替えがあって少し多くお金が入っている時期に基金を積みましょうということで積み立てを始めてきて、この3月には18億円を超えている。この年度末には21億円を超えるまでに行っているという状況があるということです。

それでも不足するだろうということであったときには、その段階では多分公共施設の整備事業債等を活用するんだろうなというぐらいしか多分手ははっきり言ってないと思います。

たまたま合併特例債が来たので、しかも震災の影響があって、今少なくとも早くやれるんじゃないかということで、しかも指令を出す庁舎が耐震性がないという中で非常に問題がある。その部分も解消しなければいけないということで、建設のほうに今かじを切っているということがあるということで、その部分のご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 先ほど十八、九年度の公債費率云々と言っていましたけれども、結

局その関係が、旭市の場合は下水道とかなんとかそういうものがあったから、学校は手付かずであった。それが合併特例債などを使えるようになって、それから耐震ですか、そういう予算を使えるようになったわけですから。先ほども質問したそれ抜けていました、なぜそういう事業があってもこの庁舎の建設、自分たちだけでやるわけじゃないんです、そういう計画を組めばできるわけでしょう。それは、ただ学校建設云々というのはこれは本当の詭弁になってしまうわけですよ。

それと、この合併特例債というのは極端に言えば5%あれば庁舎が建つわけです、それは附帯工事がかかるとこれは別でしょうけれども。

また、今度ここへ来てそんなに急いでなぜこういうふうに建設費の高騰している時にそんなに急ぐのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） まずかなりの、なぜというその理由を求められています。ただ、合併当初なんですけれども、合併特例債も含めて庁舎を建てるということは、その地方自治体の独自の事務でありました。ということで起債も借り入れる額が制限されていました。というのは、たしか平米当たり17万円台の数字しか借りられない。坪に直すと50万円から60万円の間しか借りられなかったという状況があったと思います。ですから、その時に一度にお金をどれだけ用意できるかというのは非常に難しいところがあったということがあります。

ですから、合併特例債を借りても底の部分までしか借りられないということであったときには少しメリットが少なくなるということもあった。いろんな要素があるんですけれども、これが一つの原因ではありませんけれども、そういうこともある。

ただ、その起債の枠自体が平米単価の標準額というのが枠がなくなったということがあります。ですから、合併特例債は協議をした上でどこまで借りられるかというのはある程度の額まで積み上げることができるようになったというのも一つあると思います。そういったいろんなことを勘案しながら、今回、30年度に向けて建設していけるんじゃないかという、そういう方向性を持ったわけであります。

ですから、旧旭市がという話ではなくて、合併した時にいろんなサービスが、差がある所は直していきましようということで進めていた。それが全て新市の建設計画であったり、道路事業であったりサービスであったりということに全てに連動していますので、単純に何がという原因ではない。ただ少なくともこの庁舎を延ばしたこと自体はその小・中学校の

耐震化を優先させるという判断はあったということでご理解いただきたいと思います。

あと、建設費が高騰している、確かに今、オリンピックを控えて1.5倍の事業費になっているという話も現実にあります。ただ、この庁舎は既に51年経過しています。耐震性がないのもご案内のとおりであって、合併後の分庁化でいろんな所に課が散らばっている。そういったところでの利便性も不足している。そういった分散による維持費等の非効率も考え合わせて、早期の建設を行うことがやはり必要ではないかという、そういう考えを持って今回進んでいるということです、ご理解いただきたいなと思っています。

今後実施する基本設計、それから設計業務の中で数字自体はさらに精査して行って、どこまで抑えられるかというのは考えていきたいなと、そのように考えています。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 予算がなかったとか、今になればまだこの庁舎が老朽化しているから早く建てないと言いますが、この基本計画に26年まであったわけです。予算がないならない、こういう理由だからということで、何で議会にそれを説明ができなかったのか。そうでしょう、一番これは新市建設計画にもあったわけです。ただ、これでは今になっての、皆さん方の詭弁の答弁になってしまう、その場しのぎの逃げの答弁になってしまうわけです。本来ならきちっとして、こうだから建ちませんよ、建てませんよ、それが本当なんです。それが今になって、もう建てて、古くなって危険だから防災のために、これは何とでも言える言葉になってしまうわけです。なぜその時にそういう説明ができなかったのか。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それぞれ前期の基本計画、それから後期の基本計画というのがあって、その中では位置付けがあって、それぞれ議会にきちんと説明していると思います。

その中で、後期で延ばすということ、小・中学校の耐震化を優先するというのは必ずどこかでお話はしていると思います。ですから、その時々で確かに説明が変わるというのは、その時の条件によってあり得ますけれども、少なくともその時のその時点での正しいことを伝えようとしてそれぞれ説明しているということがあると思います。

ですから、詭弁と言われてしまうと非常に私としてもどうかなというところが現実にありますけれども、そのところはその時点での正しいことをできるだけ精いっぱい分かりやすいように伝えているということでご理解いただきたいなと思っています。ですから、計画の中では少なくとも前期では26年であったけれども、後期では30年という数字が入ってきてい

るということでご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（景山岩三郎） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（２番 高橋秀典 登壇）

○２番（高橋秀典） 議席番号２番、高橋秀典でございます。

第４回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

この先10年、20年後、子や孫の世代にどんな旭市を、日本をつないでいくのか、それは今の私たちのする判断・行動に委ねられていると深く実感するものであります。

次世代につなぐこの社会がよりよいものであるために、今何をなすべきか、そんな思いに立ち、今年最後の一般質問をさせていただきます。

まず１項目めに、平成28年度予算について伺います。

合併による財政的なメリットの終了、また震災からの復興といった特殊事情がやがては終息していく中で、今後の人口減を見越した上で、本来あるべき財政規模へのソフトランディング、財政規模の段階的な縮減が必要とされていると思います。

そこで、平成28年度予算編成に向けた基本的なお考え、方針を伺います。

２項目めに、児童虐待の現状及び防止について伺います。

先月11月は児童虐待防止推進月間でありました。全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べると平成26年度は7.6倍にまで増加しています。これは虐待件数の実質増によるものなのか、あるいは社会的な関心の高まりによって認知件数が増加したためか、これは双方あるかと思いますが、いずれにしても不幸なニュースがあるたびに暗澹たる気持ちになります。

そんな中、旭市の児童虐待の現状について、まずは相談件数及び相談内容の内訳について伺います。

児童虐待の対応の段階として、まずは発生の予防、起きてしまった虐待については早期発見、早期対応、そして子どもの保護・支援、あるいは保護者の支援といった順に進んでいくとのことであります。その中で特に発生の予防については、虐待に至る以前にその保護者あるいは家庭への適切な支援が必要であります。

虐待発生の環境的な要因の一つと考えられる育児の孤立化や育児不安を防ぐ上で、相談体制等、子育て支援策の一環として市の果たすべき役割は大きいと考えますが、旭市における虐待防止策の現状について伺います。

3項目めに、創業支援について伺います。

地方創生を進めていく上で、人口増の前提となる雇用の確保は大きな課題であります。将来の雇用の総量を増やすためには、第一に考えられるのは企業の誘致、そして既存産業の活性化、そしてもう一つの方向性として創業支援が考えられます。

現在、地域の経済を支えているどの地元企業も、もとは創業からであります。創業を促進することによって、新たな雇用創出を狙うことも人口減少に歯止めをかける手だての一つであると考えます。特に都会に出ていた若者が地元に戻ってきて創業する、いわゆるUターン創業の支援、あるいは先代経営者と異なった経験、スキルを生かして異分野に取り組む、いわゆる二次創業などを支援することは、雇用創出と同時に市内産業の活性化にもつながると思います。現状の創業希望者への支援策はどのようなになっているのか伺います。

次に、創業支援事業計画について伺います。

国では昨年1月、産業競争力強化法が施行されました。この法律に基づいて、地域における創業を促進するために、自治体が商工会等民間の支援事業者との連携で創業支援事業計画を策定し、支援体制を構築する取り組みに対し国がサポートするということでもあります。

この制度の趣旨、概要、当市の策定予定について、また、予定があるのであればその方針について伺います。

4項目めに、今後の施設等の利活用について伺います。

まず、老朽化が進む施設への対応についてであります。昨年6月に、公共施設白書によって各施設の現況についてはお示しいただいたところです。それを受け、平成28年末に策定予定となっております総合管理計画に向けて、現時点における検討状況をお伺いいたします。

次に、市民会館及び青年の家について伺います。

これら旧旭市内にある3施設では、生涯学習はもちろん、青少年育成に関する諸活動や、さまざまな市民活動の場として多くの方々が利用しております。

その中で、廃止も視野に入れての検討ということで、利用者からの不安の声を聞いております。干潟地区では庁舎への公民館の移設、そして飯岡地区ではユートピアセンター、海上地区には公民館がありますが、旧旭市内の生涯学習関連施設の今後についてどのようにお考えなのか伺います。

最後に、新庁舎建設以降の各支所・施設の活用についてお伺いします。

第3回定例会にて質問させていただきましたが、支所機能の全てを新庁舎に集約した後、各支所跡には出張所的な機能を残すという趣旨の答弁をいただいております。新庁舎建設に向けて検討が進んでおりますが、支所機能移転後の現行各施設の空いたスペース、この利活用について現時点でどのようにお考えかお伺いします。

質問は以上です。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋秀典議員の一般質問に、私のほうから1番目の28年度予算について、その基本方針についてということでお答えをいたしたいと思います。

新年度予算編成に当たっては、今年度に策定する旭市総合戦略に掲げる諸施策を着実に実施し、将来に向けてより効率的で健全な財政運営が行われることを念頭に、次の三つの基本的な考えに基づき予算編成を行ってまいります。

一つ目は、人命の保護を最優先し、大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを推進する旭市国土強靱化地域計画の目標実現へ向けた重点プログラムの、効果的、効率的な取り組みであります。

二つ目は、旭市総合戦略に掲げる基本目標に基づいた施策、事業の計画的な取り組みであり、特に地方創生実現に向けた経済活性化対策、雇用対策、人口減少対策、子育て支援対策などの計画的な実施であります。

三つ目は、第3次旭市行政改革アクションプランに掲げる、実行すべき重点戦略の着実な推進と、事務事業評価や事務事業優先度評価等の結果を踏まえた予算編成であります。

ご指摘のありました適正な財政規模へのソフトランディングについては、第3次旭市行政

改革アクションプランの推進や事務事業評価の反映を通じて、予算規模の適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課より、児童虐待に関する２点のご質問について回答いたします。

１点目、児童虐待の相談件数とその内容についてお答えいたします。

初めに、相談の受付件数ですが、児童相談所等の関係機関経由を含めまして、平成24年度では全体で78件、このうち虐待に関するものが36件、平成25年度は全体で105件、虐待に関するものが35件、26年度は全体で73件、虐待に関するものが25件、本年度は４月から10月までで申し上げますと、全体で81件、虐待関連が27件となっております。

また、相談の内容ですが、本年度10月までの受け付けで分類しますと、虐待の種別では、ネグレクトと言われる食事を与えない、ひどく不潔にするなどの育児放棄、育児怠慢が最も多く52%ほどです。次いで、殴る蹴るなどの身体的虐待が33%、言葉によるおどし、無視、子どもの目の前で家族に暴力を振るうなどの心理的虐待が15%ほどでございます。

２点目、児童虐待の未然防止の取り組みについてお答えいたします。

発生予防の大きな取り組みとしましては、育児に対する不安を解消する、また、育児の孤立化を防ぐための方策としまして、母子健康手帳交付の際の個別指導、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問の機会を通じた個別の相談支援に力を入れております。

また、市役所南分館２階の旭市子育て支援センターでは、さまざまな相談に応じるとともに、子育て世代の交流の場を設け、育児不安の解消に努めております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは私のほうからは、３項目めの創業支援についてお答えします。

初めに、（１）の創業支援の現状について、ご質問のありました支援策はどのようなになっているかについてお答えいたします。

現在、市が直接行っている支援制度はございませんが、県の融資制度を利用した無担保の創業資金や、日本政策金融公庫の無担保、無保証人で利用できる新創業融資制度がございます。また、国の創業者向けの支援としましては、新たな需要を創造する新商品、サービスを

提供する創業者に対しまして、開業の際の店舗借り入れ費や、設備費等の創業に要する費用を助成する創業補助金がございます。また、第二創業者への支援としましては、事業承継を契機に既存事業を廃棄し、新事業、新分野に挑戦するなどの第二創業者に対しまして設備費等の費用を助成する第二創業補助金がございます。

市としましては、国や県などの支援制度を有効に活用できるよう、商工会等と連携を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、（２）の創業支援事業計画について、制度の概要、策定予定等についてお答えいたします。

創業支援事業計画は、市町村が中心となりまして、地域で連携する創業支援事業者と創業支援事業計画を作成しまして、これを国が認定することで、補助金をはじめとした関係省庁の支援措置が一層強化される内容となっております。

計画の概要でございますが、市と商工会が連携しまして、地域金融機関等の創業支援事業者の協力を得ながら創業希望者を創業まで継続して支援する体制を整え、開業率の向上を目指し、地域の活性化、雇用の確保を目指すものでございます。

本市におきましては、次回、平成28年度の認定に向け、商工会等と連携を図り、創業支援事業計画を策定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、４点目の今後の施設活用についてということで、老朽施設の対応の中で公共施設白書公表後の公共施設等総合管理計画の進捗状況はというご質問でありますけれども、初めに、平成26年度に策定しました公共施設白書につきましては、旭中央病院を除いた全ての公共建築物を対象として、維持管理費、運営経費面からのコスト情報、それから施設の保有量や状況面からのストック情報、施設の利用状況や運営形態からのサービス情報の大きな三つの側面から施設の抱える課題を抽出し、今後の方向性を検討していく上でのポイントを明らかにしたものであります。

白書のほうからは、公共建築物の老朽化の進行状況や今後の大規模改修などの整備費用の推計結果から、全ての施設を今までどおり保有していくことが非常に困難であると把握できております。

さらに、公共施設には道路、橋梁、上下水道など市民生活に最も重要なインフラ施設も存在し、将来の人口構成や財政状況を予測していけば、公共施設全体を適正に維持管理し保有

し続けることは、将来に向けての非常に大きな課題であると認識しております。

そのような中、昨年4月に、全ての自治体に対しまして国から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定要請があり、現在、本市においても全ての公共施設を対象とした公共施設等総合管理計画を、来年9月末の策定に向け作業を進めているところであります。老朽化対応を含め、施設類型ごとの将来の管理に関する基本的な方針を示していく予定でございます。

なお、策定に当たりましては、市長、副市長、教育長のほか、施設を所管する課長等による庁内組織としまして公共施設等管理統括会議を、それから市民組織として、学識経験者や市民による14名の公共施設等総合管理計画策定市民委員会を立ち上げ、既に検討を開始しているところでございます。

現時点における進捗状況としましては、箱物施設だけでなく、インフラ施設を含めた調査、分析作業のめどがおおむね付いてきたところであり、今後、調査結果を基に、今後の方針作成に取りかかろうとしているところであります。ある程度、計画のたたき台ができ上がりましたら、議員の皆様にも今後お示ししていく予定でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは生涯学習課からは、大きな4点目の（2）市民会館及び青年の家利用者の今後についてお答えいたします。

ご承知のように、市民会館は昭和41年、青年の家は昭和47年に建てられ、それぞれの建物の耐用年数が近づいておりますが、建物をどのようにしていくかについては、現在、行政改革推進課で策定中の公共施設等総合管理計画の中で、施設類型ごとの管理に関する基本方針が示され、その方針に基づいた実施計画を策定していくことになっております。

生涯学習関連施設につきましても、同様に実施計画を策定していく中で、各施設の具体的な方向性を示していきたいと考えております。代替施設ができるまでの間、施設利用者の皆様には、例えば第二市民会館や干潟地区にある干潟公民館、海上地区にある海上公民館、飯岡地区にあるいいおかユートピアセンターなどを、目的に沿った形で有効に利活用していただきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは、公共施設の活用の3番目、新庁舎建設以降の各支所の活用等についてということで、空きスペースの利活用というご質問でございま

した。

9月の定例会におきまして一般質問に対しましてもお答えしたとおりでございますけれども、新庁舎が完成した時には、それぞれの支所は組織的なもの、これを出張所的な機能を残して諸証明の発行業務等を行いたいというような回答をさせていただきました。

現在、この出張所的な機能につきましては、現支所施設の一部に設置することを基本として想定しておりますけれども、支所施設の老朽化、耐震性を踏まえれば、隣接する公共施設に機能を設置することも想定の一つとなります。

組織を集約するわけなので、新庁舎建設時には今にも増して空きスペースができることとなります。有効活用を考える上では、公民館機能の移設であったり、会議室の設置や市民活動への場所の提供支援、それから行政文書等の保管のための書庫、倉庫の設置等が考えられますけれども、複数あれば多くの維持管理費を費やすことになりますので、廃止するものも含めて、そういったことも念頭に置きながら公共施設の統廃合を行っていくことになるだろうと、そのように考えています。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ご答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、大きな1項目めですけれども、予算編成に当たって、市長から基本的なお話を、お考えを伺いました。それらの基本方針に基づいて、これからのこととは思いますが、28年度の事業の概要についてもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 新年度予算につきましては、現在、予算編成に向けた作業を始めたところであり、各課から要求された事務事業について内容を聴取しているところであります。

したがって、確定しているわけではございませんが、来年度実施する主な事業、大きな事業といたしましては、現在継続中の事業が中心になるだろうと思っております。国土強靱化、震災復興関連としては、津波避難道路整備事業など安心・安全な暮らしのための事業、合併関連事業では、中央病院アクセス道路をはじめとした地域間道路整備事業や排水路整備事業など、また、人口減少対策として、子育て支援新制度による各種事業の充実や支援、定住促進奨励金交付事業などを予定しているものであります。

なお、平成28年度は普通交付税の合併算定替えの縮減が始まる年度として財源の減少が見

込まれる中、実施していく事業については関係部署と協議を重ねながら、事業の選択や事業費等を精査していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 継続的なものについてはお伺いしました。

地方創生に向けて、今や、言ってみれば各自治体の知恵比べの時代に突入したのかなと言えらると思います。そのような中で、旭市として新年度事業として何か目玉になるものがあるようでしたらお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 具体的な事業として、今、私自身考えていることが幾つかあるわけでありますので、予算編成は3月議会でありますけれども、今の時期で皆さん方にお知らせをしておきたいということで回答をさせていただきたいと思います。

私の思いとして特に、総合戦略の基本目標にも掲げられる人口減少対策、これがまず当面の最大の課題だと私自身思っているところでありまして、これに対する子育て支援、その施策に力を入れていきたいと考えているところであります。

そこで、来年度予定している新規事業としては、子育て世代の負担軽減を図るために実施している出産祝金制度について、現在、第3子の出産に対して20万円を支給しておりますが、来年度からは第2子の出産についても支援していきたいと考えているところであります。

また、人間形成の基礎が培われる、先ほども子どもの虐待の話がありましたけれども、幼児教育の充実、このことはやはり一番大事な人間教育の一つではなかろうかなと。そんなような思いの中で、「親と子どもの絆プロジェクト」として、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育む世代間、地域間での交流事業に対し、市内の公立、私立の保育所、幼稚園へそれぞれ10万円程度の交付事業を始めたいと思っているところであります。

いずれにいたしましても、人口減少、少子化対策については市の重要課題と認識し、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 第2子への支援強化ということでございます。まさに目玉になる施策なのかなと思いますが、ある財団法人の意識調査によると、第2子の出産をためらう、いわゆ

る2人目の壁というものが、子ども1人夫婦の世帯で、だいたい87%ぐらいがそういった壁というものを感じているということでございます。他に先駆けて第2子支援ということで非常に、2人目は欲しいけれどもためらっているという方の背中を押すようなことになると思いますので、成果を期待したいと思います。

続きまして、児童虐待に関して再質問させていただきます。

相談件数の増加、これは虐待そのものの増加というより、社会が関心を持ったことでの認知件数の増加というのもあるかと思いますが、現在の旭市の相談内容から見える傾向、あるいは特徴といったものがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 虐待行為につきましては、児童虐待防止法では、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、育児放棄、育児怠慢などと言われるネグレクトの四つの種別に分類されています。

全国的な統計のあります平成25年度のデータで比較しますと、全国では心理的虐待が38.4%、身体的虐待が32.9%、ネグレクトが26.6%、性的虐待が2.1%の順になっています。同じ25年度ですと、旭市でも同様に、心理、身体、ネグレクトというような順になっており、同様の傾向を示しております。この順位は年度によっても異なります。また、虐待者につきましても、実母が最も多く、次いで実父と、全国的な統計と同様の傾向を示しております。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、相談窓口についてなんですが、市、児童相談所、また民間機関なんかも含めると、どういったところに窓口が設置されているのか、このことについてお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 虐待に関する相談窓口といたしましては、銚子児童相談所の窓口のほか、旭市では子育て支援課、飯岡保健センター、社会福祉課、学校教育課に窓口を設置しております。その他の機関といたしましては、旭中央病院医療連携福祉相談室や、中核地域生活支援センター海匠ネットワークにも窓口を設置しています。特別な窓口は設置していませんが、学校、保育所、子育て支援センター等でも相談に応じています。

なお、これらの機関で虐待に関する相談を受けた場合には、子育て支援課に連絡が届くこ

とになっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 児童虐待の対応がどういった組織で、また連携で行われているかというのが、一般にはあまり知られていないように感じます。その仕組みについて、概略で結構ですので説明願います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） お答えいたします。

虐待の未然防止、早期発見、早期対応が重要なことはご承知のとおりです。早期発見と適切な支援を行うために、旭市要保護児童対策地域協議会という組織を設置しております。

この組織は、銚子児童相談所、海匠健康福祉センター、旭警察署、市内医療機関、人権擁護委員、主任児童委員、学校、保育所、幼稚園、中核地域生活支援センター海匠ネットワーク等の関係機関と、学校教育課、健康管理課、社会福祉課等の関係部署から構成し、多くの機関で多くの目によって虐待の早期発見に取り組んでいます。相談、通報の中で連携して迅速に対応に当たる、情報を共有化し適切な支援方針を決定した上で、共通理解のもと連携して支援を実施するという体制をとっています。

一例を申し上げますと、虐待の相談や通告がありましたら、速やかに児童相談所の職員と市職員で児童の安全確認をするとともに、ご家庭に訪問をさせていただきます。その後、情報収集や調査をした後に児童相談所の指導のもとで緊急受理会議を実施し、ケースに対する支援方針の決定を行っております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは次の、虐待防止策についてお伺いしたいと思いますが、現状の防止策については伺いました。

平成16年の児童福祉法の改正で、児童の家庭相談に応じるということが市町村の業務として明確に義務化されております。旭市でも、17年に家庭児童相談室が設置されておりますが、この相談員は2名ということでございます。その相談員の役割についてお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 子育て支援課に設置しております家庭児童相談室は、児童を育てる上でいろいろな問題を抱えている家庭の相談に応じるとともに、助言や指導を行っております。

相談の内容としましては、虐待のほか児童の不登校や学校での人間関係、家族関係、性格、生活習慣の問題、発達や言葉の遅れ、非行など多岐にわたっております。また、必要に応じて保健センターの保健師を同行しての家庭訪問をするなどの対応をしております。

児童福祉問題の専門機関としましては、千葉県が設置する児童相談所がありますが、児童相談所は対象地域が広域的で対応にも限界があるために、家庭児童相談室は市を単位とした比較的小さな地域において相談機能を充実させ、気軽に利用していただくことを目的としております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 相談員の方の役割は非常に多岐にわたるなということでお伺いしました。相談室の設置運営要綱を見ますと定員は2名ということでありますけれども、これも平成17年度の設置ということで、かれこれ10年ということで、状況も変化しているのではないかなというふうに推察します。2名の方にご尽力いただいているということは分かった上でありますけれども、相談件数あるいは実際の活動状況、ニーズに対して、現在の人数で対応が十分であるのかどうかお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） 合併後、年間を通じて最初に統計がとれました平成18年度と平成26年度を比較いたしますと、相談件数で平成18年度が57件、このうち虐待相談が43件、平成26年度では相談件数が73件、このうち虐待相談が25件となっております。

この間、年度によりまして変動はございますが、旭市におきましては極端に相談件数が増加しているという状況ではございません。万全とまでは言えませんが、先ほど申し上げました関係機関とのネットワークにより連携しながら対応しております。今後も関係機関との連携をさらに強化するとともに、課内の協力体制を強化し対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 連携の強化の中で対応ということで、お伺いいたしました。

これはお願いに近いのですが、事例の中には虐待となる行為を、これはしつけの範疇であると誤認し、勘違いしているような親もいるようでございます。両親学級など、親にとっての学習機会というのは非常に大切なものだと思いますので、そういった子育てについて親が学ぶ事業、そういったものを拡大するお考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（大矢 淳） お答えいたします。

子育てについて学ぶ事業としましては、健康管理課で実施しております両親学級があります。こちらの事業は、父母が協力し合って子育てをしていくための知識を高め、他の家庭との交流を深めることを目的として実施しております。

生涯学習課が実施している事業では、3歳児わくわく子育て学級や、小学1年生、中学1年生の保護者を対象にした家庭教育学級があります。このような学習機会の中で、虐待について保護者の皆様にご理解いただけるよう努めてまいりたいと思います。

また、先ほど市長の答弁にございましたとおり、来年度は「（仮称）親と子どもの絆プロジェクト」としまして、幼児期の児童に親子、世代間等の交流などの多様な機会を提供する事業も計画しております。これらの事業を通じて、親子のきずなが深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 連携の中で親と子が健やかにあることを、ぜひ進めていただきたいと思います。

次の再質問に移らせていただきます。

創業支援に関してです。

創業支援の現状についてですが、市内における創業あるいは開業の件数について、把握できている限りで構いませんので、その件数についてお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、年間の創業者数についてお答えします。

商工観光課のほうでは年間の創業者数については把握してございませんが、市が受理しております法人の開業届や設立届を合わせた開設法人の件数を見ますと、平成24年度が47件、平成25年度が44件、平成26年度が48件という状況でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 現状の創業に関してはお伺いしました。

2の創業支援事業計画のほうに移りたいと思います。

旭市においても、この支援事業計画を策定予定ということでお伺いしました。これについて、県内、近隣の策定状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、県内、近隣の策定状況についてお答えします。

創業支援事業計画の策定につきましては、平成26年3月から6回の認定が行われ、本年10月末現在、千葉県内では19の市町村が認定され、近隣では銚子市や横芝光町が認定を受けております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 先ほど申し上げました、一旦都会に出てからのUターンの創業、あるいは二次創業の促進といったことに対して、私は積極的に推進するべきかと思いますが、市としてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 創業支援事業計画の策定に当たりましては、UターンやIターンなどにより創業を希望する方の支援を、人口減少や定住促進の観点からも支援策を検討してまいりたいと考えております。

また、後継者が事業を引き継ぎ、事業転換や新事業、新分野に進出するなどの第二創業者への支援につきましても、必要な支援を効果的に提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 私の周りでもそうしたUターン創業、あるいは二次創業を考えているというような30代、40代の方がいらっしゃいます。私もUターン組ですけれども。そうした支援制度についての情報というのが、本来は自分から情報を取りに行くということが筋なんでしょうが、やはりそういった支援策について周知に課題があるように思います。なかなかそういった情報を知らないという人も多いようでございますので、そういった支援策の周知についてということで、今後についてどうお考えかお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 創業支援事業計画の認定後につきましては、国や県の支援制度を有効に活用できるよう、ワンストップ型の相談窓口の設置やホームページへの情報掲載、またパンフレットの配布など、商工会や金融機関などの創業支援事業者と協力しながら創業支援の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今お話の中で、ワンストップの窓口をとということでありました。これができる就非常にも情報も取りやすくなるのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。創業の志を持つやる気のある方を積極的に支援するということは、長期的に見ても市の発展に寄与すると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして4番目の、施設の活用について移らせていただきます。

各施設の今後についてですけれども、実際に、現に利用されている方へ対しての声を聞く上でも、ヒアリングあるいは施設に対するニーズ調査というものは、今後実施の予定があるのかどうかお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、ニーズ調査の関係でございますけれども、公共施設等総合管理計画策定においては、現在の施設利用者に対してのヒアリングやニーズ調査といったものは予定しておりません。

公共施設等総合管理計画につきましては、個々具体的施設をどうするかではなく、公共施設を全体として見渡した中で将来の方向性や整備方針を定めていく予定でありますので、市民意見の集約といった意味では、次年度にこの計画案のパブリックコメントの実施を予定し

ているところでございます。

利用者のヒアリングや施設に対するニーズ調査につきましては、総合管理計画策定後に個々の施設の方向性を定める施設類型ごとの実施計画を策定していく予定でありますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） まずは、総合管理計画を軸にしてということだと思います。理解いたしました。

次の市民会館及び青年の家に関してですが、この両市民会館と青年の家の年間の利用者数、登録団体数についてお伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、平成26年度における各施設の利用状況についてお答えします。

初めに、市民会館、利用者数1万1,698人、サークル数20団体。参考までに、図書館における図書の貸し出し人数3万2,894人。第二市民会館、利用者数1万3,610人、サークル数22団体。青年の家、利用者数1万8,756人、サークル数23団体であります。

なお、平成27年度につきましても、ほぼ同数のサークル団体が利用しております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今後のことを考えますと、施設の総量、全体を減らしていくということも当然必要なかなとも思いますが、その一方で、先ほど申し上げましたように活動場所の確保について心配の声もあるわけであります。特に旧旭地区において、市民の活動の場をこれまでどおり維持されるよう施設の確保はお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 先ほども申し上げましたが、市民会館及び青年の家、施設利用者の皆様に対する施設確保対策につきましては、例えば第二市民会館や干潟地区にある干潟公民館などを目的に沿った形で有効に利活用していただき、活動の場が維持できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、3項目めの新庁舎建設以降の各支所の活用について再質問させていただきます。

新庁舎建設を前提にしたときに、現支所施設の今後の利活用について、これも同時進行で考えるべきであって、だとすれば、その点についても総合管理計画のほうに入ってくるのかなと思いますが、その予定になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 現在策定の公共施設等総合管理計画につきましては全ての公共施設を対象としておりますので、各支所も計画の対象にはなっております。

この計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、公共施設を全体として見渡した中で将来の方向性や整備方針を定めていく計画であり、具体的支所施設の利活用まで盛り込むものではありませんが、本計画策定後におきまして、実施計画となる個別計画の策定を予定しておりますので、その中で利活用も含めきちんとした方針を立てて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今後、もし施設の廃止、撤去、あるいは改装、改修等に合併特例債を活用ということであれば、おのずとその期限というのは決まってくると思うのですが、この合併特例債の期限について改めて確認させてください。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 各支所の活用ということでございますので、総務課からお答えいたします。

合併市町村の関係、市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について、合併特例債をもってその財源とすることができるとされております。

旭市につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村として、合併年度及びこれに続く20か年度となります。したがって、合併特例債をもってその財源とすることが出来る期間につきましては、平成37年度までとなります。ただ、新庁舎以外の施設の改修

等に合併特例債が適用できるかどうかにつきましては、個別具体にどういう目的、それから用途等により改修を行うかという判断がなされるものと考えています。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 37年までのリミットということでお伺いいたしました。

最後に、施設の再利用に関しては、全国にもさまざまな先行事例があると思います。これからの検討ということになると思いますけれども、一例としまして、先ほど申し上げました、これは旭市の特性を生かして、例えば農水産物の資源を生かした上での創業支援、例えばインキュベーション施設というんですか、創業支援するそういった施設だとか、あるいは企業のコールセンターとか、そういった民間での利活用というのも検討の価値があるのではないかと思います。現時点でお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 公共施設、それから公の施設、これは公有財産でございまして、地方自治法に行政財産としてその管理及び処分の規定が定められております。

現在の公共施設等につきましては、それぞれが行政目的を持って設置されているものでございまして、組織の集約、それから公共施設の統廃合により余剰施設ができるということになれば、行政機能を持たない普通財産としての活用、または廃止のどちらかになるかと思えます。

普通財産として活用する場合におきまして、議員ご指摘のようなこともあるかと思えます。そういった場合、民間への貸し付けも、その趣旨を勘案した上で想定できるものでございすけれども、維持管理費等の財政負担を考慮しての判断になるんだろうと、そのように考えています。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（景山岩三郎） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（17番 滑川公英 登壇）

○17番（滑川公英） 17番、滑川公英、平成27年旭市議会第4回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

異常気象が常態化した昨今では、さまざまな業界で対応に苦慮しております。今年の冬も

暖冬と予想されていますが、どうなるかは分かりません。円安で消費者物価が上がりつつある中での原油関連価格の低迷は、消費者にとっては朗報です。

一般質問は3件です。市民の皆様に分かりやすく簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

1として道の駅について。1か月半の経過報告をお願いしたいと思います。

明智市長肝いりの、旭市の道の駅季楽里あさひが10月17日にオープンいたしました。2010年に検討委員会発足以来、丸6年かけての開業です。オープン当初2日間で2万8,000人の来場者があったそうですが、1か月半に来場者数、レジの通過人数、季楽里あさひ全体の売上げについて、当初は日別、その後は週別でお知らせ願いたいと思います。

2番目として、季楽里あさひのホームページについて。

道の駅公式サイトは、全国の道の駅が検索できます。そこで検索しますと、季楽里あさひのホームページでは12月5日現在、いまだに10月17日オープン予定です。季楽里あさひのホームページでも同様です。フェイスブックの季楽里あさひだけが、12月5日土曜日の新聞チラシが載せてありました。旭市の情報発信の重要なツールを、なぜ運用できないのでしょうか。4年半前の旭市の東日本大震災の時の対応と、ほとんど同じではないのか。

3月中旬に、放射能汚染野菜調査で旭地区の11品目が汚染されたJA旭地区は、次の日、千葉県は5品目だけになったと発表したが、旭市のホームページではその後1週間以上、11品目と放置。テレビ、新聞にさんざんたたかれたことは皆様ご存じだと思います。読売新聞、千葉日報、朝日新聞等に抗議すると、旭市はうそをついている、旭市のホームページには11品目掲載されているのではないかと反論されました。担当課、市長にかけ合いリニューアルを求めましたが、3月31日の夜まで更新なし。今回、3度も4度も更新を進言いたしましたが、ネットの重要性を全然分かっていないのではないのか。誰がこのようなことをやっているんでしょう。

3番目として、今後の担当課については、企画課は旭中央病院独法化も控えており、商売の担当で本当にそれでいいのでしょうか。

大きい2番として、新庁舎について、建設用地について。

9月議会に引き続く質問ですが、文化の杜公園の1ヘクタール当たりの平均整備費は、9月議会では2億2,259万円。今回、事務局に問い合わせし、新庁舎予定地だけにかかった概算整備費は2億5,770万円、国庫返還金1.2億円、合わせて3億7,700万円。約3,500万円程度増額になっております。

市民会議で、公有地のコストは、事務局はゼロ円と提示しております。先ほどの総務課長

の答えでも、時系列の経過は考慮していないそうですが、10年、20年前のことならいざ知らず、24年の公園オープンからたった2年しかたたない公園整備費コストを市民会議に提示しないとは本当に不思議な話です。四、五百万円の経費節減のために、来年の旭市の産業まつりは1か所で開催予定だそうです、なぜ180度違う政策を進めるのかお示し願いたいと思います。

2番目として、旭市公園の面積について。

既存の都市公園を減らすと、その面積分の都市公園を新たに整備する法令があることを、我々議員、市民会議にもともとアナウンスされていたのでしょうか。今の庁舎の跡地を有効活用しても、最低1億円近くかかる公園整備費ではないかと思っておりますが、市民会議では執行部側は、分かっているにもかかわらず提示しなかったのではないのでしょうか。

大きい3番目として、組織改革について。

市長部局27課576名で、462億5,594万円の事業を執行しているそうです。また、576名のほか、臨時職員、パートの人数はどのくらいいるのでしょうか。

職員500人以上の市町村では、部制をとることが多いと言われています。データ上、農村部より都市部のほうが部制を採用している市町村が多々です。道の駅検討委員会等を通じ、縦割り行政の欠点をさまざまに体験いたしました。執行部では、部制のメリットとデメリットをどのように把握しているのか、詳しいお話を聞きたいと思います。

一般質問は以上で終わります。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の1回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは企画政策課のほうから、道の駅の関連の3点につきましてご回答申し上げます。

まず、1か月半の経過の報告ということです。まずは入場者数、またレジ通過者数、それと道の駅全体の売上げ状況を、日別、週別、月別ということでありました。

最初のほうが日別ということでございます。ただ、週別のデータを持っていませんので、できる限り最初のほうは日別、もしくは11月につきましては月別で報告させていただきたいと思います。

道の駅季楽里あさひですが、議員ご指摘のとおり、10月17日グランドオープンということで、その2日間でそれなりの結果を出させていただきました。入場者数の把握の仕方ですが、確実なものということでお答えしたいと思いますので、レジの通過者、これで申し上げたい

と思います。

10月は15日間で4万5,028人、11月ですが30日間になります。6万2,328人となっております。レジ通過者というのは単純にレジを通った人数でありますので、実際には家族連れでいらっしやったり、トイレ利用や施設見学の方もいらっしやいます。入場者数としては、道の駅それぞれいろんな発表の仕方がありますが、おおよそレジ通過者数の2倍程度が適当かなというふうには考えております。

次に売上げです。これにつきましては、10月の15日間で5,430万円、11月ですが、30日間で7,500万円となっております。

続きまして、日別ということです。どの程度ご回答申し上げるかというのがありますが、10月の最初の1週間ぐらいを申し上げたいと思います。

まず、オープンの土日は別にしまして、19日月曜日の平日から申し上げますと、385万7,000円。20日火曜日、359万7,000円。水曜日21日、351万4,000円。22日、315万5,000円。23日、337万5,000円。土日に入りまして、24日が393万1,000円。日曜日が426万9,000円、これが出だしの数値ということになります。

11月に入りまして、最初に、やはり初旬の月曜日から1週間で申し上げます。11月2日月曜日が251万3,000円。火曜日3日、381万2,000円。水曜日、245万3,000円。木曜日、246万6,000円。6日金曜日、242万円。土曜日、日曜日になりますが、7日の土曜日で317万6,000円。8日の日曜日で310万6,000円、このような状況です。

直近の、11月の末の1週間で申し上げます。23日月曜日、287万8,000円。24日火曜日、178万5,000円。25日水曜日、164万6,000円。木曜日26日です、167万3,000円。金曜日、180万円。土曜日28日、218万4,000円。日曜日、273万4,000円、このような状況でございます。

続きまして2番目の、ホームページの更新状況ということでお叱りをいただきました。確かに1か月以上、道の駅季楽里のほうのホームページが更新されていなかったことは承知しております。この点につきましては、以前から会社のほうへ何度も更新するよう申し入れてございます。現在は新しいページに更新され、今後も最新情報を随時掲載する予定です。また、市のホームページをはじめ、市内の関係団体のホームページやフェイスブックにもリンクを張っており、今後も閲覧者の利便性の向上を図っていきたいと思っています。

次の質問の、今後の担当課ということです。今までは担当していましたが今後はどうなのかというご指摘ですが、今現在、年度途中というような開業でもありますので、当面は引き

続き企画政策課で担当したいと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは新庁舎につきまして、まず1番の建設用地についてということでお答え申し上げます。

できたばかりの公園をなぜというところがあって、政策転換というお話がございました。

4億円という数字も出てまいりました。その辺をご説明申し上げたいと思います。

まず、2億5,770万円という数字があります。これは用地費と造成費と施設整備費、それから現在想定する国費返還額1億1,800万円の合計で、合わせて約4億円だということなとだと思われま。

国費返還額1億1,800万円につきましては、先ほどの用地の購入と造成費と整備費を入れたもの2億5,770万円のうちの、実はそこに入れられたお金、一部になっています。ですから、これを足し込むことはちょっと矛盾するのかなというふうに考えております。

そのうち、先ほども申し上げましたけれども、土地につきましては、どこの場所であっても確保、買い取りを行ったり、新規用地であれば用地費がかかることになりますので、その辺は一つの考え方があるのかなと思っています。

あと、ここにかかっている土地につきましては、現段階では公園の敷地ということで、旭市の市有地でございます。土地の用途を公園から庁舎敷地に変更したとしても、これは無駄になってしまうものではないということでご理解いただければなと思っています。

公園施設整備につきましては、先ほども一般質問の中でご回答いたしましたけれども、新庁舎として想定する1万平方メートルの全ての施設整備費であるんですけれども、インターロッキングのブロック舗装が70%以上の費用を占めるということがありまして、これらの施設はそのまま駐車場敷地として使うのか、また、撤去したブロックも再利用も可能になるのではないかとこのところもございます。現公園施設につきましては経済的な使用ができるよう、今後実施する基本計画に取り入れ、十分な検討を加えながら無駄のない計画を立てていきたいと考えております。

あと、想定している国費の返還額1億1,800万円は、区域決定後、金額を精査した後に返還をすることになるんだと思います。これは、公園として買い取った土地代の中に、その1億1,800万円が含まれているということになります。ですから、国費で買収したんですけれども、それが用途変更によって市単独事業に振り替わったというような考え方になる、その

ように考えています。

それと、2番目の代替の公園というお話がありました。これは先ほども申し上げたとおり、都市公園法第16条が該当して、旭市の場合には代替公園が必要になるでしょうということで県のほうの指示があつて、そこで今、現庁舎敷地を充てることで進めているところであります。この辺は公園計画をしっかりと立てながら、市民や議会の意見を聞きながら実施していく必要があるだろうと、そのように考えているところであります。

あと、議会のほうの説明ということですが、これにつきましては、先ほどもご答弁したとおり、新庁舎の基本構想に対する意見交換から始めまして、議会等はその折々で説明をしてきたということがあるということで、ほかの候補も慎重に検討しているところであります。

さらに、市民会議の中でこの代替公園の話ということがあったんですけれども、評価していただく上での一覧表を当時作りましてお出ししています。その中で、都市計画に係る法令上の要件、規制、それをきちんと公園変更に伴いまして、代替公園計画を含めた公園計画の変更を要するということで、その辺も記述して一覧表の中で説明しているところであります。

それから、次に3の組織改革なんですけれども、先ほど、パート、臨時の職員数ということで、これについては今手元に数字を持っておりませんので、後ほどもし分かればお答えしたいと思います。

あと、メリット、デメリットという話がありました。組織自体は、長がその権限に属する事務を分掌させるということで、効率性や専門性を考慮して配置するということがあります。部を設置する効果、これはメリットになるんだと思いますけれども、関連する分野の施策の連携を強化して管理部門を合理化できるだろうと、そういったことがある。あと、例を挙げれば、例えば保健、医療、福祉が一体となった施策を展開することによって、同種のサービスを必要とする住民に対しても、縦割りではなくて一体化した窓口対応がより実現できるのかなという、そういったこともあると思います。

あと、デメリットということでございました。これは例えば課長の次に部長が一つあるということであれば1段階増えるということになって、その部分で意思決定がその1段階分説明を要するのかなということが、一つデメリットとしてあるかと思います。

いずれにしても、例えば部の設置を含めまして、住民ニーズに的確に対応するための組織機構の再編につきましては、継続的に検討していく必要があるということで考えており

ます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 5分

再開 午後 2時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 先ほど、パート、臨時の職員数ということで質問がございました。

今、臨時職員の雇用の状況ということで、昨年の一覧でございますけれども、これには臨時の保育士であるとか介護認定調査であるとか保健師、看護師、それから教諭補助員、例えばこういった方が放課後児童の育成事業指導員、これは60人とかいます。これらを全部積み上げますと302人になります。ただ、社会保険の加入する該当者は104名ということでございます。あとは不定期であったりとか物すごく短い時間であったりとかその事業のあったときだけというのも臨時職員としてカウントしておりますので、そういったものも含めて302ということです。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 丁寧なお答えどうもありがとうございました。

では、1番目の道の駅から順次再質問いたします。

当初の年間売上げというのが計画では4億4,000万円。1日当たりにしますと約121万円です。すから、先ほどの答弁を聞きますと、悪い日でも当初の計画と比べたら倍になっていると思うんです。だから、そんなに道の駅としては成績は悪くないと思うんですが、ただこれも上限と下限の中で、計画は下限をとってあるんですよね。例えば平成14年に、ふれあいパークは3億円の計画で6億円から売上げがあったんですよ。だから、今の悪い時の計画が倍あるからそれでいいかな、それとも危機的なものかなというのははっきり言って分かりません。1人当たりの買い上げ額も、これも計画と実績ではだいぶずれていると思うので、上振리していると思うんですが、どのくらい上振りしているかお答え願いたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 計画のほうでは1人当たりということで平日1,000人というふうに見ています。今の状況を割り算、これ数字持っていないんですが、例えば10月の上旬、先ほど申しあげました19日の例で申しあげますと385万7,000円で、レジ通過者が3,351人ということですので、割り返していただくとという話になります。それで、1人当たりの数字につきましてもおおよそ計画どおりもしくはそれ以上の数字で来ていると認識しています。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 1人当たり、計画どおり。だって売上げが倍になっていれば計画が計画どおりという話じゃないと思うんです。

それと、今の答えについて、3回目じゃないですよ、今の答えがちょっとおかしいんじゃないかと思って。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 1人当たりという、先ほどもちょっと申しあげましたけれども、入場者数の考え方で、レジ通過者数で実は計画のほうは割り返していない。計画のほうでは、レジ通過者というのは平日の場合ですと1.5倍、休日で2倍というのを安定した場合には事業計画のほうの中では見えています。その数字で売上げ予想額を割り返しておおよそその販売事業計画見えています。それでいきますと、すみません、その数字を持っていないもので、1,151円ということになります、月曜日が。ですので、そんなに大きく上振っているとかそういう数字ではないと認識しております。1人当たりの消費する金額ということに関しましては。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 訂正がありまして15%多いということですね。

では、17日のレジの通過人数、船井総研、事務局では最大で1,600人と想定していたわけなんですよ。これが8月25日の建設準備委員会の最後の会合で質問したらそういう答えが返ってきていました。ということは皆さん、先ほどから私が言っていますように計画自体がすごく甘いんじゃないかと思うんですよ。危険性を、リスクをとらないような計画を作っているだけではないですかということ。

もっと一番大切なことは、課長にもお願いしたいんですけれども、16日の竣工式に、レジ

脇に紅白の記念まんじゅうが山ほど積まれていましたよ。生産地が鴨川市ですよと招待客のクレームがあり、課長にお願いしました。そうしたら、第三セクターが行っており、我々は関知していなかったとの返事でした。旭市に、道の駅あさひのために造っているのに、何で鴨川市のまんじゅうが並んでいるんですか。こんなふざけた話があるんですか。

誰がやっているんですか、駅長ですか、株式会社の社長ですか、責任は誰がとるんですか。おかしいんじゃないですか。お答えをお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 最初の質問の船井総研自体のシミュレーションというんですか、甘かったんじゃないか、リスクをとらない計画だったんじゃないかというご指摘です。

確かに3通りぐらいの計画を立てて、その中で一番安全策というかリスクをとらないという一番下の数字で事業計画を立てて、売上げが少ない場合のときを想定して人件費ですとかそういったようなものを、いわゆる赤字にならないようにと、結構質問をいただきましたが、そういうシミュレーションで行っています。ですので、結果的にそれを上回るということは、事業計画が甘かったというよりは、営業に関して少し心配しなくてもいいのかなと逆に安心を持っているような次第でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、オープンの時に紅白まんじゅうが、鴨川市のまんじゅうが並んでいると。確かに、その時に議員がご指摘になって、私もびっくりして現場確認に行ったら鴨川市というのを確認しています。確かに、指定管理者が全て並べているものを判断して行っていますので、鴨川市の紅白まんじゅうを置くよという話は我々にはもちろん知らされていませんでした。それが実態です。それは市長も知りませんでした。ですので、個々細かいものについては全て報告があるということではありません。

ただ、その件に関しましては、市内にまんじゅう屋さんがないということではありません、もちろん、たくさんあります。なぜ鴨川かという話ですが、もちろん市内のまんじゅうを作って商売している方々からもたくさん出店していただいています。ですので、そのほかのこういうことはどうですかというような提案があったので採択したというふうに会社のほうから報告を受けています。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） じゃ、だいたい第三セクターの裁量でやっている、経営陣にはさら

さら知らされていないと。だったらいいです。

一つだけ、道の駅のコンセプトをもう一度、課長、皆さんにお伝えください。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今手元にないので正確に答えられるかどうかは別にしまして、滑川議員ご指摘の情報発信の貴重な基地ですよというようなことはご指摘いただいているとおりです。何よりも地産地消、旭市を売り込む、旭市がそのことによって経済が活性化していく、旭市の知名度アップ、それらを目的として道の駅という手段を用いて行っていくというようなことです。たしか五つぐらいありました。全て今クリアに言えませんが、そういうようなことを目的として始めた事業です。

○議長（景山岩三郎） 明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど滑川議員からお話がありましたように、市長の特段の肝いりだということですので、私のほうから道の駅のコンセプトを五つほど言いたいと思います。

一つはまずやはり旭市のPRといいましょうか、発信基地、それから先ほど申し上げましたように地産地消を軸とした産業の拠点、それから交流の拠点、観光の拠点、それから防災機能の拠点、そして道路交通者の利便性と、その五つ、六つあると思います。今話がありましたように地産地消の面からすれば、滑川議員がおっしゃるように腹立たしい部分といいましょうか、そういった部分はあるわけですが、それは十分社長のほうから注意をして改善をするようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市長自らどうもありがとうございました。

道の駅は今全国で1,079ありまして、例えば最近では多古町が道の駅で食堂を、レストランをリニューアルオープンしたんですよ。だから、もう本当に熾烈な競争をしている中でこういう生ぬるいことをやったんじゃ、本当にリピーターが来てくれるかどうか分からないので、その辺は旭市全体で第三セクターだけでなく社長も含めてやはり応援していかないと、今の売上げがキープできなくなったら困るので、それをキープすることによって旭市の知名度を上げていく、特産品をもっと買ってもらうという方向になると思うので、議員の皆様、職員の皆さんもぜひ応援していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員、そのまま続行してください、2番目。

○17番（滑川公英） ホームページは何でならない。ホームページ。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） ネットの何でしょうか、事業者……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 重要さ……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 更新日確認させてもらいました、11月30日でした。5日間ですけれども、大した話じゃありませんけれども、本当に議員から何回も何回もご指摘いただいて、その都度というか会社のほうに本当に申し入れています。道の駅自体がもう本当にてんやわんやの状態だったということはご理解願いたいなということで、いつもいつも申し入れて、もし間に合わないならこちらでやりましょうかというようなことも、あくまでも指定管理者の仕事だからうちのほうでやるよというような回答の繰り返しだったことはご承知願いたいなと思います。

ただし、ホームページ、そういうネットの重要性ということはきちっと理解しております。手が回らなかったというのは言い訳にはなりません、今後ともしっかりと皆さん方の意見は会社のほうに届けていきたいというように思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、道の駅のホームページを誰が採用したんですか。

先ほどの農水産品だけじゃないでしょう。まんじゅうだってそうでしょう。ホームページを作る会社だって旭市にありますよ。なぜバイ旭、セール旭をやらないんですかということなんです。それで、泥棒を捕まえて縄もなえないなんて、ホームページがない道の駅なんて全国探してもありませんよ。何でもこういうぶざまなことになったんですかと言っているんですよ。忙しいからというものじゃないでしょう。ホームページの制作会社が言うことも聞かないんだったら、なぜカットできないんですか。そういう生ぬるいことでいいんですか。だって12億6,000万円もかけて、一生懸命かけて旭市をPRするために作ったわけでしょう。どうでもいいんですか。

それで、旭市が推進すると言いながら、例えば旭市に横断幕も何もない、ただ勝手にオープンしたみたいない感じでしょう。我々が7割も出しているわけですよ。もうちょっと応援してもらってもいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） ご指摘のとおりだと思います。道の駅そのものの指定管理者でやるべき仕事、それから市を挙げて応援できること、一体となってやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） それと、オープン当初は朝早く行きますと他県ナンバーのキャンピングカーが何台か必ず駐車していました。これは、やはり公的なホームページを見て旭市に来ていただいたものと確信していますよね。ホームページを見て訪れた人々だけではなく、今既に高い、まずい、ない。野菜は今たくさんありますけれども、当時はこの3ないで有名になってしまったんですよ。これを取り返すのには、もう2か月が遅いのか、それともまだ2か月なのか、その辺は事務局ではどう考えているんですか。

フェイスブックはもう8月ごろから、道の駅のフェイスブックはもう出ていますよ。ところが、本物の道の駅のホームページは稼働したのが10月16日、それから1か月半以上お休みですよ。どう考えても、くどいようですがおかしいですよ。

今ネットだけで3兆円から売上げがあるんですよ、伊勢丹、三越よりずっとあるんですよ。何でそういうことができないんですかね。全然、だから、先ほど重要性は分かっていると言ったけれども、分かっているからやっていないということじゃないですか。分かっているんだったら早くやってくださいよ。忙しいのが理由になるわけじゃないですから。

お客さんの顧客満足度を上げるには、これからいかに対応するかだと思うんですけども、担当課としてはどのような工程表を持っているんですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） ご指摘のとおりだと思います。徐々にその金額等が当初のオープンの売上げよりも落ちてきていることも事実ですが、例えばこの年末に12月をどう乗り切るかというか、どう仕掛け、PRしていくかというようなことも、チラシが入っていたのはご存じだと思います。お餅の無料配布ですとか、青森の訳ありリンゴ、応援りんごみたいなものを仕掛けていくですとか、あとステージショーなんかも高品剛さんと呼ぶとかというようなことでチラシが入って、お客さんを獲得すると、来ていただくといったような仕掛けをしているというふうなことはご案内のとおりでございます。

企画のほうでどのように考えているかということですが、実はオープンして1か月ぐらいでしょうか、議員さんご指摘のそのご意見もしくは批判等も含めてたくさん寄せられました。今でも批判的な意見もたくさんいただいています。その中で、市長のほうから経営者会議というのを特別に市と会社側で会議を持とうかというようなことで、本来ならば指定管理者が全面的に運営していただきたいというところはあるんですが、市長もこのままではまだ落ちつかないし市も全面的に応援していかないとまずいだろうというようなことも含めて、経営者会議、これは仮称ですが、そういったようなものも設けながら、道の駅の運営に関して市からも意見を言っていこうといったような会議も設けて、実は第1回実施したところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。ぜひ、今年度いっぱい担当課も変わることはないと思いますし、来年はどうなるか分かりませんが、来年の3月までは一生懸命応援していただければ。

それから、新庁舎についてですけれども、市民会議といいますけれども、市民会議に出席された方々の中で、1市3町の区長会長は全員出席しているんですね。そういう方々のお話を聞きますと、2年前に公園を造るのにこれだけのコストがかかっていますよ、整備費がかかっていますよという提示があったら、私は文化の杜にはマルにしなかったと言っていますよ、賛成しなかったと言っていますよ。というのは、もう政策そのものが文化の杜でいこうという方向になっていたんではないかと思うんですがいかなんですか。

中にはメリットもデメリットもありますよ。2回目の会議の中の附属資料の中にありますけれども、じゃ、ここに2億5,000万円、2億7,000万円ですか、そのほかに返還金、国庫返還金1億2,000万円かかるなんていったら誰もやらないと思うんですよ。だから、そういうのを隠したようにして情報を流せば当然マルになるのは当たり前でしょう。我々も、もしあそこ1ヘクタール、新しい庁舎敷地になったら、またこんなに公園があるのに都市公園を1ヘクタール造らなくてはならないというのは9月になってから分かったわけでしょう。その辺はどう考えても、もうちょっと議会にも報告じゃなくてこういうのもありますよという、ただの今まではこういう流れになっていますよの報告だけしか我々は聞いていないんですよ。だから、市民会議もメリット、デメリットをもっと深く、だって実際には皆さんご存じでしょうが、今57億円といったら、とてもそんなもので建てられるわけないでしょうよ。最低でも80億円、90億円かかる建設費なんですから、旭市で最大お金かかるわけですよ、1か所で。

その辺をもうちょっと正確に情報は流していくのが、やはり事務局の務めではないかと思うんです。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 市民会議で説明が足りなかったのではないかという趣旨だと思います。市民会議にはできるだけ公平・公正に判断していただけるように説明しながら、不明な点はそれに答えながらという形で進めてきた、そのように聞いております。第1回から第4回まで、これが主に決定までの経緯だったと思います。それで第5回でさらに説明したと、第4回までで提言書をまとめていただいたということになっています。その中では当然代替公園の話がある。

先ほど公園の用地につきましては、確かに国庫補助金が入った公園を造ったというのは紛れもない事実ではありますけれども、それはあくまでも市の用地になっているという前提の話であったというふうにうちのほうでは理解しているところでありました。その部分で説明が足りないと言われてしまいますと、どこまでやればよかったのかというところはあるかと思いますが、その時点でも代替公園は必要ですよというようなところは議論の中で出ているということをお伝えするしかないのかなと思っています。

あとコストの話、金額が相当に上がると言いますが、それは現実どこに建ててもコストは同じ形になるんだと思います。

あと、先ほども申し上げたとおり、国庫補助金が入った形で用地を購入したところが、国庫補助金がなくて用地を購入したという、今の形ではそういうふうになっているということだけであったというふうに理解しています。

あと、議会のほうにつきましてはその都度、特に基本構想がまとまる段階ではきちっと4か所示しているものと思いますので、説明が足りないと言われるとどこまでやればいいのかというのはまた出てきますので、その辺はご理解いただくしかないのかなというふうに今思っています。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 視察研修地で新庁舎の建設にかかわっている都市があったんですよね。

そこで聞きますと、最初から議会からも議員は出ていると。旭市はだいたいの筋書きが出てから議会に報告しているだけ。ですから、普通の常識と旭市の常識では違うんじゃないかと。

それで、先ほど課長が40年先まで云々と言ったけれども、本当に40年先まで課長はここで

いいということで責任をとれますか、多分あなたは死んでいると思う。時系列は全然言っていないなんていうのは、例えば課長のうちが、母屋が2年前に3,000万円で建てた、じゃ、これを2年後に壊してここに5,000万円の家を建てるとやりますか。

それともう一つ、3番目、防災中心と言ったけれども、今は国交省でも、この前も9月議会にも言ったんですけれども、道の駅は防災拠点のナンバーワンなんです。大震災で東北地方が道の駅から中継になったんです、物資から何でも。立派な、12億6,000万円もかけた道の駅があるんじゃないですか、なぜ防災防災と騒いでいるんですか。

それともう一つかな。防災センターになり得ないというけれども、実際に旭市はここは0.6、0.9ないから駄目なのに、0.6なのに防災センターになり得ないのに、どこに旭市に防災センターがあるんですか。今すぐ即答していただければ。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 幾つも質問があったので、漏れがありましたら再度、まず。

（発言する人あり）

○総務課長（加瀬正彦） それでは、まず40年先まで責任を持てるか。私自身が個人で責任を持つことは、これはできないと思います。ただ、その時点で私は死んでいる可能性が高いですから、正直。ただ、市民が使う施設で、特に鉄筋コンクリートで造るだろうということでいけば、少なくとも47年の償却期間はあると思いますので、それで四、五十年という話をさせていただきます。

それと、防災道の駅というお話がありました。道の駅は当然物資の中継地点にはなる、なって当たり前だと思っています。物が集まる場所。だけれどもそれだけでいいわけではないということです。少なくともいろんな方が避難していく場所は、例えば文化の杜は一つです。だけれども、それぞれ例えば飯岡地区であればスポーツの森公園があったり、その脇の保健福祉センターがあったり、干潟地区でも当然必要になるし、海上地区でも必要になる。それを1か所に限定しないというのは、当然防災計画の中では位置付けていく必要があるだろうと思っています。

今、0.9以上ないと防災センターにならないということでありますけれども、確かにその考え方は消防庁なんかを示しているもの、例えば消防庫を造るときでも1.5倍掛けるんだよという話があって、0.9以上じゃないと駄目だみたいなそういう話は現実にあります。ただ、少なくとも今後建てる庁舎については指令を行える場所ということで、そういうものになり

得る、その指令を行うための施設は当然その中に位置付けるということがあるということです。その部分は、これから進めていく基本計画の中、設計の中でも考えているということはあるということです。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では2番の都市公園、旭市公園の面積についてですけれども、9月議会の答弁で文化の杜公園施設は丁寧に解体し、新公園で有効活用だというような答弁をしております。だったら何もそういうような、わざと解体して、丁寧に解体してまた持ってくるなんてそんな面倒くさいことはする必要はないんじゃないですか。

先ほども課長に言いましたけれども、課長が2年前の家をぶっ壊してまた建てますか。これ行政だからやろうと思えばできるかもしれませんが、これは全て税金だからできるわけでしょう。自分だったら絶対やりませんよ。ここにいらっしゃる方々みんな、やるという人いますか。誰もいないと思いますよね。そういう無駄なことはやらないと思いますよ。だからこれ、4億円もかかっているから無駄だと言っているんですよ。それもまだ数年前の話でしょう。もう10年以上、15年も前から、例えばまだ継続で事業をやっていますけれども、下水道工事とは全然お話にならない話でしょうよ。

あと課長は、47年は耐用年数ですよ。でも、今例えば鉄筋コンクリート、これの耐用年数を120年にできる工法というのがあるんですよ。その代わりコンクリート代が2割高くなる。それでも、建設費を上げて120年大丈夫なほうがいいかなと、そういうことも選択肢の一つ。私は文化の杜でやれと言っているわけじゃないですよ、これから想定していくであろう中で、例えば免震装置を造るとか、それを地下室を、中央病院みたいに遊水池にするとか、ないしは先ほど言いましたけれども、行政視察したうちには、最低でも2.4メートルくらいの免震装置の場合は空間が必要なんですよ。それを2.7メートルにして駐車場にしていると。そういうことも考えていければいいんじゃないかと思いますけれども、ただ4億円から捨てるというのはどう考えても我々民間の考えではあり得ないことなので、その辺を重々もう一度検討していただければと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 1回目のご質問でもお答えしましたけれども、4億円というのはあそこの整備費で2億5,770万円ですか、それがあって、それで返還金を入れて3億7,500万円

近くになる、約4億円だという、そういうお話なんだと思います。ですから、申し上げたとおり用地の購入はどこであっても必要になります。ですから、それが国庫補助になったのか、単費になったのかということで考えたときには4億円の損ということはないということです。

それで、あと特にあそこのインターロッキングにつきましては車が乗れるような舗装になっているということがあったので、そこの奥の芝生自体はそれほど大きなお金がかかっているわけではない。造成費も、当然造成する必要があるので、もともとどこでやってもかかるという話になります。ですから、インターロッキング等をできるだけうまく活用できないかということも含めて、立地なり施設の配置なりを考えていくということが重要だと思っています。

それから、視察に行った所で免震、遊水池というお話がありました。確かにそういったことも今後実施設計をしていく上では必要な部分であるんだろうと思います。そこをやったときにどれだけかかるのかということもありますから、当然費用対効果を考えながらということになるんだと思います。

あと、長寿命化、今長寿命化の話がいろんな所で出ています。この長寿命化をどのようにするかというと、例えば単純に50年もつ施設があったとすると、その中間年できちんと手を入れてやる。それで先に20年延ばしてやる。さらにもう20年たった時にもう一度やる。確かにコンクリートの強度等も違うものを使うのかもしれませんが、今後は施設をそういうような形で長寿命化を図っていくというのは大変重要だと思っています。そういった形でできるように庁舎も進めていく必要がある。

ですから、議員おっしゃるように、お金が全く無駄になっているという考え方ではないということはちょっとご理解いただきたいなと思っているんですけども、その辺、なかなか意見が一致しませんのでちょっと答弁にも限界があるんですけども、その辺はしっかりと、ご意見をいただいたものとして考えたいとは思っています。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

民間の考えと行政マンの考えでは180度違いますから、どうしたって平行線のままでいってしまう、ないしは右と左になってしまうというような気がしますけれども。

では、組織改革についてですけども、先ほどメリットもデメリットも出て、何とかお話ししていただきましたけれども、一番のデメリットというのは、やはり市長と職員との距離が広がるというのが、私が調べた中では一番のデメリットではないかと思っています。それで、

メリットというのは、皆様の役職が増えるというけれども、それは我々にとってはデメリットなもので、だから、前回も言っていますけれども、もう行政改革をして水関連は一緒にするとか27課も必要でないとか、それによって課長職が減った分、部長職が増えてもトータルではそんなに変わらないんじゃないかと思うんです。

これから30年以降、先ほども課長が言いましたように、もう財調はどんどん減っていくと。地方交付税も減っていくのであれば、自らがやはり合理化、効率化、その辺はやっていかななくてはならないと思うんですけれども、これは新庁舎建設だけでなく、すぐにでも考えていかななくてはしょうがないことだと思うんですが、いかがですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 議員ご指摘のとおりだと思います。組織の改革というのは、そこがいいということはないと思います。ですから、今回第3次アクションプランの中でも組織の再編という項目を1項目入れさせていただいております。その中では、課の削減というようなお話をしております。ただ、その中で部制というところまでは言及していなかったということがあります。

ですから、課を削減して部を作ればいいんじゃないかという議員のご指摘でございますけれども、本当にどれがいいのか、内部ではこういった話については事務レベルではありますけれども、一度内部で検討している経緯はあるということだけはお伝えしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今の総務課長のお話ですと、やはりその前の職というのは行政改革、そこで訴えていなかったということになるんじゃないかと思うんですけれども、取りあえずは今道の駅によって広域農道のアグリポケットが全然利用されていないんですけれども、行政としてはアグリポケットをどのように処分するのか、利用しているのかお答え願えれば。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 広域農道沿いの直売所のことだと思います。農水産課で担当しておりますのでうちのほうで答えさせていただきます。

今まで直売館のほうは直売所研究会の方に使っていただきまして、その一部の方が道の駅に出荷しているということで、あそこは今使われていない状態になっております。

今、あその場所をどうするかということで検討中であります。今年度中には結論を出し

たいと思っておりますので、まだ話は、どういうふうにするかというのを検討している段階でありますので、どういう状態にするかというのは出ておりません。

すみません、このくらいしかありませんので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） これは、私が今言っているのは、28年度予算を今作っているわけでしょう。だから無駄なことは早くやめて、そういうことも考えまして、やはり適正な人員で運用していくとか、ないしはあそこはカットしますよ、ないしはリースしますといろいろあるわけでしょうよ。だから、それを28年度に引き継がないで、もうあそこには誰もいないんですから、はっきりとした対処方法を行政で探っていっていただきたいと思うんですよ。土地だけは干潟土地改良の土地ですから、建物と建物の利用だけですから、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（景山岩三郎） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（4番 有田恵子 登壇）

○4番（有田恵子） 議員ナンバー4番、有田恵子でございます。

今回の一般質問は六つございます。

一つ目は、10月17日オープンしました道の駅についてでございます。先ほどの滑川議員とかぶる所は省略させていただきます。

三つ新規で、すみません、質問させていただきます。

売上げが上がっているということで喜ばしいことだと思います。経費がもっと上がれば大変ですから、従業員の数、正社員、パートのそれぞれの数を教えてください。これが一つ目です。

次に、テナントで入っているパン、ジェラート、あさピー焼きですか、これらのテナント料の算定方法を教えてください。

三つ目、これは分かっても分からなくてもいいです、市外あるいは県外……

○議長（景山岩三郎） 有田議員、ちょっとよろしいでしょうか、これは通告に今ないんですけれども。

○4番（有田恵子） なかったらいいです。質問ができないわけか。

○議長（景山岩三郎） 通告にないから、こっち入っていないんですよね。オープンから。

○4番（有田恵子） 事前協議で言わなければ質問できないという制度があるみたいなんですけれども、これを改めていただきたいなと思っていますけれども、じゃ、これ結構です。分かる範囲で教えていただいたら結構です。これが大きな項目、道の駅についてでございます。二つにしておきますね。

二つ目は飯岡海上連絡道三川蛇園線及び旭中央病院アクセス道（南北線）についてでございますが、それぞれの線の直近の用地買収率について教えてください。具体的に地権者が何人いて何人買収が終わったのかというような話でございます。この買収が始まった時期も、これはお分かりになると思うので、これも教えてください。

以上が二つ目の質問でございます。

三つ目の質問は、旭中央病院長期計画の中にあります精神科の運営するグループホームについてでございます。

グループホーム以外の事業は、どう見ても頑張っておられるということですので素晴らしいことだと思っていますが、グループホームの事業の収益と事業費用を見る限りでは毎年1,125万円という同じ数字の赤字額を中期計画4年間、4回連続して同じ数字で赤字が計上されております。業としてグループホームを運営する以上、赤字の改善の見込み計画が載せられてしるべきであると考えますが、改善の見込み計画があるのかないかお聞かせいただきたいと思います。

以上が中央病院についてでございます。

四つ目の質問に入ります。旭・ひかた、海上産業まつりについてでございます。

毎年11月開催されておりますが、それぞれの産業まつりの今年の入場者数、対前年度比を含めてお示してください。道の駅もできたことですし、どういった影響があるのかなということが知りたいということでございます。産業まつりについてはこれだけです。

大きな五つ目、袋公園用地売買契約についてでございます。

この件は平成21年5月、約6年前にさかのぼるものであります。

過去の定例議会においても3名の議員がかかわった案件でございます。暗礁が見えないままに終わってしまったと、闇に葬られたというような案件でもございます。議会だより等、くまなく市の情報に目をやられていらっしゃる当該元地権者からこの件についての着地点はどうなっていますかというような問い合わせも寄せられておりますので、お答えする義務もあると判断いたしましてこの案件を取り上げました。

8回にわたり袋公園用地売買契約について一般質問をしまいましたが、今回は地権者の要望であり、地権者が聞きたいということだったものですから、市から頂戴いたします回答をもって今回これで着地点といたしたいと思います。

それで、質問は一つだけでございます。公園用地売買代金2,023万円の銀行振り込みについてお伺いいたします。

元来、地権者が所有の銀行口座を市役所は、この売買契約の2年前から把握、熟知していましたがにもかかわらず地権者ではない不動産会社と地権者の親族2人が地権者に無断で作った銀行口座に売買代金2,023万円を市は振り込みしました。

そこで質問です。地権者が把握もしない、頼みもしない、聞いたこともない銀行口座に、売買契約日の直前に作られた新規の通帳の口座に2,023万円の振り込みを市が会計課担当者に振り込ませました。この振り込みは誰が指示しましたか。これは質問です。

次いきます。六つ目です。最後の質問、飯岡中学校校舎改築外構工事についてでございます。この件はせんだって9月1日におきまして議案第16号として上がったものでございます。

飯岡中学校校舎改築外構工事契約変更の仮契約締結承認を議会に求めるという内容でございました。追加工事の内容は、想定しなかった湧き水処理と砂の入れ替えということでした。具体的には、水を抜くための装置ウエルポイントを使用する費用と、土の入れ替えに係る費用4,000万円の予算の追加要求ということでございました。校舎と外構工事の設計と監理を担当する設計事務所、作成の工程表を見せていただきました。湧水処理、つまり水抜き作業は平成26年9月に始まり、少なくとも11月には全て完了しているということでございます。それであるにもかかわらず、約1年たったところでせんだっての定例議会において、不測の湧水があったので、その処理のための工事追加予算増額が教育委員会庶務課から出されてきました。

繰り返し申し上げます。既にこの工事は完了しています、去年に。当たり前のことですが、議会の承認なくしてお金のかかる工事の着工はできません。仮に着工したとしましたら、当然ながら業者の善意によるただ働きとなります。でありますから、自らの判断で業者は工事着工などするわけがありません。しかしながら外構、水抜き工事は議会を通す前に終わっているということですね。不測の水が湧き出たというのが平成26年9月であるならば、その時期あたりの臨時議会なり変更契約、専決、いろんなやり方として議案として上げることができたはずですよ。とうの昔に終わった工事を忘れかけたところに予算要求する。あり得ないことだと思います。具体的に、お金をもらえるかどうか分からないような工事を建設会社は絶対

いたしません。

そこで質問です。平成26年9月から11月にかけてウエルポイント設置と砂の入れ替えの外交の追加工事の執行を建設会社に命じたのは誰ですか。

以上です。1回目の質問終わります。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは道の駅の関連についてご回答申し上げます。

滑川議員と同じ質問については割愛させる、短縮するということでしたので、入場者、売上げの関係の質問がございました。代わりにということで上がったのが社員数、パート数ということでした。これに関しては通告の中ではございませんでしたけれども、手持ちに資料がありますのでお答えしたいと思います。

正社員につきましては7人、パートにつきましては実はその時、その時で人数は何回か変わっています。最近では29人という数字で報告を受けていますが、パート数については29人ということです。

次のテナントの利用料金、これをテナントの場所ごとに算出根拠をというお話でした。

申し上げます。テナントスペース1、これはパン屋さんが入っている所です。固定額が11万8,600円で、歩合額として売上げの5%です。テナントスペース2が、ジェラート店が入っている所ですが、固定額が4万5,400円、歩合額が同様の売上げの5%です。テナントスペース3、これあさピー焼きが入っている所ですが、固定額が1万7,000円、歩合額が同様の5%となっています。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、2番目の飯岡海上連絡道三川蛇園線及び旭中央病院アクセス道、それぞれの直近の用地買収率についてお答えさせていただきます。

初めに旭中央病院アクセス道でございますが、国道126号から広域農道までの2,300メートルの区間につきましては、平成25年度より事業実施しております。質問の用地買収率でございますが、平成27年11月30日現在、地権者75名中43名、率にして57%でございます。

次に飯岡海上連絡道でございますが、こちらは平成22年度より事業を実施しておりまして、用地買収率は前段同様平成27年11月30日現在ですが、50名中46名、92%となっております。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうからは3番の旭中央病院中期計画について、グループホームの事業収益と事業費用についてでございます。赤字になる改善計画と見込みということでございます。

この事業につきましては、はっきり言いますと招待事業でございまして黒字化は大変難しいというふうに考えています。ただ、この事業自体につきましてはこちら精神性疾患の患者様が専門的な医療の支援を継続的に受けながらスムーズに地域生活を送るために設けた中間施設でございます。ご指摘のようにこの事業単体では損失は計上しているわけではございますが、神経精神科における治療では必要不可欠な施設と考えてございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、4番目の産業まつりについてというところで（1）、旭・ひかた、海上の各産業まつりの入場者数について前年度比ということでお答えさせていただきます。

今年度の産業まつりも、いきいき旭産業まつり、ふるさとまつりひかたが11月8日に旭文化の杜公園で、海上産業まつりが11月23日に、海上コミュニティ運動公園で開催されたところであります。両会場ともあいにく雨天の中での開催ということになりましたが、大勢の方にご来場いただきまして、ステージイベントですとか農畜水産物の展示販売などを楽しんでもいただきました。

各産業まつりの入場者数ということですが、旭・ひかたのまつりが昨年度は6万2,000人、今年度は4万人ということになりました。また、海上のまつりにつきましては昨年度が4万人、今年度は3万人という数字となりました。両会場とも昨年は好天に恵まれましたが、今年は天候の影響によりまして来場者が減ったものというふうに推測されます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） それでは、私のほうから5点目の袋公園の用地売買についてお答えいたします。

土地の代金、口座振り込み、誰の指示でしたかということでお答えいたします。

振り込みにつきましては、土地の代金、本人が決めた口座、それを届け出いただきまして、そちらのほうに振り込んでいるということで、本人の指示によってその口座に振り込んだというふうに理解しております。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） それでは庶務課から回答いたします。6番目のものについてです。

本来、議会の議決を経てから実施しなければならないと考えられますけれども、その場合は工事を中止し、設計変更を行い議会の議決を経てから工事を再開することになります。しかし、工事を中止することにより、工事期間の延長、請負業者にはその工事の中止期間に不利益となる損害金などを見込む必要が生じたりしますので、中止にするのは現実的ではないと考えております。

また、今年6月の上旬の時点では、その設計変更額がまだまとまっておりませんでした。設計変更額の増減が確定しましたのは、8月になって算出のほうはでき上がりました。主要構造物の末端工事も完了し、変更金額が固まりましたので9月議会に設計変更をしまして提出したものであります。

以上です。

誰が命じたとかというお話ですけれども、庶務課から命じました。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 道の駅については終わります。これはいいです。

○議長（景山岩三郎） 次は何番目にいきますか、2番目ですか。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） じゃ、ここで3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き有田恵子議員の一般質問を行います。

有田議員、5番目からです。

○4番（有田恵子） ちょっと飛ばし過ぎましたかね。

○議長（景山岩三郎） さっき打ち合わせした5からです。

○4番（有田恵子） 超飛ばしましたが、ダブる所がすごくありますので、5番目の質問、2回目に移らせていただきます。

課長の答弁をお聞きしまして、この口座、ご本人が知らない、銚子信用金庫ですか、に振り込まれているんですけれども、1年間、それ知らなかったというご本人のあれなんですけれども、先ほどの担当課長のお答えは、本人が来られて本人が指示して申し込まれましたと私は思います。私は思うというだけでは駄目ですよ。そういう言い回しというのは駄目です。私は思うのではない、証拠が全然入っていませんよ、これね。ちゃんと調べましたか。お答えください。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 思いますとは申し上げておりません。本人が来庁して、本人が決めた口座を市のほうに届け出させていただいたと。その口座のほうに市のほうは振り込んだということです。それは、うちのほうでいただいている請求書の下欄にはっきりと銀行名ですとか口座名が記入してありますから、そちらのほうに間違いなく振り込まれているということです。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 確かに、その本人の名前なんですよ、口座名は。だけれども、それはその口座を作った覚えもないということを、多分これ中継を聞いていますよ、本人が。本人が困っているんですよ。本人がない口座を作られたということで、知らなかったということなんですよ。

私が途中申し上げた中で、ちゃんと聞いておられますか。契約日の2年前から旭市役所は、この当該元地権者がお持ちの銀行口座を熟知把握していたにもかかわらずと申し上げたんですけれども、そうなんですよ。それを知っておきながら別の口座へなぜ、違和感なかったですかということを、今の担当課長は3代目、4代目ぐらい、大昔の話だと思うんですけれども、ちゃんとそれは市長がよくおっしゃっているでしょう。行政は継続だ。これ継続ね。だから今、担当代わったからといって逃げられるわけではないんですよ。だから、ちゃんと調べておいてくださいよと申し上げたんですよ。だから、そういうふうに従業員が言っていたとか、引き継ぎしています、そうじゃない、本当の本当を調べてくださいよと、再三申し上げます。調べられましたか。お答えください。これ3回目。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 銀行の口座は前々から持っていたとかいうお話ですけれども、

私も銀行の口座を幾つか持っています。ただ、私のほうではこのときに、ご本人にどの口座に振り込みますかということでお問い合わせをして、その結果記入していただいた口座ということですから、その口座のできた経緯、それは私どもの承知するところではありません。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 最後ですか。

○議長（景山岩三郎） もう1回。

○4番（有田恵子） もう1回。これ最後よね。これで最後ですから、これで決めますね。

これ、例えば犯罪とかそういうふうなことににかかわったとしても、これ時効ですからね。これぐちゃぐちゃ言うような話ではないということは承知しております。ただ、私は何でこういうことを言っているかということ、やっぱり再発防止、行政の根幹にかかわること。きちっと、疑義がかけられるようなことをしてはいけないということを申し上げたいばっかりにやっております。

それで、私が話をする事自体がうそであっては困りますので、きちっと2日前にも地権者のところへ行って、ちゃんと言いますから聞いておいてくださいねというようなことで、書類も全部渡しています。そういう中でやっておりますから、私はうそはございません。それで、課長がもしそういうことをおっしゃっていたら、みんな聞いていますから、そのことを言いたかったんです。正確な回答を申し上げたかったということでございまして、罰金がどうか、清算金がどうかという話ではないんです。本当の真実とは何かということを私は申し上げたかったということで、これで袋公園売買契約のことは終わらせていただきます。そういうことでございます。

○議長（景山岩三郎） じゃ、次の6番目に移ってください。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 都市整備課長、4回目の質問に。

都市整備課長。

○都市整備課長（川口裕司） 銀行の口座を知らなかったとかというお話なんですけれども、私が言うことではありませんけれども、銀行の口座を開設するには、それなりの身元証明書ですか、そういったものが必要なはずで、ご本人が知らなかったというのはちょっと理解に苦しむところです。

○議長（景山岩三郎） 次に移ってください。

有田恵子議員。

○4番（有田恵子） 最後の質問の飯岡中学校舎外構工事、庶務課の課長が建設会社に命じて、やってもいいよと議会を通さずにやったということをおっしゃったということです。

ここでまた質問させていただきますね、新規にね。

ウエルポイント、これは英語ですけれども、カーテン状の井戸なんですけれども、それはリースなんですよ、リース。こんなの持っているところ、建設会社はあまり持っていない。リース会社から借りるんですけれども、借りて用を足す、1か月か2か月ぐらいで水抜けるんですかね、あれぐらいの規模だったら。宅地造成の大きな規模だったら、1年ぐらいかかるみたいですが、あの規模だったら1か月から2か月で抜けると思います。

リース会社、借りたら返す、そのときに代金を払うということで、代金を払ってしまっているということなんですよ。この点について、建設会社が払ってしまっているということになるんですよ、とうの昔にね。これに対してどうなんですか。その代金払わせているわけですか。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） 今ご質問は、ウエルポイントのその道具というか、その器具のリース代を請負業者が代わりに払っているのかと、払わせたのかということなんですけれども、うちのほうとしては外構工事の契約をしておりますので、その決められた中での支払いのほうをしておりますので、その業者がどの時点で払ったかというのは、うちのほうでは把握しておりません。

それで、先ほどの質問の中で、私のほうで説明がちょっと不足していた点がありますので、この機会をかりて説明をさせていただきます。

先ほど、議会の承認を得ないで工事のほうを進めたというようなことに対して、いろいろ理由のほうは説明させていただきました。これについては、千葉県の県土整備部のほうで、土木工事の請負契約に係る設計変更等のガイドラインというようなものがありまして、その中にはガイドラインでは設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとされております。ですけれども、軽微な設計に伴うものは工期の末に行うことをもって足りるものとするというような形でただし書きがあります。

軽微な内容ということですが、それについては、構造、工法、位置、断面等の重要な変更以外のもの。二つ目としましては、変更見込み金額の合計金額が請負代金の20%を超えないものとありまして、当初の変更契約の内容は貯留槽等を埋設するための水替工による

附帯工事というように考えておりますので、グラウンド部分の透水性を高めるための山砂等の入れ替え等の工事であり、重要な変更には当たらないということで、これを基にうちのほうでは先に必要な水替え等の工事をさせていただきました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） じゃ、この工事は軽微な工事ということで解釈していいですか。

それで、その都度、変更があったら、そういう不測の事態が発生した時、その都度、これは何で1年後に議会に提出されたんですか。その都度だったら26年の9月に提出すべきじゃないですか。

それともう一つ、そのウエルポイント、水抜き。これを軽微なものだと解釈する根拠が理解できないですけれども、この水を抜かないと、鉄骨を打つ時、脚立を組む時、大事故を起こしますよ、水を抜かないと。これ軽微なんではなかうかね。お答えください。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（角田和夫） これが軽微に当たるかどうかということの今質問なんですけれども、先ほどもちょっと説明させていただきましたように、県のほうの設計変更に係るガイドラインでは、変更見込み金額の合計金額、金額なんですけれども、それが請負代金の20%を超えないものというような形で示されております。これについては、外構工事については約4億円、その20%というと8,000万円。それにちょっと超えないものであれば、このガイドラインで読み取ると、軽微な内容に当てはまるというふうに解釈しております。

それと9月にやるべきではなかったというようなお話なんですけれども、9月から水替工のいろいろな工事が始まりました。それが、先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、いろいろな工事がありまして、防火水槽だとか、あと雨水貯留槽だとか、あと流入ますだとか、そういうもの全体について、そのウエルポイントを使いました。それが最終的に確定しましたのが今年の6月以降ということになりましたので、8月にそれを取りまとめて9月議会ということで、その最終的な変更内容を確定させてから提出させていただいたものであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員。

○4番（有田恵子） これもちょっと時間切れというか、1回で終わります。

設計された設計業者というのは、本体の建物と外構、二つとも設計されているわけです。その設計者というのは監理業務をやっているんです。監理業務というのは、だいたい現場監督ということも兼ねているということですね。その方の所で、ちゃんと工程表を私は見せていただいております、少なくとも去年の12月、去年26年11月にはもう工事、ウエルポイントも終わっているはずですよ。今おっしゃっていることは今年の6月の話ですよ。それって時差がすごくあり過ぎますよね。だから、建設会社の社長にもお聞きしても、いつウエルポイントが終わったかなんて口が裂けても言えないなんていうことを回答いただいているんです。ここをなぜ皆さんが隠すのかというか、皆さん3者が全然違う話をするのかというところが私には分かりませんので、今後検討課題とさせていただきたいなと思います。

以上です。これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 答弁いいですか。

○4番（有田恵子） はい。

○議長（景山岩三郎） 有田恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（景山岩三郎） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 議席10番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

最後になりましたが、お疲れのところではございますが、最後までお付き合いをお願いいたします。

今回4項目7点について質問をいたします。

初めに1項目め、外国人の観光誘致について。

政府は、外国人観光客を誘致して地域経済を活性させようとしております。千葉県においても力を入れておりますが、ここ旭市でも海外の観光客が来ておりますが、具体的な誘致計画について、海外からの観光客は何人この旭市に訪れているのか伺います。

続いて2項目め、災害廃棄物処理計画についてですが、東日本大震災や広島の土砂災害、本年発生した関東・東北豪雨など、近年は膨大な廃棄物をもたらす大規模な自然災害が頻発しています。しかしながら、全国の自治体では災害廃棄物処理計画の策定が進んでおらず、予期せぬ災害に備えた対策が十分とは言えない状況だそうです。本年9月、鬼怒川の堤防破

壊により市街地の広範囲が浸水した茨城県常総市では、路上へ不法投棄や不衛生で悪臭を放つ膨大な量のごみや瓦れき処理に迫られ、復旧作業に支障を来したようです。

国は自治体に対し、大規模な災害に備え、事前に仮置き場や処理方法を定めた災害廃棄物処理計画の策定を求めています。茨城県と常総市では計画が未定となっていました。平成26年から27年にかけて環境省が実施した調査によると、全国の都道府県では約2割、市町村においては約3割しか策定をしていないことが分かっております。市町村に計画策定の義務はないものの、災害の際に混乱が生じかねません。旭市では策定はしてあるのか伺います。

3項目め、健康・管理についての1点目、以前質問をいたしましたロタワクチンについて伺います。安心して子育てできる環境を作るためにも予防ワクチンの普及が必要と考えますが、その普及について伺います。

ほぼ、5歳までの子どもがロタウイルスに感染いたします。下痢や嘔吐だけでなく、合併症として脳炎や脳症を引き起こします。感染力が強く、保育所や医療機関での集団感染事例が多くあります。予防するワクチン接種が2万8,000円から3万円と高額であり、また任意接種であるためワクチン接種が進んでおりません。今年3月には千葉県のホームページに感染予防のための情報案内がありましたが、これを受けて市民に情報提供をしたのか伺います。

2点目、旭市の成人用肺炎球菌ワクチン接種制度は、旭市独自のワクチン接種助成制度と国のワクチン助成制度が相まって、進んでいるという高評価があります。そこで、接種率はどうのくらいなのか伺います。

3点目、B型肝炎ワクチン接種について伺います。ロタウイルス同様に、乳幼児が母子感染するB型肝炎も感染力が強く、保育所や運動部での集団感染事例が多くあります。死亡者数が多く、子宮頸がんによる死亡者の約2倍とされております。これを予防するためにB型肝炎予防ワクチンも、接種費用が総額1万8,000円と高額で、ロタウイルスワクチン同様、ワクチン接種が進んでおりません。今年1月15日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で小児のB型肝炎ワクチンの定期接種化が審議され、公費で接種が受けられるようにすべきとの意見で一致したと聞いています。これを受けて、早ければ来年4月か10月には定期接種化が見込まれます。この場合において、一部自己負担があるのかないのか、見解を伺います。

4項目め、救急医療情報キットについてですが、平成22年6月と平成23年3月と、過去2回に質問した経緯がありますが、旭市においても高齢化が進んでおり、高齢者の救急搬送が増えていることと思います。

そこで1点目、旭市の独居老人と老老世帯はどれだけになるのか伺います。

2点目、平成23年3月の答弁では地域福祉計画の中で検討していくとのことでしたが、その検討内容について伺います。

以上、再質問は自席で行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは1項目めの観光について、外国人の観光客誘致について、外国人の観光客数についてお答えします。

旭市への外国人の観光客数についてですが、その数字については把握してございません。今年の夏のイベントでも、電車を利用して来場された外国人観光客が見受けられました。偶然、話をする機会がございまして、話をしてみますと、夜店で食べ物が大変おいしかった、来年もぜひ来たいというようなお話をしていました。

なお、観光目的以外の方も含まれるかもしれませんが、宿泊した方のうち外国人の人数については把握してございます。平成26年1月から12月の間に市内に宿泊された方は13万7,938人で、そのうち外国人は927人でした。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、項目二つ目の災害廃棄物処理計画の策定状況についてのご質問にお答えをいたします。

旭市におきましては、災害廃棄物処理計画を単独では策定しておりません。ただ、旭市地域防災計画の中で廃棄物の処理について記載をしているところでございます。

伊藤議員のほうから、策定状況についてのお話がございましたので、平成27年3月31日現在の県内の市町村の策定状況を参考に申し上げますと、災害廃棄物処理計画を単独計画として策定済みの市町村は、50市町村のうち14市町村。各市町村の地域防災計画の一部に含めている所が23市町村となっております。

今後、万が一災害が発生してしまった場合には、実際の被害状況に即した対応を行うこととなりますので、災害ごとに廃棄物の量を確定し、処理体制、処理方法、処理期間等を定めた実施計画を策定しまして、関係機関と連携を図りながら廃棄物の処理を適正に実施することとしております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） それでは3項目め、健康・管理についての3点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、ロタウイルスワクチンについてのご質問で、今年3月に千葉県のホームページで感染予防のための情報提供があった際、旭市民への情報提供はしたのかとのご質問ですが、3月11日に千葉県が発表した情報は、君津保健所管内の幼稚園でロタウイルスによる感染性胃腸炎の集団発生があったことによる感染症予防のための情報提供でございました。

旭市といたしましては、この発表を受けて市民に対して改めて情報提供はいたしておりません。しかし、感染症予防の啓発につきましては、ロタウイルスに限らず、市の広報やポスターなどを活用して、手洗いやうがいなどの感染予防に関する啓発を随時行っております。

また、海匝保健所管内で感染症が集団発生した場合には、海匝保健所から旭市に通知されますので、その際は直ちに幼稚園や保育所、学校、社会福祉施設等に通知するとともに、一般市民に向けてはホームページでお知らせし、予防の啓発を行うこととしております。

次に、2点目の成人用肺炎球菌ワクチンの接種制度についてのご質問で、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率についてお答えいたします。高齢者肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日から定期接種として位置付けられましたので、平成26年度の実績では、昨年10月から3月までの半年間の実績になります。該当年齢全体では、対象者3,558人に対しまして接種した方は1,517人で、接種率は42.6%となっております。

次に、3点目のB型肝炎ワクチン接種についてのご質問ですが、伊藤議員のおっしゃるとおり、国はB型肝炎ワクチンについて接種体制や財源の確保などを整え、早ければ平成28年度にも定期接種を実施する方針と聞いております。

ご質問のB型肝炎ワクチンが定期接種となった場合に自己負担があるのかとのご質問ですが、この場合、B型肝炎はA類疾病に分類され、自己負担なく接種できるものと考えております。

健康・管理については、以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（宮内 隆） 高齢者福祉課からは、4の（1）のひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯についてお答えいたします。

本年11月1日現在、65歳以上のひとり暮らし高齢者は923人で、75歳以上の高齢者のみの世帯は195世帯となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） 社会福祉課からは、4の救急医療情報キットについての（2）の具体的な検討内容についてお答えいたします。

平成23年3月9日の一般質問において、救急医療情報キットの導入について、具体的に検討していくというふうにご答弁申し上げましたが、2日後の3月11日に東日本大震災があり、その後復旧・復興の事業、社会福祉課では災害見舞金、災害義援金の支援事業を行いました。そのような事業があり消防署との十分な協議、検討はできませんでした。

市では要援護台帳の作成を平成24年3月から開始しまして、平成24年12月には消防本部、民生委員、地区社協に配付いたしました。また、高齢者の要支援者を対象に、ケアマネジャーによりまして緊急連絡カードを作成しました。このカードは救急医療情報キットと同様の使い方で、冷蔵庫に配置するようお願いしております。

現在、救急医療情報キットにつきましては新年度導入に向けまして進めております。要援護台帳、緊急連絡カードとともに有効活用していただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、順次再質問させていただきます。

1番の外国人観光客誘致についてですけれども、先ほど927人の方が来ているというお話でした。これから、オリンピック・パラリンピックに向けて、多くこの旭市に来る可能性があります。外国人観光客誘致に対して案内表示、また説明表示が日本語で表記してあるだけで、ほかの観光地へ出向くと、英語、韓国語、中国語と多国語で表記してあるのを多く見受けられますが、多国語での案内表示、説明表示にすることが必要ではないかと思いますが、こうした考えはあるのか伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 外国語表記につきましては、現在ホームページ等で英語、中国語、韓国語の表示を行っています。パソコンやスマートフォンなどから見ることができます。そのほかに、道の駅季楽里あさひでは観光案内を、また市内11か所にあります観光案内板でも英語による表記を行っています。

なお、パンフレット等、紙面に限りがあるものにつきましては、日本語と外国語を一緒に

表示をするのがいいのか、それぞれの言語で作成したほうがよいのか、施設などからの要望を踏まえ研究してみたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、この外国語の表記ですけれども、やはりおもてなしという点では、小さい真心といいますか、分かりやすくしていただきたいと、このように思います。

次の質問ですけれども、こうした外国からの観光客を、この旭市に来てくれるようなその誘致計画、これは策定しているのかどうか、これを伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 現在、市単独の事業計画はございません。

しかし、今年度、県の事業としまして成田空港を利用される外国人等に対しまして、8月から9月にかけて、成田空港と銚子市、鴨川市、館山市のそれぞれを結ぶ3ルートの無料高速バスの実証実験が行われました。銚子ルートにつきましては、成田空港から神崎町、香取市、東庄町、銚子市のルートで1日4往復運行されました。

市としましては、来年度の事業になりますが、旭市を通るルートで運行できないか県に要望しているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ外国人の多くの方に来ていただくべく、何とか招致の具体的な計画等々を作っていただきたいと、このように思います。

次の質問に移らせていただきます。

東日本大震災で、市長室で夜中の2時ごろまで、どこに仮置き場を設定するかということで、最後まで、最後の決着が2時ごろだったと思いますね。私もそこにいましたけれども、いわゆる仮置き場、それからそういった一時的な置き場をきちっと策定するようなそういった計画というのが大事だと思います。

この災害計画を策定中とのことですが、これはいつごろ組み入れて、防災計画に組み入れていくのか、そういった一時的な仮置き場をどこに策定して指定しているのか、それを伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） ただいまの一時的な置き場、仮置き場ということでございますが、現在の防災計画の中におきまして、地震津波編ということの中で、廃棄物の処理というのが記載されております。その中で瓦れきの処理ということにつきましては、仮置き場の候補地としては、市内の市の野球場であるとか、そういう市有施設、そちらのほうへ仮置きするということがされているところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 以前、海上の中学校に仮置き場を設定したわけですがけれども、その時に悪臭とかそういったものが夏場になって非常に問題が発生したということがありました。ですので、この仮置き場はきちっと当初よりこの計画の中に入れていただきたいと、このように思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

健康・管理について、ロタワクチンについてですがけれども、全国の若いお母さん方のアンケートでは、このロタワクチンの認知度が非常に高いのですがけれども、90%ぐらいはあるんですが、そこでロタワクチンの接種の全国と県内の助成状況を伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） それでは再質問についてお答えいたします。

ロタウイルスワクチンの助成事業の実施の状況のご質問でございますが、全国では平成27年6月1日現在、ロタウイルスワクチンに係る助成事業を221市区町村で実施または実施を検討しているということでございます。

千葉県内ではいすみ市、東庄町、長南町、多古町、我孫子市、八千代市の6市町が助成を行っております。助成金額につきましては、このロタウイルスワクチンは2種類ございまして、2回接種するワクチンと3回接種するワクチンがございまして、全額を助成している市町村はいすみ市、東庄町、長南町で、一部助成は多古町、我孫子市、八千代市となっております。この一部助成の助成額でございますが、多古町は3回接種のみの助成で1回につき4,000円。我孫子市は、2回接種では1回につき3,000円、3回接種では1回につき2,000円。八千代市では2回接種で1回3,000円、3回接種で1回2,000円と聞いております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 私も、八千代市のこのホームページ、今年4月から地域活性化地域住民生活等緊急支援金、これは地域創生先行型を使って接種実施に踏み切りましたけれども、こうした活用できる交付金を使って行った自治体もありますけれども、財政状況の厳しい中、全額補助をしている自治体もあります。旭市が、財政が厳しい状況ですけれども、使える交付金を探せば、ゼロ歳児から3歳児でも1,500人に満たない人数なんですね。そうすると、必然とお金がどのぐらいかかるのか分かりますけれども、現在使える交付金はあるのか伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） ただいまのご質問ですが、ロタウイルスの予防接種の助成金に対する国の交付金はないのかとのご質問でございしますが、現在、任意接種費用の助成に対して活用できる国の交付金はないものと認識をしております。
以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ないということですが、市民の皆さんがインターネットで検索したり、ほかの市町に住む人々と交流をします。自分の住むこの旭市と、ほかの自治体を比べます。なぜ旭市にはこの助成がないのかという疑問を持つと思います。

ロタウイルスワクチンの助成については、国が定期接種化を検討して継続審議中ですが、その時期がはっきりしない限り、旭市としてぜひ独自の接種の助成をお願いしたいと要望いたしますが、再度見解を伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） ロタウイルスワクチンを定期接種に追加すべきとして、国ではその有効性や安全性について、専門家による技術的な検討を行っていますので、市といたしましては、今後の国の動向を見守っていきたいという考えでおりますのでよろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） あまり長く国のほうで接種が、期間がかかるようであれば、ぜひとも

検討していただきたい、このように思います。

続きまして肺炎球菌ワクチンですけれども、国が進めている成人用肺炎球菌ワクチンの接種の、65歳の接種率、これは何%かお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） 肺炎球菌ワクチンの65歳の接種状況で申し上げますと、対象者は1,193人で、接種した方は646人で、接種率は54.1%となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは、ワクチンの名前ですけれども、23価肺炎球菌ワクチン接種による医療経済効果、この旭市の場合、65歳人口で今1,200人いるわけですから、年間で3億5,000万円の医療費が削減されるものと推定されるわけですね。医療費の削減効果が期待されるのですが、この通知をしているのか。また、今54%とおっしゃいましたけれども、再通知をしているのかどうか、それをお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） 肺炎球菌に関する未接種者への再通知をしているかのご質問でございますが、平成26年度につきましては、2月に65歳の未接種者760人に対して再通知をいたしました。通知後には215人の方が接種をされております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 再通知して215人ですか、受けたということですので、ぜひこの再通知は必ずしていただけるようお願いいたします。

次の質問ですけれども、現在の接種方法が65歳、国でね、65歳で接種を受けると、ワクチンの免疫がなくなる5年後、70歳には補助が受けられないということですが、確認しますが、5年後の再接種はどのように考えているのか見解を伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（加瀬幸重） 高齢者肺炎球菌ワクチンの5年後の再接種をどのように考えているかのご質問でございますが、国では再接種について、初回接種に比べて抗体の上昇率

が低いという報告があることや、多くの諸外国で定期接種として再接種を広く実施していないことなどの状況を踏まえ、検討を行うこととしています。市といたしましては、今後の国の動向を見守っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 国で今検討しているということですので、もし再接種が回答が出たらぜひまたお願いしたいと思います。

次の緊急医療情報キットでございますけれども、救急車が出動して現場に到着し救急搬送する前に救急救命センターと連絡し合っていると思うんですね。こうした救急車等の中での作業、いわゆる対応マニュアルというのはあるのでしょうか。あれば簡単に内容を伺います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（品村順一） それでは、ただいまの救急搬送する前に救命救急センターに連絡を入れるマニュアルはあるのかどうかということについてお答えいたします。

消防本部では、搬送先の病院へスムーズに傷病者情報を連絡するために、必要な項目を記載したマニュアルを作成してあります。ちば消防共同指令センターでは、救急要請の119番受け付け時、意識や呼吸の状態、症状、負傷箇所など必要な情報を聴取し、出動した救急隊に無線等で情報を提供しております。救急隊はその情報を基に、必要と思われる資器材を準備し、現場に向かっております。心肺停止状態が疑われる傷病者には、AED、薬剤等も準備しております。到着後は、傷病者の観察、測定、処置を実施しながら、関係者等から状況を聴取し、病院に傷病者情報を連絡しております。なお、情報が得られない方の場合には、緊急連絡カードを活用して情報を得ることもあります。

連絡内容としましては、病院が必要とする情報を、収容先病院へ提出する搬送確認書を基に、患者氏名、性別、生年月日、年齢、既往歴、患者の訴え、血圧等測定結果、観察処置した内容、歩くことができるか、家族、関係者への連絡がついているか、また救急車へ一緒に乗ってくれる人、付き添ってくれる人がいるかを病院へ報告しております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 大変ありがとうございます。この高齢者の個人の情報というのはスムーズにいくようにしなければならないと思います。

この緊急情報カードですか、これは冷蔵庫に張っておくという形なんですね。そうすると、

尋ねていった外部の方が、情報を見られてしまうというおそれもあります。ですので、こういう形でやっておられるというのはすばらしいことだと思いますけれども、やはり個人情報というのがありますので、外から見えないために、この医療情報キットを導入してくれるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ご案内いただきましたので、今その準備といいますか、来年度、実施に向けて進めておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ来年度実施に向けてよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（景山岩三郎） 本日の会議は以上で終了いたしました。

あすの会議は午前10時より行いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

散会 午後 4時19分

平成27年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 革 命 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	推 進 課	佐 藤 一 則

総務課長	加瀬正彦	企画政策課長	横山秀喜
財政課長	林清明	税務課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	大矢淳
高齢者福祉課長	宮内隆	商工観光課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	下水道課長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	消防長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志	監査委員局長	田杭平三
農業委員会事務局	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	阿曾博通	事務局次長	高安一範
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（景山岩三郎） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 林 晴 道

○議長（景山岩三郎） 通告順により、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 皆さん、それからこの中継をご覧の方々、またはお聞きの方々、こんにちは。1番議席の林晴道でございます。

本年第4回定例会におきまして、議長より一般質問の許可がございましたので、皆様方の貴重なお時間をいただき、市民の命と幸せが一番との観点から通告順に従いまして質問をいたします。

初めに、明智市長におかれては就任以来、その人柄と政治手腕により、あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、いち早く旭市復興計画の策定を行い、震災からの復興を市政の最優先課題と位置付けて、計画に基づき、スピード感を持って着々とその成果を上げられ、本市発展のために功績を残されつつあることは、不肖この林晴道も現在議会の1人といまして大変心強く思うもので、ここに深く敬意を表する次第であります。

また、平成27年3月には、全国に先駆けてあらゆる災害被害に対して、強さとしなやかさを兼ね備えた地域を構築するための旭市国土強靱化計画が策定され、その方向に従って市政

運営がされているものと思います。しかし、長引く景気の低迷に交付税の縮減という現状においては、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、それから我慢するものなど、メリハリを持って取り組んでいただきたいと思います。

僕自身、当議会一番下議員といたしまして、微力ながらしっかりと底上げを図ってまいりますので、何よりも旭市民のために一致協力をしてよろしくお願い申し上げます。

それでは、1項目め、生涯学習の取り組みについて。

生涯学習は、非常に広範囲な概念であることから、生涯学習社会を実現するための取り組みは、文部科学省や教育委員会だけではなく、さまざまな主体によって多様な形態で行われています。例えば、地方公共団体の首長部局や職業訓練施設などの機関、民間教育事業者、団体などが職業能力の向上や社会福祉などに関し、生涯学習に資するための施策を行うため、関係する機関、団体間の連携、協力体制を構築することが重要とされています。

また、教育基本法では、生涯学習の理念として第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されていますが、そこで、（１）講座及びサークル・クラブの状況について質問をいたします。

旭市生涯学習推進計画の進捗状況やそれに対するお考え、また市内の講座・サークル・クラブ等の数及び利用者数についてお伺いをいたします。

2項目め、国民健康保険特別会計について。

国民皆保険を維持するという国の施策は、各市町村の運営による国民健康保険によって実質維持されていると言っても過言ではありません。一方、平成30年から運営主体が市から都道府県単位に移行する方向が厚生労働省と財務省の審議会から相次いで出されております。国民健康保険制度を取り巻く環境は、社会情勢とともに今後目まぐるしく変化していくことが予想されます。

そこで、（１）平成26年度決算の状況について質問をいたします。

実質単年度収支の状況及び国民健康保険税の調定額と収納額についてお伺いをいたします。

（２）平成26年度税率改正に伴う影響について質問をいたします。

現年度分の調定額と収納率を前年度対比でお伺いいたします。

（３）今後の推移について質問をいたします。

国保の広域化に向けて、市はどのような考えであるのか、今後の予定と併せてお伺いいた

します。

3 項目め、新庁舎建設について。

旭市新庁舎基本構想において、新庁舎の位置については市民の利便性や行政事務の効率化に配慮し、将来の都市像の実現に寄与する新たなまちづくりの拠点として役割を担うため、そのあり方として地理的な位置や周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路の条件等を調査検討するとあります。また、地方自治法においても、事務所の位置を定め、またはこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように交通事情、ほかの官公署との関係について適当な考慮を払わなければならないとされています。

本年9月の第3回定例会の市長政務報告において、新庁舎の適正規模を算定するための現状調査を実施しており、必要面積を算定し、文化の杜公園を建設候補地として資料作成及び関係機関との協議を進めておりますとのことでした。

そこで、（1）市民サービス維持向上の計画について質問をいたします。

その後、現在までの法令等の手続きや進捗状況についてと、また新庁舎基本構想で記されている、庁舎を統合し機能を集約することにより、利便性が向上し事務所の効率化を図ることが市民サービスのさらなる向上とあり、このことに対しては大変よく理解できます。しかし、周辺環境、近隣施設との利便性、敷地への接続道路の条件を鑑みますと、いささか疑問に感じますので、その点についてお伺いをいたします。

4 項目め、平成28年度予算編成に当たって、市の指針である旭市総合計画の後期基本計画においては、4年目を迎え、総仕上げの時期に差しかかっております。同時に今年度より総合戦略の策定に取り組んでおられます。

ここで、26年度の本市における決算状況を鑑みると、市税全般の税収について徴収率は向上しておりますが、なお一層のご努力が要望されるものと思慮されます。今後、交付税の合併特例措置が順次縮減していく状況ですが、そこで、（1）総合計画の進捗状況について質問をいたします。

後期基本計画において、6つの基本方針で構成されていますので、基本方針ごとの進捗度についてお伺いをいたします。

（2）財源確保の状況について質問をいたします。

平成28年度から地方交付税の合併にかかわる優遇措置が終了し、段階的に一本算定に移行しますが、来年度の地方交付税の見通しについてお伺いをいたします。

5 項目め、旭中央病院について。

本市が全国に誇る優良病院であります。その経営形態については、来年4月1日から地方独立行政法人化に向けてさまざまな作業に取り組んでいるとのこと。移行後は、権力や権限が開放され、その多くが法人の理事長に移譲いたします。前々回の定例会では病院事業管理者に、前回の定例会では市長に対しまして、移行後はどのような経営方針が旭中央病院の経営としてよいと考えるのか質問しましたところ、ともに現在行っており、60年間行ってきた地方医療をこのまま引き継いでいただくことが一番いいとの明確な答弁があり、卓越した見識と優れた行政手腕を感じ、大変心強く思う次第であります。

そこで、（１）地方独立行政法人化への市長の考えについて質問をいたします。

先ほども申しましたが、独法に移行したら理事長に大きな権限が与えられ、経営を左右することが予想されます。独法化への移行を3か月余りとなった今、市長は独立行政法人法第14条の役員任命に当たっては理事長及び監事をどのような人物を考えているのか、また、いつごろ理事長候補者の公表を行う考えでいるのか、お伺いいたします。

（２）介護老人保健施設の状況について質問をいたします。

病院再整備事業の一環として、本館が大規模改築されました。しかし、今後、需要が増えると思われる介護事業に対して、当該施設の老朽化が目立ちます。独法化をする旭中央病院はこれからの適正な施設運営をどのように考えているのか、お伺いいたします。

（３）独立行政法人への移行状況について質問をいたします。

前回も質問いたしましたが、現在までの移行状況について、特に、その後3か月間での進捗状況を今回も市と病院の双方よりお伺いいたします。

（４）独立行政法人への承継財産について質問をいたします。

今議会に承継財産に関する議案及び財産の無償譲渡に関する議案が上程されておりますが、それらの権利を承継したとして、独法移行時の全資産、全負債額及び資本額について、概算で構いませんのでお伺いをいたします。

以上5項目、11点の質問をいたします。なお再質問につきましては自席にて行いますが、執行部の方々においては、これからの担い手である若者からこれまで僕たちを支えた長年社会の進展に貢献していただいたお年寄りまでが理解できるような、優しい答弁に努めていただくようよろしくお願いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林晴道議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、旭中央病院について、地方独立行政法人化以後の理事長の人選ということで質問がありました。

理事長につきましては、皆様方ご承知のように、地方独立行政法人法第14条における条文のとおり人選をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、いつごろ公表するかということですが、この理事長の公表ということは法律に定めがありません。私が人事ということで公平無私の中で人選をしていきたいと思いますので、その公表については辞令を出した時点が公表だということですが、議会の皆様方には、機を見てしかるべきときに報告をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、生涯学習課から1点目の生涯学習への取り組みということで、初めに生涯学習推進計画の進捗状況についてということでお答えをいたします。

生涯学習計画につきましては、おおむね計画に沿って順調に推移しているものと考えております。

次に、講座及びサークル・クラブの状況についてであります。平成26年度における社会教育施設の講座・教室数ですが、6施設合わせて70の講座・教室を開催いたしました。また、定期的に利用しているサークル・クラブの状況ですが、6施設合わせて135団体であります。利用者数につきましては、合計14万1,000人余りの方々に利用していただいております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、保険年金課からは2番の国民健康保険特別会計についてのうち、1番、平成26年度決算の状況および3番の今後の推移についてお答えいたします。

まず、1番の平成26年度決算の状況ですが、このうち実質単年度収支はというご質問であります。国民健康保険事業勘定の歳入歳出差引額は、3億5,415万7,326円であります。ここから法定外一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金、それと繰越金を差し引いた実質単年度収支は、1億710万8,403円の不足となっております。

続きまして、3番の今後の推移ということで、平成30年からの都道府県化ですが、

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることとなっております。一方、市町村では、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなっております。

また、財政運営に当たっては、都道府県が医療費の見込みを立て、市町村ごとの分賦金の額を決定することとし、この分賦金の額は市町村ごとの医療費水準及び所得水準等を考慮し提示され、これを受けて市町村において、この標準保険料率により保険料を決定することとなります。

今後、都道府県化に向け、県、市町村との協議が行われ、具体的になっていくと思われまので、近隣市町村と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） それでは、私からは2番の国民健康保険特別会計のうち、（1）平成26年度決算の状況、（2）平成26年度税率改正に伴う影響について回答いたします。

最初に、（1）平成26年度決算の状況ですけれども、国民健康保険税の平成26年度の調定額は26億9,913万8,000円、収納額は24億2,117万9,571円でした。

次に、（2）平成26年度税率改正に伴う影響ということで、平成26年度の現年分の収納率について回答いたします。平成26年度の現年分の収納率は89.64%でした。平成25年度の収納率が90.07%でしたので、前年比0.43ポイントの減となりました。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、総務課からは新庁舎建設に関連いたしまして、市民サービスの維持向上についてお答え申し上げます。

現在までの進捗の状況ということでございますが、現在公園計画の変更に向けまして、その関係資料作成を進めております。来月中にも県との間で協議する予定となっている状況であります。

また、先に実施しました窓口・執務環境現況調査におきまして、窓口の動線調査等を行いました。これによりまして、新庁舎における各課の相関性、また庁舎の基本面積が見えてきたのかなという状況でございます。基本、各課の連携につきましては、4つのまとまりに分かれます。このまとまりが新庁舎におけるフロア構成に近いものとなるということでござい

まして、これらを参考に窓口形態を考えながら利便性の向上に努めていきたいということで考えています。

それと、交通の状況についてご質問がございました。文化の杜公園につきましては、市内を南北に縦断する県道沿いにございまして、国道126号にも近接しています。現庁舎より若干南側になりますけれども、交通アクセスとしては県道沿いに位置している点で、それを補えると考えております。

あと、他の評価項目を見ましても、十分住民の利便性はあると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、質問項目4番の（1）で総合計画の進捗状況、6つの基本方針ごとの進捗状況についてお尋ねがありました。お答えします。

総合計画の進捗状況につきまして、26年度末の状況を1から5の達成段階、5段階に分けて評価しております。現在の総合計画は24年度から後期基本計画が始まり、3年が経過しております。まず、全体の進捗度、これは3.94です。6つの基本方針ごとの進捗度を申し上げます。1つ目の安全で魅力あるまちづくり、この項目では主に道路や消防・防災などで進捗度は3.49です。2つ目の快適でうるおいのあるまちづくり、これは主に環境や上下水道、公園等で進捗度は3.84です。3つ目、健やかでやすらぎのあるまちづくりですが、主に保健や医療、福祉等で進捗度は4.31です。4つ目の心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりですが、主に学校教育や生涯学習、文化などで進捗度は3.76です。5つ目の活力と躍動感に満ちたまちづくりですが、主に農業や観光、雇用対策等で進捗度は3.98です。6つ目の共につくる夢のあるまちづくりですが、主に市民参加や交流の促進、行政改革等で進捗度は4.12となっております。

続きまして、独法化関連につきまして、2点ほど質問がございました。

まず、3項目めの独立行政法人への移行状況、この3か月間での準備状況はというご質問です。9月議会以降、建物の名寄せや承継財産の評価等の作業を進めてまいりました。その結果、本議会に定款の一部変更、承継させる権利を定めること、財産の無償譲渡の議案を提案したところです。また、この間、2度の評価委員会での検討を終え、中期計画も提案させていただいたところですので、よろしくお願いいたします。

次の4番目の質問ですが、独立行政法人の承継財産、開始時の状況というご質問です。固定資産、固定負債につきましてはおおむね確定してきましたが、流動資産、流動負債につい

ては年度末にかけて大きく変動するため、資産、負債の合計額は27年度決算により確定することになります。そこで、あくまでも27年度の予算をベースとした見込みということをお願いしたいと思います。資産の計は約490億円、負債は約400億円と見込んでおります。その差し引きであります資本金は90億円です。なお、重ねて申し上げますが、これらの数字はあくまでも27年度予算をベースとしたものですので、今後大きく変わる可能性があるということを申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、4番目の平成28年度予算編成に当たってという中で、来年度の地方交付税の見通しについて回答いたします。

今年度、平成27年度の普通交付税は、85億円ほどになる見込みであります。ご指摘のとおり、今年度で合併による算定替えが終了し、5年間かけて段階的に減額されます。平成27年度交付税を基にした試算では、算定替えによる増額分が14億円ほどでありますので、激変緩和措置により来年度はその10分の1、約1億4,000万円ほどが減額される見込みであります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、5番の（2）老人福祉施設の状況、それから（3）の独法への移行状況ということでお答えさせていただきます。

まず、老人福祉施設の状況ですけれども、当院に附属しております特別養護老人ホーム、それから養護老人ホームなどの老人福祉施設につきましては、中期計画にも記載してございますが、引き続き適切に運営していくこととしております。また、老朽化ということがだんだん現実になってまいりましたので、それに対応した新たな整備改修計画につきましても、市と協議の上、策定させていただくということにしております。

それから、9月以降3か月を経過したわけでございますけれども、その間の作業の進捗状況ということですが、病院におきましては、9月議会で可決されました中期目標に沿って中期計画案を作成いたしまして、11月に市に提出したところでございます。本議会で中期計画が議決されました暁には、年度計画の作成を今後進めていきたいと考えております。

また、県に対して財産処分の申請、それから内部での規程等の整備、人事給与、財務会計等システムの更新など、地方独立行政法人化に向けた作業を進めているところでありまして、

特に今のところ遅延等は生じておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、1項目め、生涯学習への取り組みについて、（1）講座及びサークル・クラブの状況について再質問をさせていただきます。

生涯学習計画では、いつでも、どこでも、誰でも学べる学習環境づくりを基本目標に、市民の生涯学習に関する活動を効果的に支援するとあります。この具体的な取り組みについて、また施設ごとに分けてのサークル・クラブの数と利用者数及びインターネット環境について伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） それでは、初めに各施設ごとの利用状況についてお答えをしたいと思います。

平成26年度における各社会教育施設ごとの講座及びサークルの状況ですけれども、市民会館、講座数が1講座、サークル数20団体、利用者数1万1,698人、参考までに併設されております図書館の貸し出し人数は3万2,894人であります。次に、第二市民会館、講座数が18講座、サークル数22団体、利用者数1万3,610人、海上公民館、講座数26講座、サークル数51団体、利用者数5万4,156人、干潟公民館、講座数11講座、サークル数8団体、利用者数9,350人、いいおかユートピアセンター、講座数14講座、サークル数11団体、利用者数3万3,516人、青年の家につきましては、職員の配置がございませんので講座は開設しておりません。サークル数は23団体、利用者数1万8,756人。合計6施設合わせまして、講座が70講座、サークル数は135団体が利用しております。

次に、推進計画の具体的な取り組みということですが、各学習施策の体系に沿った形で計画的に進めているところでございます。

次に、インターネット環境の整備ということでございますけれども、現在サークル団体3団体ほどがパソコンの学習を行っております。しかしながら、現在、インターネット環境を整備する計画は生涯学習課としてはございません。サークル団体につきましては、材料費などは会費でありますとか自己資金により調達をいただいておりますので、ほかのサークル団体との公正・公平の観点からも整備することは難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 海上公民館を筆頭として、市内6か所の施設をご利用いただいているようですが、各施設、インターネット環境が整備されていないというような状況です。本計画では、学習環境づくりを目指して関係機関、関係団体、民間等と連携を図り、市民の多様な学習ニーズに対応し、自己に適した学習機会を選択できるよう支援するとあります。しかし、市民や関係団体と連携がとれていないように感じますが、その現状についてと、また、全国の生涯学習センター、100か所を超える施設ですね。それを調べましたところ、インターネット環境を整備しておる、そのような状況ですね。本市においては、生涯学習センターの計画が一応ないということは聞いておりますが、その分、教育施設6か所ですか、整備をしていただきたいというふうに思うんですが、早期に整備すべきと考えますけれども、そのお考えについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木昭治） 初めに、生涯学習センターの設置という質問でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○生涯学習課長（高木昭治） インターネット環境ということで。

インターネット環境の整備につきましては、初期投資、そして通信料、あるいは有害サイトを防ぐためのフィルターの使用料等々、ランニングコスト等もかかりますので、現在のところは整備する計画はございません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ほかの自治体において取り組んでいて、本市だけそういうことを調査したり、整備に向かって検討いただくということができないということは大変残念なんですが、今日の社会経済情勢は国際化、情報化、技術革新等の急激な進展により、市民の学習ニーズもますます多様化、高度化、専門化が進んでおり、こうした時代の動きに対応するための本計画策定であると理解しております。インターネットの環境は、まさにその部分で他の自治体に調査しましたら、幾つもの多様な整備方法で対応しているようでした。それに、本市のサークルには、ネット環境を望む団体が複数あり、整備が遅れることにより、地域コミュニティの崩壊につながりかねません。それらの観点においても、早急に解決していただきたい

と思うのですが、もう一度お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 教育施設、関連施設だけの話ではないんですけれども、公共施設にインターネット環境をどう整備していくかということの全体的な話かなと思ひまして、実は今行われていますのは、本庁、各支所等のロビー的なフロア、ここにおいて業者のほうが無償でインターネット環境を整備してくれています。具体的には、大手でいきますと a u は残念ながらご協力いただいていないんですが、ドコモとソフトバンクはフロアで対応できるような形にはなっています。そこで、学習施設の各教室ですとか部屋まで広げるかということになると、個々具体的な公共施設のことになってきます。そこまで必要かどうか等も含めて、補助金制度があるということも承知していますので、今後整備していきたい。なぜ今後かと言いますと、まだ市民のほうからどうしても環境整備してくださいねというニーズが多くあるわけではありません。それらも含めて、いずれにしても時代が時代、議員ご指摘のとりの時代ですので、検討は前向きにしていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 分かりました。各種団体が市長に対して要望を出しまして、これに対しての返答も出ているようですが、再度、しっかりとした要望を出していただくように僕も働きかけていきたいなと、そのように思いますのでよろしくお願いをいたします。

続いて、2項目め、国民健康保険特別会計についての（1）平成26年度決算の状況について再質問をいたします。

当初想定していた医療費の推計や保険者数の見込みにずれがあるようでございますが、収支に与えた影響はどのようなことがあるのかお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） それでは、収支の影響ということですが、当初予算では、被保険者数を2万6,993人と見込んでいましたが、景気回復等の影響もあり、国保から社保への移行が多い状況となっております。これにより、見込みより864人少なくなりました。

歳入ですけれども、税収においては5,488万9,000円の減、また一方、歳出ですが、保険給付費が見込みより2億1,601万2,000円少なくなっております。しかしながら、被保険者数が

減になっておりますけれども、1人当たりの医療費は増加傾向になっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、調整交付金についてであります。制度概要としましては、保険者と事業者が良好であることを県が評価をして国へ推薦し、最終的に国が交付決定するものです。ちなみに、交付金額は平成26年度が5,500万円でありましたが、手持ちの資料によりますと、平成25年と23年度は交付されておられません。この要因について伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 調整交付金の交付されなかった要因ということですが、国の調整交付金のうち特別調整交付金、またその細部で特別分というのがございます。議員指摘の県内、千葉県では3分の1の団体、18団体に交付されるものでありますけれども、この算定基準は約60項目ございます。その事業をやっているか、やっていないかでそれぞれポイントが計算されまして、上位18団体ということになります。毎年いろいろ項目の事業を実施しているところではありますが、平成23年度、25年度では19番目ということで、残念ながら推薦枠に届かなかったということになります。

その要因としましては、ジェネリックの差額通知の未実施、法定賦課限度額未満の項目で非常にポイントが大きいため、その影響があったと思われます。なお、この差額通知は平成26年度より実施しており、また賦課限度額については平成26年度の税率改定の際、法定限度額まで引き上げましたが、すぐに法定限度額が国の基準が引き上げられたため、これについては追いついていない状況であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 県内で18団体が受け取れると、その中で19番目だということで、非常に惜しかったなというように思うんですけれども、この調整交付金はぜひ毎年度確保していただきたいと、そのように思うんですが、今後の具体的な考えと取り組みについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 調整交付金の確保ではありますが、ご指摘のとおり5,000万円という金額、非常に大きい金額でございます。先ほども申し上げましたけれども、毎年努力してさまざまな項目、できるものは実施していこうということで、ちなみに平成26年度の際は県内12番目という結果となっております。それでまた、今年平成27年度の現時点ですけれども、昨年よりまたポイントが上がったものがありますので、今年も確保できるものと見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 引き続きのご努力のほう、ご尽力お願いしたいと思います。

次に、（2）の平成26年度税率改正に伴う影響についての再質問をいたします。

国保加入者と被用者保険加入者との1人当たりの医療費の比較及び国保加入者の平均所得と、その近年の推移が分かりましたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 国保加入者と被用者保険加入者との1人当たりの医療費の比較でございますが、厚生労働省の資料、市町村ではちょっと分かりませんので、国のレベルでの説明とさせていただきます。

平成24年度国保1人当たりの医療費が30万5,000円に対し、被用者保険1人当たりの医療費は15万1,000円、平成25年度国保1人当たりの医療費は31万4,000円に対し、被用者保険1人当たりの医療費は15万3,000円、平成26年度においては国保1人当たりの医療費32万2,000円に対し、被用者保険1人当たりの医療費15万7,000円となっており、国保1人当たりの医療費は、被用者保険1人当たりの医療費の約2倍となっております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） 私からは、国民健康保険被保険者の平均所得についてお答えいたします。

国民健康保険税は世帯課税の制度となりますので、各年度の当初課税時における課税世帯の平均所得額を回答させていただきます。平成24年度の平均所得額は137万9,000円、平成25年度は143万1,000円、平成26年度は139万5,000円、直近の平成27年度ですけれども、これは当初分が132万1,000円です。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今のことから、長引く景気の低迷で国保加入者の所得や保険税の収入額も減少傾向にあり、一方で、国保財政は医療費負担が年々増大し、市の財政も厳しい傾向です。財源確保に当たり、安定的かつ持続的な運営をしていくには何を優先されるのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 財政基盤の安定ということでありまけれども、国において低所得者対策として平成27年度から1,700億円の拡充、また平成29年度以降はさらなる国費が毎年1,700万円投入されるというような方針となっております。これによって国保財政基盤が強化されることとなりますが、1人当たりの医療費が増加傾向にあるため、ジェネリック医薬品の推進、また特定健診等の保健事業など医療費適正化の強化に努め、健全な運営を図っていきたいと考えております。また、平成30年度からは、市町村単位の国保から都道府県単位の広域化となることから、さらに財政基盤が強化されることとなると思われます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 僕自身、国保は社会保障であるべきと思いますが、社会情勢や時代の変化を感じ取っていただき、現状の把握、分析に努めていただきたいと、そのように思います。次に、（3）今後の推移についての再質問をいたします。

今、国が示している都道府県単位の広域化には、保険加入者の負担する保険料の算定方法を統一する必要があるとは思いますが、他市町村との保険料の差額についての問題、その辺について本市はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） ご指摘のとおり、平成30年度から都道府県化ということで、県が責任主体となって効率的な事業運営等を担っていくということですが、あつ、ちょっとお待ちください。失礼しました。保険料の算定でありますけれども、保険料の算定に当たっては、市町村の医療費水準を反映するとともに、負担能力に応じた負担とする観点から、市町村ごとの所得水準も反映することとなっております。今回の改革により、被保険者の保

除料水準が急激に変化することないように、必要な配慮を行うこととなっております。そこで、旭市の低い医療費を保険料に反映させるため、医療費の低い近隣市町と連携を図り、これからの協議に臨みたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 国保税の賦課による資産税割、それについてなんですが、それなりに公平感が保たれている側面もあるように思いますが、県内の状況と今後のお考えについて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 国保税の資産割ということでお答えいたします。

資産割を採用している県内の市町村ですが、18市町村ございます。また、この資産割につきましては、平成26年度の税率改正時に従来の30%から20%に引き上げたところであります。広域になったときの標準保険料につきましては、今後県から示されることとなりますので、保険税の改正の際には国保運営協議会との協議を行うとともに、近隣の動向を勘案していきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、続いて、3項目めの新庁舎建設について、（1）市民サービス維持向上の計画について再質問に移ります。

文化の杜公園に新庁舎を建設した場合、海上地区においては庁舎が遠く感じ残念であるとの意見が多く寄せられております。これは、旧干潟地域においても同じことが言えると思いますが、そこで、完成後に、今ある各支所での窓口業務はどのようなになるのかお伺いいたします。

また、道の駅季楽里あさひや大型商業施設での行政窓口や住民票等のコンビニ交付が同時に検討されているのか、併せて伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 現在の支所におきましては、将来的に必要な機能を残しまして、諸証明の発行業務を行い、住民の利便性を図れるように検討していきたいということで、これは昨日もお答えいたしました。

あと、このサービスのあり方につきましては、新庁舎の建設、それから公共施設の統廃合による利活用と並行して検討する課題ということで認識しています。

あと、大型の商業施設、それから道の駅での諸証明の発行サービス、これは実際にはインフラ整備が逆に市の負担となって必要となります。将来的なこれは課題になるのかなと思っています。

あと、コンビニの件でございますが、これは今実施されておりますマイナンバー、これが普及することによってどこでも取れるようになるという、市内35の店舗がコンビニ交付ができるようになるということで聞いております。ただ、これも市が直ちにということはまだ検討段階でありまして、この準備にも最低10か月はかかるということがあるようでございますので、この辺は将来的というか前向きに検討していくのかなというふうに考えています。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） そのような状況でありますと、新庁舎建設に伴い、海上や干潟地域においては、同じ旭市民でありながら庁舎が地理的、心理的に遠く感じさせてしまい、市民サービスが低下したと思われかねません。そのことに対する対策があればお伺いをいたします。

また、特筆する具体策がなされないのであれば、僕はまず窓口業務の時間延長とその周知の拡大を行うべきと思いますが、このことを庁舎建設計画と同時に検討いただきたいと考えておりますが、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 具体的に、窓口業務の時間延長ということでお話がございました。その辺は確かに今後必要になるのかもしれませんが。一本化された段階というのは、今申し上げたとおり、仮にコンビニ交付ができるということになったときには、相当の夜間まで出せるということになります。それと、あと各支所の月平均の住民票等の利用の状況なんですけれども、実際には200前後ということで、月で200前後ですから、1日当たりそれほど大きな数が出ていないということも勘案しますと、あとは費用対効果を考えながら、どのようにしていくかを検討させていただきたいと思っております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、もう1点、次は、建設候補地近隣にお住まいの方々への対応でございます。

当時、公園の建設に当たり、約6万6,000平方メートルの面積を39人の地権者から、約10

億4,000万円で買収しています。その地権者方からは、公園用地として土地を提供していただいたはずです。それに文化の杜公園の環境を考慮して近隣に居住を決めた方も少なからずいらっしゃると思いますが、それらの方々に対するお考えについてお伺いをいたします。

また、建設候補地の近隣住民に与える影響はどのようなことがあると想定をして対応しているのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに公園用地として買収しております。その方々には、最終的に候補地が決定したということであれば、きちんと説明する必要があると考えております。

また、周辺の環境なんですけれども、実際には北側部分で7.66ヘクタール、その約1ヘクタールということで、できるだけ例えば日陰の関係等、影響の出ない配置等を考えていくことが重要だと思っています。公園自体の、あその公園の良さというのは、非常に大きく真ん中に1本抜けている通りがあるんですけれども、そこはとても誇るべき通りなのかな、それと周辺の散策路もずっと残るということであれば、影響的には大きなものはないのではないかと考えております。その辺は、当然しっかりと検討しながらこれからの基本計画、それから設計にもし決まれば入っていく必要があると、さまざまな面で配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き林晴道議員の一般質問を行います。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊 満） 先ほどの答弁の中で訂正がございますので、国民健康保険特別会計のうち、2番の税率改正による影響ということで、国の財政支援が1,700万円と発言しました。1,700億円ということで訂正をお願いします。

それと、3番目の今後の推移ということで、資産割の税率を30%から20%に引き上げたと

発言したようであります。ここは引き下げたということで、申し訳ありません、訂正のほうをお願いします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、また再質問に移ります。

先ほどの3項目め、新庁舎建設について、最後のご答弁いただきましたけれども、僕から1つ要望をさせていただきます。

庁舎建設候補地となっております文化の杜公園なんです、僕、あの景観が実は大好きなんです。先ほど話にありましたメインロード、あれはインターロッキングが10メートル、それから長さが500メートルですか、その両サイドに実はイチョウが植えてございます。そのイチョウを今はまだ小さくて皆さん、あまり認識がないかと思えますけれども、あれはやはり何十年後、百年後、後世には東京の神宮外苑のイチョウ並木、あれに負けずとも劣らないすばらしい景観になるものと思いますので、また40年後、生死の話もありましたけれども、あそこでお会いできたらいいのかなと、そのように感じております。

それでは、4項目め、平成28年度予算編成に当たって、（1）総合計画の進捗状況について再質問をいたします。

先ほどの回答では、おおむね計画通り順調と推移できますが、その内容について進捗状況の低い分野である、安全で魅力あるまちづくりが3.49で、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりでは3.76と若干低くなっている、その主な理由について伺いをいたします。

それから、4年目を迎えて、後期基本計画の総仕上げというところでありますので、今後の締めくくりの仕上げの予定をお伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、ご指摘のありました進捗状況の比較的低いところということで、その理由があればということでお答えしたいと思います。

安全で魅力あるまちづくりの分野ということで、これが3.49と申し上げました。この中には、市の主要な道路整備がございます。ここで幾つかの路線において、関係機関との協議により進んでいないような状況等があります。

それと、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりの分野、これが3.76と申し上げましたが、図書館の例えば整備ですとか、文化財保存施設建設事業等が掲載してございます。これは、

東日本大震災等の計画を先に優先させたというようなこと等がありますので、それで若干数字が下がっているような事業が幾つかございます。事業の範囲が非常に大きいので、個々にいうとちょっと数があるので、この代表的なものを説明しまして答弁とさせていただきたいと思います。

それで、4年目であるということから仕上げ、この総合計画をどうするのかというご質問だと思います。これにつきましては、今総合戦略を作っています。きちっとこの現計画これに代わるものという形で総合戦略を作っていますので、もちろん終わっていない事業、それから課題等、いま一度ここで精査をして、次期総合戦略の中で位置付けて実施していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、（2）財源確保の状況について再質問に移ります。

地方交付税が来年度で1億4,000万円、最終的には今年度からの試算では14億円減となるということで、財源の確保が大変になると思いますが、そのような中で基金の活用ということも考えておかなければならないと思います。そこで、各種基金の現在高についてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、基金の現在高について申し上げます。

一般会計の基金の合計額は、平成26年度末で125億6,000万円、特別会計が合計で6億7,800万円、合計しますと132億3,800万円であります。一般会計で主なものを申し上げますと、財政調整基金が62億4,900万円、庁舎整備基金が18億200万円、災害復興基金が12億700万円、地域振興基金が22億5,500万円であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ただいま答弁にあった地域振興基金について質問をいたします。

地域振興基金については、合併による地域の振興を目的とした基金ですが、合併特例債が主な財源となっています。そこで、地域振興基金へ合併特例債を充てられる限度額及び現在の借入高、借入可能額をお伺いいたします。

また、現状、限度額まで借りていないものと思いますが、その理由についても併せてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 先ほど地域振興基金の説明の中で、金額を22億5,500万円と申し上げましたが、このうち合併特例債を借り入れて積み立てたものが18億6,300万円ございます。この合併特例債を使った基金借入れの限度額は、26億4,760万円と決まっているということですので、残された借入可能額、これは7億8,460万円ということになります。

次に、限度額を借りていない理由ですが、地域振興基金に係る合併特例債については、平成17年度、18年度、19年度と借入れを行ってきました。18年度、19年度と2年連続で実質公債費比率、これが、起債が県の許可となる18%を上回った状況にありました。このため、将来負担の健全性を考慮しまして、20年度以降、見合わせていたものであります。なお、平成21年度以降の実質公債費比率は18%を下回ってきております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 実質公債費比率を考慮して限度額を借りなかったということですが、現在、実質公債費比率も下がっているということもありますし、確実に有利な財源でございますので、限度額までぜひ活用する方向で考えていただきたいと思うのですが、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ご指摘のとおり、合併特例債を借りて基金を造成するということは、特例債の交付税算入が70%であること、言いかえれば30万円の返済で100万円の預金がつくれるという非常に有利な制度、財源でありますので、実質公債費比率の推移を見守りながら、借り入れる方向で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ありがとうございます。

続いて、5項目め、旭中央病院について、（1）地方独立行政法人化への市長の考えについて再質問をいたします。

地方独立行政法人法の第14条の中で、市長は、法人業務の実績が悪化した場合、その役員に該当職務を行わせることが適当でないとするときは、その役員を解任することができる

と記されております。これは非常に高度な政治判断が求められますが、どのような状況時に考えるのか。

また、中期計画において示されております収支計画に、平成31年までに31億円の純利益と記されておりますが、この数値をもって判断するほかないのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 役員の解任というご質問、どのようなケースかというご質問です。

法のほうでは、理事長がどのような場合に解任できるかを17条で規定してございます。まず、欠格条項がございます。これは、政府または地方公共団体の常勤職員になったときは欠格条項に該当するので解任、これはしなければならぬとされています。そのほかの場合ですが、心身の故障のため職務の遂行にたえないと認められるとき、それから職務上の義務違反があった場合、職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化して、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと判断する場合でございます。この場合では解任できます。

問題となるのは、多分議員のご質問の内容は、業務の実績が悪化してというような例を、中期計画の純利益31億円を確保できない場合というような例示というふうに解釈しますが、直ちに純利益が計画どおりにいかないからということではないのかなと。この辺につきましては、例えば、最後の職務の執行が適当でない場合というふうな判断です。この判断につきましては、専門的な例えば評価委員会の意見を聞くですとか、そういったようなことを通してでの、最終的には市長の判断というふうに考えています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今ご答弁いただいたことは、僕自身も分かっておりますので、高度な政治判断を聞いたかったんですが、次に行かせていただきます。

（2）の介護老人保健施設の状況について再質問に移ります。

東総園やシルバーセンターは、行政責任において適正な施設運営が必要であることから、このまま旭中央病院の附属施設としてお願いできるのか。病院の施設運営の再構築等のお考えについてお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 附属施設につきましては、一応市のほうに提出させていただきました中期計画においても、引き続き旭中央病院が運営していくということで一応お願いしてございます。

また、独立行政法人において社会福祉施設を経営することについては、法的に問題ございませんので、今のところ現状と同じような形で運営していくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 次に、（3）独立行政法人への移行状況について再質問をいたします。

先月、総務常任委員会で当院と時を同じくして来年の4月1日に独法化に移行する佐世保総合市立病院を視察し、意見交換をいたしました。今後の予定で当院と異なる部分として、独法移行に際し、佐世保市立病院では12月に理事長候補の公表をすることでした。そこで、当院も理事長候補を公表し、移行準備を進めていくのがいいのではないかというふうに思いますが、このままの状況で、病院事務部としては今後移行準備に支障はないのか、お伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 先ほども進捗状況の中で申しましたとおり、基本的に病院の移行業務といたしましては、理事長の任命の時期にかかわらず、来年4月1日の地方独立行政法人化へ向けて、手続きを今進めているところでございます。基本的に、各種手続き等におきまして、理事長の任命がなくて困っているという状況は、今のところございません。先ほど市長のほうからも、しかるべき時期に公表というようなお話がございましたので、必要なものはその後やりたいと考えておりますので、特に問題ないと考えております。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、理事長の候補者の公表が遅れても全く影響はなくて、遅くてもいいというようなことでお伺いいたしました。独法化への移行まで3か月余りである今、移行後の役員任命等の病院人事への影響が危惧されかねません。僕は、理事長候補を速やかに公表し、準備を進めていただきたいと思うのですが、病院事務部のお考えをお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 今申しましたとおり、理事長につきましては、市のほうで考えていただくということになっておりますので、私どもは、いかなる状況においても対応できるように、病院としては準備をするということでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 続いて、（4）独立行政法人への承継財産について再質問をいたします。

独法に移行しても、独立して運営していけるだけの大きな資産額であることが分かりました。その分、今後の運営責任など、大変なご苦勞があらうかと思えます。この資産管理に対する病院のお考えがありましたらお伺いをいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、承継いただきました資産についての考えということでございます。

承継いただきました資産につきましては、中期計画にもありますように、計画的な修繕、施設運営、保守管理の効率化を図り、適正に運営してまいります。また、現預金その他につきましては、地方独立行政法人法にありますように、法に従って管理していくところでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） これで僕の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（景山岩三郎） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。平成27年旭市議会第4回定例会において一般質問を行います。

有史以来、大きな災害や戦争を除いて、増加し続けていた我が国の人口も減少期に入り、人口減に歯どめがかかりません。昨年も人口が27万人減ったと大きく新聞報道がなされまし

た。これはまだまだ序の口でありまして、報道によりますと、これからは毎年人口が100万人ずつ減る時代になるとのことです。政令指定都市が1つずつなくなっていく計算になります。と同時に、高齢化が進み、今までどこの国もまだ経験したことのない急激な少子高齢化時代を迎えます。今までの経験則が全く通用しなくなります。これから日本はどうなるのか、世界中の先進国が注目しているところであります。

先の文化講演会でフリーのアナウンサー、堀尾正明氏が、自分が長生きをして100歳になる40年後には、日本の人口は4,000万人減ると、3分の1減ってしまうと、こういう講演をなさいました。関西から九州、沖縄の人口がそっくりなくなってしまう計算だと言っておりました。今世紀末には、現在1億2,000万人以上いる日本の人口は、半分以下の6,000万人になります。

日本創成会議の座長を務め、岩手県知事も務めた増田寛也氏は、全国の自治体の約半数896の自治体が消滅する可能性があるという衝撃的な発表を行いました。かろうじて旭市はこの中に入っておりませんが、近隣の自治体は皆入っております。

きのうの高橋利彦議員への答弁で、交付税は5年間で14億円減る、3年後からは市の貯金であります財政調整基金の取り崩しが始まるということであります。いずれは次の合併も考えざるを得ないときも来るのかなと考える一人であります。

以上のことを念頭に置いて6項目、10点の質問を行います。いずれの質問も複合的に関連するものであります。市長及び担当課の前向きな答弁を期待して、順次通告順に従い質問を行います。

まず最初に、広域行政について伺います。

現在の取り組み状況、今後の取り組みについて併せて伺います。

次に、地方創生について伺います。

ベテラン議員を大臣に登用して華々しくスタートした地方創生、最近ではマスコミもあまり取り上げなくなってきました。どのようになっているのでしょうか。本市として具体的にどう取り組んでいるのか伺います。

次に、観光について伺います。

10月にオープンした道の駅季楽里あさひ、大変大勢の人々が訪れているようであります。人が集まれば活気が出ます。大変良いことだと思います。観光名所、観光施設に乏しい本市であります、わざわざ訪れてくれる人もたくさんいるようであります。

1年間で市内いろいろなところへ、いろいろな人たちが訪れてくれていると思いますが、

どのぐらいの人が訪れてくれているのでしょうか、お伺いをいたします。

2点目として、近隣市と連携していけば、より集客力も高まると思いますが、いかがでしょうか。

質問の大きな4番目は、道路問題についてであります。

銚子市へ通じる清滝バイパス、同じく銚子市から旭市、香取市と台地を横切る東総台地広域農道の日も早い完成を願うものでありますが、なかなか進みません。現在の状況、進捗率について伺います。

質問の5番目は、鳥獣被害についてであります。

旭市の被害状況、それから予防策について伺います。

質問の最後は、庁舎の建設についてであります。

今まで4人の議員が質問を行いました。それだけ市民の関心の高い表れだと思います。私なりに観点を変えて質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

今までの質問を聞いておりますと、せっかく造った公園をなぜ壊して、しかも補助金を返還して、なおその上に新たに公園を造らせられると、税金の無駄遣いであろうということがあります。そこで、2点ほど伺います。

まず1点目としては、現在の状況について改めてお伺いいたします。

2点目、建物の構造について。

以上で私の第1回目の質問を終わります。なお、再質問については自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目の広域行政について、現在の取り組み、今後の予定ということでお答えをしたいと思います。

木内議員のおっしゃるとおり、広域行政、大変必要だと私も認識をしておるところであります。取り組みといたしましては、銚子市、旭市、匝瑳市の3市で構成する東総地区広域市町村圏事務組合で実施しております銚子連絡道路の整備促進事業をはじめ、ごみ処理の広域化や職員採用試験の合同実施、中学生海外派遣研修事業など、また旭市、匝瑳市、多古町、横芝光町の2市2町で構成する東総衛生組合では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬等の処

理事業、さらに銚子市、旭市、東庄町の2市1町で構成する東総広域水道企業団では、水道用水の供給事業に取り組んでいるところであります。そしてまた、今、香取、海匝の首長会議というものを作りまして、広域でこの地域に北総東部地域にかかわる問題についても、今協議会を作っているところであり、いろいろ検討をしているところであります。

また、今後の予定ということですが、現在策定中の総合戦略の人口ビジョンでも、将来かなりの人口減が見込まれている中で、広域行政の取り組みにおいては、より効果的、効率的な問題解決が期待できる道路問題や環境問題など、さらにきのうも話がありましたように、成田空港から南ルート of 県の観光バスの試行運転、そういったものも銚子市、旭市、匝瑳市の首長間で話し合っ、て、今県に要望しているところでありまして、そういった面で、いろんな面で協議を進めていかなければ、そして、少し取り残されているような感じがあります東総地区、地域全体で魅力アップにもつながるものと観光でも期待をしているところでありますので、ぜひとも3市を中心に香取市の方々にも協力をしていただきながら、この地区の発展に努めていきたいと、そのように思っているところであります。よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、私は、その次の地方創生について、現在具体的にどのように行っているかというご質問に答えたいと思います。

総合戦略の事業内容につきましては、骨子で示しております。この骨子につきましては、過日の全員協議会で議員の皆様方にご説明したところでございます。

人口減少対策に最も有効な事業を重点戦略というふうに位置付けしております。4つのプロジェクトと別に小さな拠点形成事業というものを挙げています。各プロジェクトにおきまして、例えば雇用という部分の地域振興プロジェクト、ここでは、こだわり旭ブランド創出支援事業や地域職業相談室運営支援事業など、また、子育て関連の子宝育成プロジェクト、ここでは出会いの場創出事業や育児支援事業などを挙げています。

それから、小さな拠点形成事業ですが、名称を今回、旭市生涯活躍のまちというような形に変えまして検討を進めているところでございます。内容につきましては、少子高齢化と医療・介護のニーズに対して、旭中央病院の最先端の高度医療機能、それと道の駅季楽里あさひの農業・食に関する情報発信・交流機能を生かし、元気な高齢者とケアを必要とする高齢者、さらには子育て世代などの多世代が地域全体で支え合えるような拠点の形成を図り、これを雇用にもつなげていきたいというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうからは、3項目めの観光につきまして、初めに、（1）番の市内の入り込みの状況についてお答えします。

旭市の平成25年1月から12月までの入り込み客数は、116万21人でした。主なものとしては、施設等では飯岡刑部岬展望館～光と風～が28万8,000人、いいおかみなと公園が19万1,200人、かんぼの宿の日帰りの入浴が8万8,932人、サーフィンを行いにきた方が5万9,880人となっております。

また、イベント等につきましては、七夕市民まつりが12万5,000人、いいおかY O U・遊フェスティバルが12万人、旭市のあさひ砂の彫刻美術展が5万2,000人、袋公園の桜まつりが1万3,000人となっております。

続きまして、（2）番の観光についての近隣との連携についてお答えします。

今年度から県の出先機関であります海匠地域振興事務所で、旭市、銚子市、匝瑳市が連携をしまして観光のPRに取り組んでおります。観光資源を確認し、観光コースなどの検討を行っております。

また、県の事業でございますが、昨日もご回答しましたように、成田空港を利用される方々に対しまして、成田空港と銚子市、それと鴨川市、館山市などを結ぶ高速バスの無料実証実験が行われました。銚子ルートにつきましては、神崎町、香取市、東庄町、銚子市のルートで1日4往復となっております。

先ほども市長のほうから答弁がございましたように、来年度につきましては、旭市を通るルートで運行できないか県に要望しておるところでございます。ちなみに、旭市につきましては、道の駅といいおか潮騒ホテルで乗降できるように考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、4番目、道路問題についてのうち、私のほうから清滝バイパスに関しましてご答弁をさせていただきます。

清滝バイパスにつきましては、これまでにトンネル西側の取り付け道路の道路改良工事、こちらがおおむね完了したところでございます。また、現在はトンネル東側の道路改良工事、こちらを鋭意進めていると聞いております。

市の対応といたしましては、本事業の早期完成に向けた要望活動でございます。毎年、千

千葉県海匠土木事務所の事業説明、これに合わせまして市長が直接本路線の事業要望をしておりますほか、知事と市町村長との意見交換会及び千葉県市長会、これらを通じ千葉県へ要望を重ねておるところでございます。今後も機会を捉えまして、本事業の早期完成を図るべく要望をしていきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課より、4項目めの（1）東総台地広域道路の進捗率についてお答えさせていただきます。

東総台地広域道路、こちらの事業につきましては、千葉県海匠農業事務所が事業主体となりまして、銚子市の長塚町を起点といたしまして、旭市の岩井、松ヶ谷地区を経由して東庄町小南地区を終点とする10.5キロメートルの農道を整備するものであります。現在の整備状況についてでございますけれども、本事業は、平成15年8月に起点の銚子市長塚町から新町までの3キロメートルが供用を開始されました。本年8月には、旭市岩井地区の390メートル及び松ヶ谷地区の700メートル、こちらを含みます3.6キロメートルが供用を開始されたところであります。合わせまして6.6キロメートルが整備済みとなりまして、全体の62.9%が農道として現在供用されているところであります。なお、旭市内の工事区間でありまして岩井、松ヶ谷地区は全て工事が完了しております。

今後の整備状況といたしましては、残る区間の3.9キロメートル、こちら全て銚子市地先となっておりますが、うち2.6キロメートルは既に工事が完了して供用開始の準備を進めているところと伺っております。また、銚子市地先の未着工区間の1.3キロメートルにつきましては、計画変更が生じたということから、関係機関が協議を進めまして、平成29年度の着工に向け、現在準備を行っているということを聞いております。

それから、5項目め、（1）被害状況につきましてですけれども、有害鳥獣の被害状況につきましては、旭市における農作物の有害鳥獣による被害状況については、カラス、ドバト、スズメ等の鳥類により被害が報告されております。ちばみどり農業協同組合からの報告内容を申し上げますと、畑作の野菜類において通年で発生し、時期的な作物では稲、トウモロコシ、メロンなど被害を受けているということであります。平成26年度の本市農作物の被害金額、こちらは全体1,305万4,000円、被害面積は414ヘクタール、被害量は52.6トンとなっております。被害の大半はカラス、ドバト等によるものということで報告されております。

それから、（2）の予防策についてということですが、先ほど申し上げましたように鳥類による農作物、特にメロン、トウモロコシへの被害が確認されております。旭市にお

きましては、旭市鳥獣被害防止計画に基づきまして捕獲、駆除を行うこととなっております。毎年、特に被害のあるメロン、トウモロコシの出荷時期と重なります6月から8月までの3か月間において、千葉県の許可を受けまして猟友会へ銃器による捕獲作業、こちらを委託しております。

イノシシなどの獣類の影響と思われます農作物への被害は現在確認されておりませんが、まず目撃があった場合は、海匝農業事務所が所管となりまして、海匝地区の3市をはじめ、県関係課と警察署、農協、猟友会などの関係機関へ情報提供されるということになっております。仮に、農地等で被害が発生した場合は、海匝農業事務所をはじめ、海匝地域振興事務所、県自然保護課等の関係機関と連携して対応するということになっております。

また、広域的な取り組みといたしましては、海匝地域の市町村、県関係機関、猟友会、農協などを構成員といたしまして、海匝地域野生鳥獣対策連絡会、こちらが設置されております。捕獲対策ですとか、被害防止対策及び各種の情報交換を現在行っているというのが状況であります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、新庁舎建設に関しまして、現在の状況について回答いたします。

現在、候補地として定めている旭文化の杜公園の一部を庁舎用地とするための都市計画公園変更手続きの事務を進めております。このための資料作成を進めておるところであり、来月中にも県との間で事前協議が進められるような予定となっております。

また、文化の杜公園を庁舎敷地とする場合、公園事業に投入されました国庫補助金、この一部返納が想定されますので、その進め方についても県の担当課と詰めていくこととなります。並行して、現庁舎の窓口、それから執務環境の問題点を洗い出し、新庁舎の適正な規模を算出する目的で実施いたしました窓口・執務環境現況調査がこのほどまとまっております。この結果につきましては、今後の庁舎の窓口配置、課の配置、設計時における庁舎規模のもととなるデータとして生かしていけることとなります。

続きまして、（２）の建物の構造ということで、現在想定している新庁舎の規模でございますが、敷地面積1万平方メートル、延べ床面積を約1万2,000平方メートルとしています。文化の杜公園にその敷地が確保できたとすれば、敷地の中で延べ床面積をできるだけ確保いたします。かつ周辺の景観に配慮しながら周囲の建物の高さ、これは東部図書館がすぐ近

くにありますので、そこと同程度を想定していくのかなということで考えております。構造は多分SRCになるのかなということでございます。

○議長（景山岩三郎） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 現在の取り組み状況、広域行政についてということはよく分かりました。それで、首長同士の交流もあるということでございまして、先ほど香取海匝首長会議といたものを持っておるということでございますが、この会長はどなたがなさっていらっしゃいますか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 昨年度発足したところでありますので、今香取のほうの首長会の会長は石橋神崎町長ですけれども、香取海匝の協議会は宇井香取市長になっております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先ほどもちょっと休憩中に伺っていたんですが、近隣の東総地域の首長としては明智市長が一番もう古いし、一番年長でもあられます。当然リーダーシップを今までも発揮して、これからまた発揮をしていただきたいと、そう願っておるんですが、そういった意味で特に銚子市、匝瑳市あたりの首長とは緊密だと思われます。ですから、そのほかにも私的にも例えばゴルフに行くだとか、一杯やるとかそういったものもぜひ首長としてはやっていただいて、よくゴルフ外交ということもございまして、そういった面でも連携を深めていただいて、この地域がより一層よくなるようお願いをしたいと思います。

それでは次の質問に入りますが、あとは同じようなことが、例えば職員同士にも言えると思うんです。職員同士の交流、あと合併前は、これは議会のことになるんですが、よく議員同士の交流もありました。海上町の場合は両町との交流があったり、海匝4町との交流もあ

りまして、年に1回ぐらいは研修に行って親睦を深めたりしておりました。これは議員の問題ですが、議員も、友好都市もいいんですが、近隣の議員たちとも交流を深めていく必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

職員の交流に対してはどのような交流を行っているのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 職員の交流はどのような内容かというご質問です。県内の団体ということで、まずは……

（発言する人あり）

○企画政策課長（横山秀喜） 近隣だけですわね、絞って。そうしますと、千葉県東部都市体育研究協議会と各市教育委員会主催ということで、これは市民を交えての、職員というよりは市民です。それとあとは、官公庁関連も前は東総地域で行っていたんですが、いきなり最近では市町村数が少なくなって県大会ということで、特に職員についてはこの地域だけ集まっているのは今現在はないですね。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうですか。職員の野球大会もあったように聞いていますが、そういうのはあるんでしょう。

（発言する人あり）

○18番（木内欽市） ああ、いいです。返事だけしてもらえれば、うなずいてもらえれば結構なんですけど、ぜひそういう交流をこれからはどんどん深めていただきたいと思います。

この後の質問にも続くんですが、例えば広域でやることがいろいろ出てくると思いますが、今後の取り組み、観光だとか道路、これも広域で取り組んでいくということでございますので、これは次の部門でまた質問をいたしますが、ありとあらゆる面で職員同士の連携が必要になってくると思いますので、そういった連携をしていただければと思います。

次に、地方創生について伺います。

先ほど、地方創生というのがよく分からないんですが、人口減対策とかありますが、1億総活躍社会担当大臣とかもできましたが、ここでもやっぱり少子化とかそういうものを行っているんですよね。そのほかにやっぱり少子化担当大臣なんていうのもあるし、どこにも今人口減が入っているんですが、何か提出すると来年度から交付税がまた算入されるような事業があると聞きましたが、これはどんなことでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 提出されると、恐らく上乗せ交付金のお話かなと思います。交付金事業につきましては、先行型交付金というのが既に今年度から採択されて、旭市もその事業に手を挙げて行っています。

この先行型交付金ですが、全体で1,700億円、国は用意しています。そのうち基礎事業とって、既にもう旭市も手を挙げてやっている事業ですが、この配分に1,400億円、今年の夏、最終的には秋までにこの総合戦略を提出したところについては上乗せ交付金を該当する事業についてはあげますよと、そんなお話です。

旭市の場合に基礎のほうの最初の事業でどういうものが該当するかというのを申し上げますと、総合戦略、今作っている策定経費、これが950万円、小さな拠点形成事業のコンサル料で700万円、それから定住促進奨励金で2,000万円、特定不妊治療費の助成事業で320万円、育児支援事業で180万円などなど、挙げれば結構あります。その中で実際には1億9,369万7,000円ということで、約2億円の先行型事業ということで採択を受けて実施しています。

これらを実施しているというようなことからでもないんですが、創生事業を夏までにまた再度ということで、その採択要件が今年度から始める新規事業でソフト事業に限るといったようなことで、今の予算を編成している中で該当事業がないということで、夏までにまた新たな政策をとということでちょっといとまがないということもありました。

それらと合わせて、今の総合戦略が現在の持っている総合計画に変わるものとして幅広い形で作っていかうというようなこと等も含めて、夏までの提出というのはちょっと無理かなというように総合的に判断して行ったものということになります。

来年度からの話につきましては、また別に新型交付金という形で、国のほうは現在予算要求段階ということで若干新聞報道等でなされています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 総合戦略、それと新型交付金ですか、この事業については県が職員をその計画に要望があれば参画させるという、県のほうが出ていますが、旭市ではそういうおつもりはあるのかどうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 現在のところ、県の職員の派遣ということは考えていません。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 県は要望があれば市町村に職員を参画させて支援するということですから、やってもらったほうがいいと思いますがどうでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 参画させるということがちょっとよく意味が、私のほうも理解していないんですが、実は県との意見交換会は県のほうの職員がこの地域に出向いて、総合戦略の策定状況に関して意見交換は既に2回ほどやっております。

ですので、その中でアドバイスをいただいたり、お互いに、県もこの計画を作っていますので、お互いに調整したりというようなことは行っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、観光について伺います。

やはり入り込み客、一番多いのは飯岡刑部岬、いいおかみなとですか、それといいおかY
OU・遊フェスティバルへも結構来ている。それで新聞に出ていましたね、屏風ヶ浦が天然記念物と特別に文化財審議会でしたっけ、国のほうに伝達をしたと。これが恐らく通ると千葉県で第1号になるということで、相当観光客が来るんじゃないのかなと。屏風ヶ浦は君ヶ浜から飯岡までの約10.5キロぐらいあるわけですから、そういった面で大いにこれを活用していただいて観光客の呼び込みを図っていただいたらと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） 議員のおっしゃいました屏風ヶ浦、国の名勝及び天然記念物の指定にされたということでございます。議員おっしゃるように、この屏風ヶ浦につきましては、銚子市と旭市になっております。実は今月の初めでございますが、海から撮影したものがございまして、今後撮影されたビデオ等ができましたら観光のPRに努めていきたいと思っております。

また、今までどおり銚子市の指定になりましたということでございますが、旭市としましては今までどおり観光のPRに努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 近隣市との連携、再々質問ですね。

その場合に、やはり今までは旭市独自のパンフレット等を作っていたと思うんですが、これからはそういった意味で銚子市、匝瑳市あたりとパンフレットも別々に作らないで連携していくようなことも考えるべきじゃないかなと、このように思うんです。旭市独自だと主な観光施設があまりないんで、ところが佐原だとか銚子市、匝瑳市あたりと一体になるとすごい観光スポットだと思うんですよ。そういったようなお考えはどうでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） パンフレットでございますが、最近発行しました県内全域を紹介するガイドブック、ちばエンジョイドライブガイドというのがございました。これにつきましては、県内を幾つかのブロックに分け、それぞれの味覚や観光を楽しめるモデルコースなどを紹介してございます。

また、今年の10月に旭市の船から釣りをを行うのをメインに、市内や匝瑳市を回る1泊2日のモニターツアーが開催されました。このツアーについてもガイドブックで県が発行する予定でございます。

それと先ほど言いましたように、議員の質問がありましたように、香取地域ということでございます。周辺の観光入り込み客数を見ますと香取地域が762万人、海匝地域につきましては430万人、山武地域につきましては459万人ということになっています。特に香取地域につきましては、762万人のうち698万人が香取市を訪れています。この内訳につきましては香取神宮が196万人、道の駅の関係につきましては113万人、それと小野川沿いの歴史的な町並みを訪れた方が48万人となっておりますので、これらの地域と連携を図りながらPRに努めていきたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） JRが来年正月から3か月間、銚子までSLを走らせるということを聞いたもので、SLというのは物すごい見物客も含めて集客力があるんですね。よく聞いたらこっちじゃなくて佐原から銚子だということなんですが、佐松線、ぜひ今度こちらも旭から銚子までSLを走らせると。飯岡駅から先の少し勾配のきついところなどは格好の写真を撮るスポットになるんですよ、煙を吐いて、力を入れて。そういう所もありますので、ぜひ

またそちらのほうへの働きかけのほうもよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 大変参考になる意見も多く聞かせていただきました。香取海匠首長会を設置した大きな目的は、やはり香取海匠を回って成田からお客を呼び込もうと、それと都会から呼び込もうというような大きな狙いがありまして、それについてはやはりマップも香取海匠の観光マップ、観光案内図といいましょうか、そういったものも作っていかうというような今状況で話し合っているところでありますけれども、現実の問題としてそのところを業者に任せるのか、職員がやるのかというような部分はなかなか難しい問題でありまして、業者に任せたら、香取海匠地域でありますので大変な額がかかるのかなと、そんなような思いの中で今研究段階というところであります。

取りあえずは、匝瑳市、銚子市、旭市の3市については頻繁に意見交換、交流を図って、先ほど話がありましたように、職員の野球大会も今年最初にやりました。私の思いでありますけれども、この地域の高等学校、銚子商業を甲子園へ行かせようと、そして匝高を進学校にしようというような思いで3市で一緒になって、ちょうどいいあんばいに、木樽正明さんというプロ野球で活躍した方もこの銚子商業のオブザーバーになりましたので、そういった面も含めて、銚子市、旭市、匝瑳市、そういったものをみんなで頑張っていこうというような思いで今いるところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 大変心強く思います。

冒頭申し上げましたように、いずれは旭市を中心に合併しろという強力な力が国から働かないとも限りません。もしもそうなった場合に、当然もうリーダーシップを発揮していただいて中心市になっていただく。それにはやはり日ごろからの首長の交流、そういったものが非常に大事だと思います。1市3町、新旭市がスムーズにいったのは、中央病院を中心に消防だとか、みんな同じものでやっていたものですから案外スムーズにいったと、そんな経過もありますので、そういったことも多少念頭に置きながら地域のリーダーとしてご活躍いただきたいと、このように思います。

大きな4番目、道路問題についてですが、道路もやはりそうです。前回は道路は市内の狭隘道路、市道についての質問だったんですが、今回は広い意味での清滝バイパスを含めて、

まず、清滝バイパスのほうからですが、本当にこれなかなか進まないんですよね。それで、市長も地元の県議には何度も言っているということですが、東総広域農道よりずっと早くやっていて、もう10年以上前に完成している予定なんですね、とっくに。それが全然進みませんので、ぜひ清滝バイパス、これができれば銚子市から一本の大きな弾丸道路が茨城県から来るわけであって、本市にとっても非常にメリットの大きい道路でありますので、ぜひそちらのほうをよろしく願いしたいと思います、お願いしていると思いますがね。ですから、結構です。

あと、東総台地のたむら病院の所から来る農道ですか、あれは区間がどのぐらい、2キロぐらいが完成していないんですか。それが完成すれば全線開通ですか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 今おっしゃったように、銚子市のイオンモールの所から北側に通っている道路が一部開通してあります。あと、先ほど申し上げましたように、1.3キロがまだ開通していないという状況でございます。そこは実は銚子市のほうに聞いたところ、公図と現地が合っていないというような状況でありますので、今調整をしているところと聞いております。

ですので、来年度に調整して29年度の工事に取りかけられるようにということで、今何か目安がついたというような話も聞いております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひよろしく願いをいたします。そうすると、広域台地を縦横に大きな幹線道路が走るわけで非常にメリットがありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問の5、鳥獣被害のほうについて伺います。

鳥のほうの被害のほうはさほどない、一番心配するのは獣害ですか、イノシシとかのそちらを心配するのでありますが、千葉県内の被害額でもイノシシの被害が約半分です。非常に大きな被害額となっております。イノシシあたりのそういう情報はおありでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 先ほど鳥の被害についてお答えしまして、イノシシの獣の被害です。そちらのほうということです。イノシシの被害については、現在特に旭市内では出てお

りません。しかし、近隣の市町で稲の倒伏ですとか、畑作の大根、キャベツなどに被害が遭ったと聞いております。

しかし、被害はありませんけれども目撃情報が少し入っております。目撃情報につきましては、海匠農業事務所等に寄せられておりまして、本市及び近隣市町、銚子市、匝瑳市、東庄町において目撃されたという情報がございまして、イノシシにつきましては足跡のほか、実際の目撃などさまざまな情報が寄せられておりまして、平成26年度でウリ坊と呼ばれます子どものイノシシですとか親子連れなどが6件ありまして、うち1件が旭市内で子どもと思われるものが目撃されております。

また、本年度に入りまして既に13件、ウリ坊と親子連れなどが目撃されておりまして、2件は旭市内で目撃されているという情報がございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先日も茅野市との交歓会があって、茅野市の議員が本当におっしゃっておられました。鹿とイノシシの被害が本当に困ると、手がつけられないんですよということでありますので、もうその辺まで来ているということは、あれやっぱり繁殖力が強いんですから、純粋なイノシシは、猟師に聞いたんですが1回に3頭ぐらいしか生まないけれども、豚と交配しちゃったイノブタになると1回に10頭ずつ生んで、年間で2.5回生んじゅうそうなんですね。

ですから、物すごい勢いで増えるそうなので、今のところないんですが、そういったことを想定していただきたいということで、じゃ次の予防策のほうに移らせていただきます。

この場合に、千葉県の場合はイノシシのほかにキョン、勝浦市から逃げ出したやつが平成10年には1万頭くらいしかいないのに、4年ぐらいで4万7,000頭に爆発的に増えているそうなんです。この被害も物すごい勢いで増えているので、倍倍で増えてきちゃうので、これが来ちゃうと大変なことになる。

それでその場合に、先ほど聞いたら先輩議員が銚子市のほうにも来ている、旭市にも来ているという話です、イノシシね。ですから、その場合に他地区と連携しないとなかなかこれはやっぱり駄目ですよ。境界まで来て追っ払ったからいいじゃないので、例えば銚子市、旭市あたりと連携をして防除に努めていただきたいと思うんですが、この辺いかがでしょうかね。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 近隣の市と連携をしながら予防をということであります。予防ということでもありますけれども、今イノシシの被害、目撃情報ということでもありますけれども、非常に市といたしましてもイノシシがそろそろ近づいているのかなというのは感じております。

ということで、先ほども申し上げましたように、海匠地域の野生鳥獣対策連絡会、こちらでも近隣の市町と県とで毎年協議しております。銚子市、東庄町と農政関係のところで、また担当課と協議して対策のほうを進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） お隣の市では猟友会であるとか、共済とかJ Aとかで連携して、もう市内独自に協議会を立ち上げているところも既にあります。ぜひ旭市もそういうことをお考えいただいて、早目早目の対応をお願いしたいと、このように思います。

それで、県のほうも特別、今度来年から鳥じゃなくてけものほうの捕獲の作業に入りますが、県もそうやってやっているんですから、ぜひ県のほうと協力して、旭市に入らないようにということでぜひお願いしたいと思います。

それとあと、猟友会の方々には日当みたいな、駆除に出たら日当みたいなものとか払っていると思いますが、年に何回ぐらいやって、だいたい何人ぐらいの方々にお支払いしているのか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 猟友会にお願いしているというところの内容ですけれども、旭市に組織しておりますのが、先ほど猟友会と言いましたけれども、正式には銚海猟友会という名前がついております。これは旭市と銚子市で組織している猟友会ということです。こちらに、旭市鳥獣被害防止計画に基づきまして捕獲の依頼をかけております。6月1日から8月31日までの3か月間、延べ92日間にカラスですとかドバト、スズメ、こちらの捕獲をお願いして、有害鳥獣駆除事業に係る巡視業務委託、こちらも併せて委託しております。

補助金の額ですけれども、有害鳥獣駆除事業の業務委託料といたしまして38万円の支払いをしております。また、巡視業務ということで、通年行われている業務ですけれども、こちらの業務委託料として7万80円、合計45万80円を委託料として猟友会のほうにお支払いして

いるというような形になっております。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それはあれでしょう、全額市費で払っているんでしょう、市のお金でしょう。ですから、来年から県が始まるやつは、県の駆除費の半額は補助してくれるということでもありますので、県のほうと連携をとりながら対応していただきたいと、このように思います。

それでは最後に、庁舎の建設の件ですが、市民会議の議事録を見させていただきました。そうしたら、候補地の意見集計というところを見ますと、排水の問題であるとか、あるいは大利根用水の関係であるとかいろいろ書いてあるんですが、今候補地の一つになっている公園に関しては、補助金の返還の話はたしかちょっと載っていたと思うんですが、新たに減った分の公園用地を買い求めるという、そういった記述がないように思うんですが、そういった意見は出ていないでしょう。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 代替公園につきましては、ここの公園、仮に文化の柱になったときには代替公園が必要になる旨、たしか説明をしているということです。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうですか。それであと見ると、委員の中にはやはり、せっかく造った公園を補償金を払ってやるということに対してはなかなか市民の理解が得られないではないかと、こう発言している委員もいらっしゃいます。そうしたら事務局の答えは、市民の理解を得られるように努力をしますということなんですが、この点はどのようにしますか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） この市民会議の結果を含めまして、この場所が候補地ということで、これについては当然、この秋にも地区懇があったんですけども、そういった中では質問があれば回答する用意はあったんですけども、質問はなかった。

あと、候補地として決定したこと自体は、さまざまな場面で述べていると思うんですけども、そのところは周知が徹底しているかどうかというのはちょっとまだ足りないのかなというふうには思っています、事務局として。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市）　きのうも滑川議員が質問なさっていましたが、新たに公園用地を買い求めるというのは、我々も知ったのが遅かったんですね。ですから、一般の市民の方はまだそこまで知らない方が多いんじゃないかなと、このように思うんであります。

それで、例えばこれはよその例ですが、岩手県陸前高田市では新庁舎の建設、アンケートを実施しています。それと木更津市では本庁舎の建設を延期しています。コスト増が落ちつくと見られるオリンピック後、2020年前後に新たに建設をすることになっております。愛知県新城市では5月に住民投票を実施しております。それとけさもらった資料ですが、沖縄県竹富町ではやはり庁舎の位置の住民投票を行っています。

住民投票までやれとは言いませんけれども、今までの経過を包み隠さず報告して市民にアンケートをとったらどうかなと思うんですが、そのようなお考えはどうでしょうかね。

○議長（景山岩三郎）　木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦）　ここに至るまでの経緯なんですけれども、基本構想の中で既に4か所というところを出して、それで市民に意見を聞いている。それでさらに昨年8月にも再度市民からの意見を聞いていると。そうした中での意見を踏まえまして、市民会議の結果も踏まえて、この場所を候補地ということで、これについてはその後、政務報告の中でも候補地として手続き、いわゆる都市計画の公園の変更手続きができればここを場所として決定したいという形で申し述べてきております。その辺は、少なくとも議会の議論等の中で市民の中には相当の周知はしているという状況はあると思います。

よその地域で確かにアンケートなり住民投票なりを実施しているようではありますけれども、そこまでの必要性というのはどうなのか。今手順を踏んで順次やってきて、2年以上の期間がかかっていると思います。そういう中でこの場所がようやく決定してきているということ踏まえれば、ここが特に県のほうの合意が得られれば、ここで候補地として決定して進んでもよいのではないかと、そのようには考えています。

○議長（景山岩三郎）　木内欽市議員。

○18番（木内欽市）　そういうことであれば分かりました。ただ、何でそういうことを質問したかという、例えば委員会では私は発言したことあるんですよ、公園用地を新たに買い求めさせられるんじゃないですかと言ったら、当時の担当の課長が、いや、県のほうとやってそれは買わなくてもいいようになるかもしれないと。あくまでも今は検討の段階ですからと言ったもので、それから検討があつてそういう、出るといったんですが、もう3月の議会

で市長の政務報告に出ましたので、ああ、もうこれでだいたい決まりかなと、我々もちょっとあつけにとられたんですが、そういった意味で質問をさせてもらったんです。

私自身が公園用地を買い求めるんじゃないですかと言ったら、それは買わなくても済むかもしれませんよ、あくまでもまだ候補地ですから、決まったわけじゃないですからということだったので、ああ、そう、じゃまた話があるかなと思っていたものですから、そういう質問でしたのでご理解いただきたいと、このように思います。

これで4回終わりましたので、じゃ建物の構造についてお伺いをいたします。

だいたい敷地面積から建物の総面積でやると、だいたい階数は計算すれば想像できるんでしょうけれども、その場合に例えばよそではやっぱり国の施設、古くなったものと一緒に、税務署とか市民会館と一緒に庁舎の中に入れて有効的に使っていると、そういうところもあります。

ですから、庁舎の場合に、うちのほうなんかの場合に県の出先機関ありますよね、海匠出張所あたり、あそこも結構古いですから、そういうところと一緒に入れて合同庁舎あたりにすると経費かからないんじゃないかなと思って、そんなお考えはないでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 県の出先機関、確かに海匠の出張所ですか、海匠振興事務所があります。ただ、ここについても、今扱っている事務を考えたときに、例えば将来的にパスポートの発券事務、これが市に移管されるという話が今あります。そういったものがあると市民の利用もより限定的になるような形になります。

そうすると、現状で庁舎に組み込む利点というのがあまりないというのは、特に県のほうは今非常にお金がございせんので、そのところで話をするともたさらに何年も費やすということも考えられますので、そういうところは今想定していないということでございます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それであれば、じゃ例えば市の施設、きのうもちょっと出ましたね、市民会館であるとか、そういったのを取り入れちゃえばいろいろコストがかからなくていいのかなと思いますが、どうでしょうかね。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに都会のほうで非常に用地が不足しているところというのは、確かにそういった文化センターのようなところと合築しているところはあるように思います。

ただ、常に人が集まるような施設になろうかと思えますし、今回文化の杜というのは非常に限定的な面積を想定しておるところでありますので、今現在ではそのところまでは想定していないで進めているということになります。場合によってはそういったものは別の形で一つ考えていくのが必要なのかなというふうに思います。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） だいたい総工費が50億円とかという話が出ていますが、それで50年というのだいたい1年に1億円ずつも償却していくわけなので、相当な金額ですよ。

ですから、公園みたいに例えば造ってすぐにまたやり直すとかそんなことはないでしょうが、建物をやる場合には構造とか十分お考えいただいて、当然もう考えていると思います。ワンフロアで、下でだいたい一般市民は用事が足りるようにとか、当然そういう配置にしてあると思いますが、山武市役所なんかもよくできていますね、真ん中が通路で両脇に市民が利用する。当然お考えだとは思いますが、また構造とか皆さんの意見を聞きながら進んでいただきたいとこのように思います。その場合にはやはり市民会議のような意見ということになるのでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 現在、敷地の規模はある程度限定されている中で想定しております。その範囲の中で最大限可能な、例えば階層であったり規模を検討していく必要があります。例えば建物を建築するということであれば建蔽率の問題も出てきますし、その法令の範囲の中でできるだけ市民に便利なものを、それを計画していきたい、そのように思っています。これはこれから作る基本計画、基本設計、実施設計と基本設計が一緒になるかもしれませんが、そこの中でもう少し議会の皆様にも案を示しながら作っていききたい、そのように思っています。

○議長（景山岩三郎） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 林 七 巳

○議長（景山岩三郎） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（14番 林 七巳 登壇）

○14番（林 七巳） 議席番号14番、林七巳です。一般質問を行います。

昨日からきょうと議員の皆さん、大変いい質問をしていただき、また、執行の皆さんには答えていただいておりますが、多少かみ合わない点があったかと思いますが、これは全て旭市をよくしよう、もっと住みよいまちにしようという思いの表れだと思います。

そこで、税金について質問いたします。

滞納の状況について。また、差し押さえ基準について。固定資産税を賦課しない場合があるのか。

次に、ふるさと納税についてお聞きいたします。

今後どのような対応を考えているのか。また、どのような返礼品を考えているのか。議案質疑の中で滑川議員が質問したときにいろいろ出てきましたが、その点をまたお聞きしたいと思いますので、後は自席でお聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） それでは、私からは1項目め、税金について回答いたします。

まず、（1）の滞納の状況ですけれども、平成26年度末の市税全体の収入未済額は10億6,352万9,204円でした。前年度と比較しまして、収入未済額は1億1,246万1,254円の縮減となりました。

市税収入未済額のうち主なものといたしましては、個人市民税が4億2,638万3,965円、固定資産税が5億4,155万4,549円となっております。

また、平成26年度末の国民健康保険税の収入未済額は10億4,640万3,201円でした。前年度と比較しまして収入未済額は6,896万4,753円の縮減となりました。

次に、差し押さえ基準について回答いたします。

地方税法では督促状を発し、その日から起算しまして10日を経過した日までに完納されない場合には滞納者の財産を差し押さえなければならないと、非常に厳しく規定されております。また一方では、滞納者の生活を脅かす差し押さえはできないとされているため、滞納者の生活状況や財産状況も考慮しなければなりません。

このため、督促状や催告書を送付するとともに、夜間納付窓口や休日納付窓口の開設、広報紙への掲載など広く納税相談の機会を設けております。

これら再三にわたる納税催告にも応じず、相談もない方については、残念ながら納税の意思がないものといたしまして、速やかに財産調査等を実施し、滞納税へ充当できる財産があ

ると判明した場合には差し押さえを実施しております。

次に、（３）固定資産税を賦課しない場合はあるのかについて回答いたします。

固定資産税の非課税につきましては、地方税法第348条に規定されております。非課税となるものを幾つか列挙しますと、公共の用に供する道路や用悪水路、墓地、保安林、宗教法人が専らその用に供する資産などがございます。これら非課税の対象に該当しない資産で、市が固定資産税を課税しないものはございません。

ただし、課税した上で災害やNPO法人の社会貢献活動に供する目的などの事由により、本市の条例及び要綱に基づいて固定資産税を減免する場合はございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） それでは、ふるさと納税についてお答えいたします。

今後どのような対応を考えているかということでございますけれども、ふるさと納税制度につきましては、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設されました。自分の生まれたふるさとに限らず、どの自治体へもふるさと納税という形で寄附を行うことができます。

旭市においても、第3次行政アクションプランでまちづくりの財源確保を目的とした取り組みの一つとしてふるさと納税制度を平成28年度から開始することとしておりましたが、さまざまな検討をしましてまいりました結果、来年3月から実施できる見込みとなったことから本議会に実施のための条例を提案したところであります。

また、返礼品につきましては、10月に地元特産品を集めた道の駅がオープンしたことから、この道の駅の活用を主に全国に向けて市のPRを行うことといたしました。この事業の開始によりまして道の駅のPR、特産品の販路拡大による地域経済の活性化が図られるものと思います。

続きまして、どのような返礼品を考えているかというご質問でございますけれども、返礼品につきましては、地元特産品で全国へ旭市をPRできるものとしまして米や野菜、肉、魚などの農畜水産物及び加工品等を中心に現在、道の駅と協議を行っております。また、市内の事業者からの提供希望も考えられるため、今後広報等を通じ募集を行うこととしております。

そのほか考えられるものとしましては、農業体験チケット、レンタカーによる市内観光の食事付き招待券や宿泊招待券、パークゴルフ場利用券、長熊釣堀の利用券、釣り船の乗

船券など地域振興のための体験サービス等も検討しております。

返礼品につきましては、事業開始後も関係課と連携を図り、いろいろな方々のご意見をいただきながら特徴のあるものを随時拡大していきたいと考えております。また、事業開始までの期間もさまざまな媒体を通じて啓発を行い、多くの方々から申し込みをいただけるよう頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） それでは、再質問をさせていただきます。

この差し押さえ基準のほうについて質問いたします。

これでコンビニ収納、それから夜間収納は、収納自体の何%を占めているのか、個々にお聞きいたします。それにどのくらいの収納金額があるのかお尋ねいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） まず、夜間収納、夜間休日窓口の状況についてお答えいたします。

平成26年度ですけれども、年間の実施回数は36回、件数として3,227回で収納金額が5,934万1,000円でした。前年の25年度におきましては、夜間収納件数が3,226件、金額としましては5,225万7,000円です。

あとは、コンビニ収納の関係ですけれども、全体でコンビニ収納は納税額が8億7,326万8,939件、口座振替ですけれども31億2,020万431円でございます。

以上です。

（発言する人あり）

○税務課長（林 利夫） パーセントですか、すみません。

コンビニ収納のパーセントですけれども12.1%、口座振替が43.2%、夜間休日が0.4%、それ以外の一般が44.3%でございます。

○議長（景山岩三郎） ここで暫時休憩いたします。

ちょっとお待ちください。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（景山岩三郎） 引き続き会議を開きます。

林七巳議員。

○14番（林 七巳） はい、分かりました。

それでは、夜間収納とコンビニ収納がありますが、それに係る費用、皆さんふだん納めてくれているのとどのくらいの費用がかかっているんですか、お聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） すみません。夜間休日窓口については、職員が時差出勤で対応しておりますので、あと休日については振り替えで対応しておりますので、特に人件費は発生していないというふうに考えていただければいいと思います。

コンビニ収納に限りましては、金額ちょっと今すぐ出ませんので調べたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） では、（3）に行きますか。

林七巳議員。

○14番（林 七巳） 先ほどの課長のお答えでは、固定資産税を賦課しないところは一般にはないという答えでしたが、私が聞いたところによりますと、食肉組合の所の両脇に民有地がありまして、その民有地には平成2年からかけていないと。それで、民有地の所有者は賦課してくださいと言っているのに市がかけていないというお話を聞きましたので、税の公平性からいってちょっとおかしいと思ひまして質問しているわけです。

これは、行政マンの長い副市長からお聞きしたいと思います。市長より行政経験が長いと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

加瀬副市長。

○副市長（加瀬寿一） 先ほど税務課長が答えましたように、非課税の対象に該当しない資産について固定資産税を課税しないものはありません。

ただいま具体的なところの場所、お話しあったんですが、これは個人の資産に関するものでしょうからここでどうこうはやらないほうが私がいいと思います。ただ、その部分は前段に答えたとおりでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） そこは国道を挟んで両脇ということなんですよ。それで国道の所のが、名義が変わらなくて平成元年まで課税していたと。それが分かりまして市は平成2年から課税をしていないということなので、その両脇1メートルか2メートルくらいですよ、ずっと長くて。それは民有地でありますので、どのような判断で課税をしないのか。民地の所有者は課税してほしいということを私、聞いたものですからね。

そうすると、税の公平性からいってどのような基準で課税しないのか、あれじゃなくて基準をお聞きしたいだけなんですけれども。お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） まず、先ほど非課税の場合の条文についてはお答えいたしました。それから課税しない基準、それについては国道の今具体的に例がございましたけれども、あそこの部分に関しましては道路用地として使用されております。一部分道路部分として未使用の部分も確かにございます。国の定める固定資産評価基準というのがございます。その中では原則的に1筆の土地については一つの地目を設定して課税するとなっております。その一部分が部分的に僅少の部分については、土地全体として主たる用途のほうで課税するというふうになっていますので、具体的にそこがどういう状況にあるかは分かりませんが、ほんの一部分であれば主たる用途、道路敷地として非課税ということになります。

あと、ここでちょっと具体的に答えていいかどうか分かりませんが、あそこの部分に関しましては1筆全体が道路用地だというふうに認識しております。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 確かに国道を使っているというあれですけども、食肉協同組合とそれからもう北側の民地が、民地の方が使っているわけですよ。だから、それは民地の方の税金を払うあれになるということですか。だから、2メートルぐらいですか、ずっと、私見してきましたよ。長く50メートルくらいありますかね。そうするとかなりの面積になりますよね。そこに税金を賦課しないというのは課長の権限とするのか、市長に権限があるのか、またどこに権限があるのか分からない。だから迷っていたという話を聞いたものですからね。どういふことでそれを賦課しないのか、そういう、皆さん賦課しないでもらえれば自分も助かるもので、固定資産に。だからそういう、その部分は、道路として使っているのは道路用地で

あって、そのほかはまた別にあるわけですから、分筆はしていない、1筆の中であるわけですから民地の方が使っているわけですから、それは税金をかけるものと私は認識しておりますが、その認識をお聞きしたいと思ひまして。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 利夫） ちょっと同じことになってしまうかもしれませんが、まず、あそこの部分に関しましては実際に道路として使用している部分、それから出る部分は数%でございます。でありますので、主たる用途ということで道路用地、公衆用道路として非課税となっております。

それから、その部分について実際県のほうに、そこは当然県のほうが使用しているわけですから、国道として使用しているわけですから、ちょっと県のほうに問い合わせをしましたら、1筆全部道路区域として、国道の道路区域として認定しているということです。実際に道路で使っていない部分を隣の民地の方が使っていることに関しましては、要は県とその土地所有者との問題でございますので、市としてはあくまで道路用地として非課税とするということでございます。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 分かりました。

それでは、ふるさと納税についてお聞きいたします。

今後どのような対応を考えているのかという中で、議案質疑の中で滑川公英議員が質問した中で、1万円に対して3,000円ほどの返礼品を考えていると。それで、きょう課長からお聞きした点では、農産物以外にも考えているというお答えがありましたが、この前の議案質疑ではそのような言葉が出てこなかったのできょうこういう質問をしているわけですが、私、潮騒ホテルに、どうですか、このようなふるさと納税について返礼品を考えておりますが宿泊券など旭市にお願いしたらどうですかと言ったときに、ああ、そういういいことがあるならお願いしてみたい。そうすれば宿泊券で旭市に来て、またお土産を買って、またリピーターになる、そういうメリットがあると思うんですよ。

結局このふるさと納税で返礼品をするということは、旭市をアピールするためのものだと思います。ぜひ、そのような考えはあるのかお聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） 先ほども商品の関係、農畜産物のほか考えられる利用券等ご説明をいたしましたけれども、スタートするに当たりましては、前々議会で話をしておりますように、道の駅が10月にオープンしたということで、とにかく最初道の駅にどれだけの品物があるかということでそれを把握した中で、道の駅の品物で主なものでスタートをかけるのが一番早いかなということで現在も進んでおりますが、条例等通りました後には、年明けに道の駅だけの業者だと不公平になりますので、そのほかの市内の業者に対してふるさと産品を出せるかということで、出していただけるかということで応募をかけます。

その内容につきましては、産品、農畜産物に限らず、今言いました宿泊券を出していただけるということであれば、それもその金額に応じて条件的に合えばそれは産品に載せるということで、他市でやっておりますのは例えばゴルフ場のあるところは、うまくゴルフ場を利用したり、そういう市内にあるものを最大限利用しております。

したがって、うちのほうも考えられるもの、議員おっしゃいますように皆さんのご意見をいただいて、それが対象になれば載せて拡大していきますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 税務課長。

○税務課長（林 利夫） すみません、先ほどのコンビニの手数料のほうが分かりましたので回答いたします。

コンビニの手数料ですけれども、全体額で334万8,055円です。1件当たり56円に消費税でございまして約5万5,000件でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） 先ほどの税金についてなんですけれども、結局旭市の収納率が悪いということでお聞きしたわけなんですよ。もうこれは、次のふるさと納税に行っていますからいいんですけれどもね。

結局、ふるさと納税に頑張っていたきたいというのは、これから税金が十何億円も減るわけでしょう、税金じゃなくて交付金。その中で宮崎県のある町ですか、34億円集まると、そういう町もあるわけですよ。

それで、たまたま自分が家に帰ったら、宮崎県のどこの町だか知りませんが礼文が来ていたんですよ。何だろうかなと思ったら、自分の娘がやはりそういうところにふるさと納税しているわけですよ。

だから、旭市の職員でも何百人いる職員の中では、そういう入よりも出るほうが多くな

ったでは旭市どうしようもなくなりますので、こういうふるさと納税の質問をしたわけですよ。

今後こういう旭市の住民がかなりほかのところにふるさと納税すると思われます。それを食いとめる施策というものをどのように考えているか、お聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（佐藤一則） ふるさと納税につきましては、全国的にいろいろなお話が出ております。12億円、30億円とかという収入を得ている市町村もございます。

それにつきましては、当然品物自体もいいものを、それからバラエティーに富んでいるものを出していると。あとは還元率ですね。ですから、例えば1万円いただいて8,000円程度の品物を出しちゃうと。残り2,000円でも歳入になればいいという考え方でいけば、プラスは少ないんですけども件数を増やせば歳入の額は増えていくというふうなことになります。

ただ、全国的に見まして平均的、標準的にやっておりますのは、だいたい1万円のものに対して3,000円から4,000円程度の品物が一番多いということで、旭市も例えば1万円で3,000円程度のというご説明をしておりますけれども、そこに郵送料とか、それから業者委託の経費をプラスしますと、1万円に対して5,000円程度の実入りですか、約半分が入るということで、ですから品物をもっとグレードアップしていけば、6,000円、7,000円の品物を返すということは可能なんですけれども、歳入としては減っていくと。

そのかわり件数がどれだけ増えるかというのはちょっと不明なところもありますので、うちのほうでスタートしてさまざまな工夫を凝らした中でどういうふうに移していかを見まして、返礼品も新たな額というのが改善される場合もあるかと思いますが、とにかく道の駅をスタートしておりますので、道の駅のPRのために早くふるさと納税制度を始めるということも大きな目的でありますので、そういう形でスタートしたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員。

○14番（林 七巳） ぜひ職員一丸となってこの旭市のPR、またふるさと納税をしたいという方を、そう思われるような市にしていってもらいたいと思います。

これで質問を終わりにいたします。

○議長（景山岩三郎） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時半まで休憩いたします。

(発言する人あり)

○議長（景山岩三郎） ごめんなさい、2時半まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○副議長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○副議長（伊藤房代） 続いて、太田将範議員、ご登壇願います。

（9番 太田将範 登壇）

○9番（太田将範） 議席番号9番、日本共産党、太田将範でございます。ただいまから一般質問を行います。

まず、1番目の大きな題目といたしまして、環境行政ということについて質問いたします。

ご存じのように、一般廃棄物のさまざまな収集、運搬、中間処理、最終処分、こういった事業は地方自治体独自の事務ということになっております。そのことにつきまして、（1）番目といたしまして、先ほどありましたように広域行政ということで、東総地域の市町村事務組合においてごみの広域処理という形で、主に中間処理、最終処分、このことについて事業の計画が進められております。この事業の進捗状況のご説明をお願いいたします。

（2）番目といたしまして、環境行政を指揮する上で一番今重要な中身となっておりますけれども、循環型社会形成推進基本法という法律がありまして、これに基づいてだいたいの環境行政が行われているというふうになっております。

そこでです。一般廃棄物の焼却処理に関連する事項といたしまして、特に旭市で行われております3R、あるいはゼロ・ウェイストという、そういった考え方に基づく環境行政の現在の状況を説明してください。特に広域化が始まりました10年前から見ましてごみの総量とか、1人当たりどれだけ排出している、あるいは全体でどれだけ排出しているかというの

を、10年近くの間の変化をちょっとご説明をお願いしたいと思います。

次に、3番目としまして、東総地区ごみ処理の施設検討委員会が答申いたしました焼却炉について質問いたします。

大変大規模な公共工事になるようですので、市民の皆さん方への説明が十分なのかどうか、この辺につきましては非常に問題があるのではないかというふうに思います。答申した中身につきましても私は非常に疑問に思っております。

ですから、特に焼却炉に関する方式、シャフト方式と言われているものの説明と、どのぐらいの規模になるのか、どのぐらいの処理能力になるのか。あるいは、その建設費用がどのぐらいになるのかと、この間人口が減少していく中でかなりそれが、先ほどまでの市政の議論の中でも中心的な議論になってきております。当然そうなりますと、ごみ処理に関する、焼却に関する前提そのものが狂ってくると思います。

もう一点は、やはり少子高齢化の高齢化の部分で、非常に3市とも高齢化が進んできている、そういった状況があらうかと思えます。ですから、焼却炉の現在計画されている中身の見直しが来年、再来年あたりで行われようとしておりますので、どういう形での見直しを検討しているのかご説明をお願いします。

それと、4番目といたしまして、東総広域を構成しております3市の状況ですね。先ほど申し上げましたように、ごみの原単位、量、1人当たり何グラムぐらいずつ減るのかと、あるいは総量でどれだけ出てくるのか、そういったことについて3市の比較をだいたい、大ざっぱでよろしいんですが説明をお願いしたいと思います。

それから、3市における環境行政の相違、これにつきましてもどのような形で行われているのかお聞きしたいと思います。

それから、大きな2番目として、水道事業について質問いたします。

水道事業につきましては、県内でも水道料金が2番目に高いということで、公共料金が非常に高い市になっているのではないかとということが市民の皆さん方から多く寄せられております。ですから、高くなっている原因だとか、そういったものをやはりきちっと説明責任があると思いますし、料金の値下げが可能であるならばその根拠を見つけていきたいと思いますので、一般質問を行います。

まず第1に、旭市の水道がどういう状況にあるのかということで、水道ビジョンというのが作られておりますけれども、その中でさまざまな事業が取り組まれております。その事業が具体的にどのような形で進捗されているのか、計画の予定、こういったことにつきまし

てご回答をお願いしたいと思います。

それから、（２）番目といたしまして、水道の普及率、現在87%か89%ぐらいだと思んですが、日本全国から比べますとだいたい1割弱前後普及率が低いということで、これになっている原因というのはどんなものがあるのか、あるいはもっと普及させる必要があるのではないかということについて質問いたします。

次に、水道水の安全性ということについてですけれども、ビジョン等を見ますと水質基準だとか、51品目に対する水質基準だとかはクリアしているということと、企業団からの高度処理された水道水が供給されていて安全だということは聞いておりますけれども、その辺を再度確認させていただきたいと思います。

それから、水道料金について。先ほど来、公共料金が非常に高いということで、市民の皆さんが関心を持っておられるところでございますので、この料金について下げるのは可能かどうか、あるいは仕方がないのかというようなことがあろうかと思います。

例えば現在旭市の場合ですと、水道の普及が比較的遅れてきたということから、どうしても不利な条件での取水になってくるということは分かるんですけれども、水道事業会計等を見ますと多少の余裕があるのかなというような感じもいたします。それについて現在の水道料金が妥当かどうか、ご説明をお願いしたいと思います。

大きな3番目として、マイナンバー制、個人番号についてということなんですけれども、9月の議会でも一度質問いたしました。その時にはまだ具体的にどのような形で行政のかかり合いがあるのかということについてはあまりはつきりしませんでした。

今回もう一度機会をいただいて、特にマイナンバーが例えば旭市の自治体の中でどういうところで適用されてくるのか、利用されるのかというようなことについて、適用範囲、そういったことについての説明を求めます。

（２）番目といたしまして、マイナンバーにつきましては住民基本台帳と違いまして、住民基本台帳の場合は市民と行政とのやりとりはその二つだけのやりとりなんです。ところが、このマイナンバー制度というのは、事業者だとかいうところに非常に大きな負担を求められているというのは前回やりましたけれども、それについて、行政と市民とその間に事業者が入ってくるわけですね。事業者が入ってきますと、その事業者に対してさまざまな責任をとらせられるということ、保守の管理だとかそういったものが求められている。あるいは、個人ナンバーを付した書類を提出しなければならないというような義務が書かれておりますけれども、それがどの程度責務があるのかということで、それに違反した場合どう

なのか、あるいは付されていない書類が出てきた場合どうなるのかというようなことについての説明を求めたいと思います。

恐らく個人番号につきましては、事業者が管理するといってもこれは非常に難しい、このように思います。第一、取り扱う方々が事業者と個人になりますから、その間の秘密関係というのはもうずぶずぶになるというふうに思います。事業者が管理しようと思ってもそれはかなり難しい。私どもの知っている自営業者の方々はこういう意識をほとんど持っておりません。

ですから、どういうふうになるのかとまだ不安になっている方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんど市民に知られておりません。そういう中でこの行政が進められていくわけですが、このことについて特に事業者の責務と処罰規定、これについてはどんなことになっているのか、この辺についての説明をお願いいたします。

1回目の質問はここで終わりにしまして、これからの質問は自席で行いますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、1項目めの環境行政につきまして環境課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、広域のごみ処理推進化事業の進捗状況ということでございますが、こちらにつきましては東総地区広域市町村圏事務組合のほうで進めておりまして、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場については、平成33年度の稼働を目指しまして施設の基本計画、環境アセスメント等各種業務が進められておるところでございます。

現在の委託業務の実施状況としましては、平成27年度におきましては、26年度から引き続き実施しております焼却施設の基本計画作成や環境アセスメントを行っているほか、最終処分場につきましては本年度より施設の基本計画、生活環境影響調査及び計画地の測量調査などが行われております。

また、28年度につきましては、継続業務でございます焼却施設及び最終処分場の基本設計業務や環境アセスメント業務のほか、新たに焼却施設への地下水利用可否を調査する業務等が行われる予定となっております。

続きまして、（2）の循環型社会形成推進基本法と一般廃棄物の焼却に関連する事項ということでございまして、旭市の廃棄物の処理状況というご質問でございました。こちらにつ

きましては、旭市におきましては、廃棄物の処理に当たりまして一般廃棄物処理基本計画を定めまして、これに基づきまして実施しておるところでございます。

この計画の基準年度は平成23年度ということで、この時の排出量は2万3,750トン、最終計画年度であります平成38年度は1万9,815トンを見込んでいるところでございます。

また、1人当たりが1日に排出する原単位でございますが、こちらは平成23年度が940グラム、平成38年度は891.5グラムを見込んでおります。

廃棄物につきましては、排出量は減少傾向にはございますが、計画目標に届いていない状況でありますので、今後も一層減量化の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、東総地区ごみ焼却炉検討委員会の答申した焼却炉についてということでございまして、施設の規模、それと建設費ということでございますが、こちらの炉の方式につきましては、平成25年3月19日ということで検討委員会のほうから答申をいただき、その後26年4月に正式にシャフト式ということで決定しているところでございます。

現在のところの施設規模ということでございますが、人口推計とごみの減量化等目標等を考慮しまして、1日当たり213トンということで想定されておりますが、平成29年度に一般廃棄物のごみ処理基本計画、こちらが見直しされる予定となっておりますので、この間の人口変動及びごみの排出量の動向等を見きわめまして適切な施設規模に見直される予定となっております。

続きまして、建設費ということでございましたが、建設費につきましては資材の高騰、人件費の高騰などで、平成24年度の試算では136億円ということでありましたけれども、26年度に実施しておりますメーカーアンケートでは213億円ということになっております。

しかしながら、こちらは構成市が東日本大震災の特定被災地方公共団体のために、国の震災復興事業に該当することになります。平成32年度までは施設建設費等に係る交付金対象事業費分について、交付金の残額に対しまして95%が震災復興特別交付税で充てられるということになります。

これによりまして、焼却施設等の建設費用でございますが、こちらの実質負担額は、交付金が一般会計扱いとなった場合に比べまして66億4,000万円ほど軽減されまして約38億6,000万円となる見込みでございまして、非常に有利な状況であります。この制度は平成32年度までの時限的な仕組みでございまして、平成33年度の供用開始、こちらを目指しまして事業が進められているところでございます。

続きまして、(4) 広域ごみ処理計画と構成3市の環境行政ということでございまして、

他市のごみ等の排出量の現状ということでございます。

こちらにつきましては、平成26年度の実績ということで、銚子市の排出量が3万1,099トン、原単位が1,269グラム。旭市におきましては2万3,899トン、原単位が961グラム。匝瑳市の排出量が1万280トン、原単位が725グラムとなります。こちら3市の合計では排出量が6万5,278トン、原単位が1,027グラムとなっております。

以上でございます。

○副議長（伊藤房代） 水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 私のほうからは、2番の水道事業についての（1）から（4）について回答させていただきます。

まず、（1）の旭市水道ビジョンの進捗状況についての説明と今後の取り組みについてですが、ここでは配水池容量の適正化、配水池の耐震化、自然流下区域の拡大、配水管の耐震化の4点について説明させていただきます。

1点目の配水池容量の適正化ですけれども、配水池容量は、設置当時の基準では1日最大配水量の8から12時間分を確保するということでありましたが、現在の基準では12時間分以上となっており、海上配水池と干潟配水池が基準を満たしていないために増設を予定しております。

海上配水池につきましては、今年度と28年度の継続事業として現在整備中であり、また干潟配水池の整備は海上配水池完了後に整備をする予定となっております。

2点目ですけれども、配水池の耐震化です。平成20年度に主要施設の耐震診断を実施しておりますが、海上配水池においては耐震性の確保が必要となっておりますので、配水池の増設完了後に耐震化を実施する予定となっております。

3点目ですけれども、自然流下区域の拡大。海上、飯岡、干潟の各配水池は高台にあるわけですけれども、その高台の位置を、圧力差を利用した自然流下区域の拡大を予定しております。このことにより動力費の抑制につなげていきたいと考えております。

4点目は、配水管の耐震化ですけれども、新規に埋設する路線、あるいは漏水等により布設替えが必要となった路線等につきましては耐震管を採用しております。今後の更新工事に当たっても耐震管を採用していく予定であります。耐震管を採用することによって、地震の被災時にも安定して水の供給が行えるものと考えております。

次に、（2）番の水道の普及率ですけれども、普及率の向上につきましては、先ほど議員からありましたように、旭市の普及率は85.3%です、これは26年度末ですけれども。それと

隣の八匠水道企業団は83.9%、東庄町は83.4%、香取市が84.1%、あと全国平均は97.7、県内平均は95%というふうになっております。

なぜ低いのかということなんですけれども、議員からもお話しありましたように、始まったのが遅いというようなこともありますし、これから利用していない世帯に対して戸別訪問して利用促進を図っていったって、今後も普及率向上に努めていきたいと考えております。

それから、3点目ですけれども、水道水の安全性についてということで、旭市の水道水は東総広域水道企業団から受水をしております。企業団では、高度浄水処理を導入して安全で良質な水道水の供給に努めております。

また、本市では、企業団の水質管理とは別に、各配水エリアの末端において水道水の色、濁り、臭気、残塩、pH等の水質検査を実施しております。またさらに、厚生労働省が定める水質基準に合致するように年4回、51項目にわたる水質項目の検査を企業団に委託して行っております。特別、水道に何か問題があるというようなことは、水質基準に適合しております。

それから4番目、水道料金についてですけれども、平成19年4月に累積赤字の解消や営業収益により経営を賄うこと等を目的に水道料金を改定させていただきました。改定後は経営状況が好転し、平成22年度には累積赤字を解消することができ、ここ数年は1億円余りの純利益が出ております。

しかし、今後の人口減少社会において水需要は減少し、料金収入の増加は見込めない状況の中、老朽化していく水道施設の更新対応等、費用の増加傾向が見込まれており、今後の水道事業の経営はより厳しくなっていくものと思われまます。

このような中、水道施設の更新対応等の財源はできる限り自己資金を活用して借入金の適正化を図り、将来の金利負担を軽減していくことが求められております。お客様にはご負担をおかけして申し訳ございませんが、水道事業の安定経営や世代間の公平のためには現在の料金設定を維持していくことが必要であると考えております。今後も企業努力に努めてまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○副議長（伊藤房代） 総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） それでは、3番目のマイナンバーにつきまして、（1）のマイナンバーの利用範囲ということでまずお答えいたします。

平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野での行政手続きにおきましてマイナンバ

一が利用されることになります。具体的にどのような申請書類等に個人番号を記載する必要があるのかでございますけれども、例えば税の分野では市県民税の申告書、納税証明書の申請や減免申請書など、社会保障の分野では児童手当の現況届、生活保護の申請書、介護保険の認定申請書、身体障害者手帳の交付申請書など、多くの書類で個人番号の記載が必要となります。申請書類への個人番号の記載は、各制度における法的な義務でありますので、個人番号を記載していただくことを原則としております。

また、災害対策の分野での利用ですが、番号法では、災害救助法による救助または扶助金の支給に関する事務、被災者生活再建支援金に関する事務での利用と、極めて限定的ではありますけれども、これはいずれも県の事務になります。そのほか、市の条例で定めることによりまして、例えば要援護者台帳の作成に関する事務での独自利用も可能となります。これにつきましては、国、それから他市の動向を踏まえ検討していきたいと思っております。

次に、（２）のマイナンバーを取り扱う事業者等の責務、それから処罰の規定ということでございました。

番号法でも、保護の対象となる個人番号の重要性から個人情報保護法よりも罰則の種類が多く記載されております。また、法定刑も重いものとされております。事業者等が対象となり得る主な罰則としては、特定個人情報等を不正に漏えいした者に対する罰則、不正な手段を用いて個人番号を取得した者に対する罰則などがあります。

これらの罰則に対して事業者等がとるべき対応ということなんですけれども、不正漏えいに対する対策としては、これが事業者の責務になります組織管理規程や取扱規程等を整備し、担当者を明確にするとともに、担当者以外が特定個人情報等を取り扱うことができないような仕組みを構築すること、また、従業者に対する情報の安全管理に関する教育、監督なども重要なものになります。

また、不正な手段により個人番号が取得されることに対する対応といたしましては、内部者による不正な取得や不正アクセス等により個人番号が流出することを防止するため、従業員の教育、監督それからセキュリティー対策などの物理的、技術的な安全管理措置を整えることが必要となります。

以上でございます。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○９番（太田将範） それでは、環境行政について幾つか質問させていただきたいと思います。

これから二十八、九年にかけて大きな事業が始まってくるということでの見直しというこ

とで分かりましたけれども、具体的にどのような形での見直しを検討しているのかということが、ちょっと話が見えてきませんので、その辺について何か話があればお聞かせいただきたいと思います。1 番ね。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 当初から予定をしておりますて、29年度に見直しをするということになっておりまして、29年度に28年度いっぱいのごみの量、人口、そしてまたあとは賦課割合、そういった部分を人口規模とごみの量、それによって案分してまた各市に賦課するというようなことになろうかと思しますので、28年度いっぱいの実績で計算するということになっておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9 番（太田將範） 分かりました。（1）の問題につきましては、そういった検討しかまだされていないということですね。

次に、（2）のほうなんですけれども、循環型社会形成推進基本法と焼却、一廃の焼却についての説明なんですけれども、基本的に市の処理計画ですか、そういった形でも 3 R とゼロ・ウェイストという形が基本になっていて、焼却というのはどういった位置付けになっているのかということが、中間処理、これにつきましての説明がちょっとなかったものですからお願いしたいと思います。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、再質問の部分にお答えさせていただきます。

循環型社会形成推進基本法ということでございまして、こちらは循環型社会の形成について基本原則が定められているということで、この中で循環型社会は廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分の確保によりまして、天然資源の消費を抑制して環境への負荷が軽減されるということでございますので、ただいまの三つの件、こちらのほうを市のほうでも十分意識しまして焼却量を減らしていくと、そういう方向で今後考えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9 番（太田將範） 実はこの10年間当たり、原単位当たりでも旭市と匝瑳市はかなり減らしてきているんですけれども、もう一つの市がなかなか減っていないことがあります。

それから全体の3R、先ほど言いましたようにリデュースとリユースとリサイクルという形で順番がこういう順番になっているわけですね。とにかくごみになるものを作らないという社会をつくっていく、そういった商品を作っていくということがまず第1に一番大きな努力目標だと思います。その次にリユースということで、再生じゃなくてもう1回何度も何度も使うと。極端な場合で結びますとお酒の一升びんだとかそういったものが入りますけれども、とにかくそういったものを利用していくということに努めていくということですね。

最後にリサイクルということで再生すると、要するにもう一度資源化して、エネルギーを加えて商品を作っていくというのがリサイクルということですね。最後にサーマルリサイクルといって熱回収。熱回収というのは要するに焼却のことですね。

ですから、この中でどこが一番大切なのかというのは、やはりリデュースですね。それから順番としてリユース、最終的にリサイクルという形が循環型社会をつくる上での一番大切な、基本的な考え方。結果的にゼロ・ウェイストという社会をつくっていくというのが、これが基本原則になっているのが環境型社会形成推進基本法の基本的な理念なんですね。ですから、熱回収というのは最終的なものだという中で、要するに燃すものをもう徹底的に減らしていくというのがこの社会ということになってこようかと思います。そのことがちょっと抜けていましたので、ちょっと説明させていただきました。

もう一つは、サーマルリサイクルというのは、完全になくなってしまいうわけではないわけですから、焼却灰だとかそういったものは必ず残ります。循環型社会の中でほかの国の実例等がありましたらご紹介いただきたいと思います。韓国だとかヨーロッパ社会、そういったところがどういようなごみ行政をやっているのか、分かればご回答をお願いいたします。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 太田議員のほうからほかの国のというお話でございますが、市のほうでは特にそちらのほうまではまだ研究といいますか、資料収集ができておりません。大変申し訳ございません。

以上でございます。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ほかの国におきましては、サーマルリサイクル、要するに熱回収というのはほとんど行われていないんですね。韓国ではもう20年ぐらい前からごみは燃さない、全て再資源化するという形になって焼却炉そのものがないということなんです。

世界の大型の焼却炉の半分以上が日本にあるらしいんですね。ですから、こういう形が現在行われている、東総広域で行われているやり方というのが世界の趨勢ではないということ、そういうことらしいんですね。

ですから、これに沿って本当の循環型社会を形成していくというのであれば、この辺でやはり大きな見直しが必要ではないかと私は考えるんですけれども、市長のお考え方をお聞かせください。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに焼却施設は最終的な手段というような感じはするわけであります。ごみの減量化、それについてやはり自治体でももう少し努力しなければというご意見だとも思っています。

ただ、今、銚子市も旭市も海洋といいましょうか、海に隣接をしております、今回も9月ですか、台風のごみが銚子市、旭市へ多く流れてきているわけであります。多くは県事業としてやってくれることになっていきますけれども、細部につきましては市で焼却しなければならない部分もいっぱいあるわけでありまして、特に銚子市はごみ袋の値下げやいろんな部分で努力をしております、私どももいつも話をしておりますけれども、銚子市の努力も非常に一生懸命やっているなというような感じを受けているわけでありまして、自治体自身としましてもごみの減量化については、特にこれから29年の見直しの時点を控えておりますので減量化に努めていきたいと、そのように3市の中でも意思の確認をしているところでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 次に、3番目の問題として、検討委員会のほうから出ました焼却炉についてですけれども、能力的に非常に大き過ぎるのではないかとことが言われております。それから、非常に高温で処理しますので助燃剤が必要になる。石炭、コークスですね。パームヤシのもみ殻を使うというようなことを言っていますが、完成された技術ではないんですね。

それから、一度火をつけちゃいますと連続運転しなきゃならないということから、ごみの減量化ができなくなってしまうと、ごみが必要とされるということが言われております。あと、危険性につきましてもあちこちで事故が起きている。

こういったことから考えますと、果たして適当な炉であるのかどうかということが多くの

方々から心配されております。そのことにつきまして、先ほど東総広域からのお知らせが出ましたけれども、その辺の不安についてほとんど答えていない、そういうふうに思いますけれども、そういった問題についてきちっとした答申について、疑問についてはきちっとした回答がされていないように思います。その点いかがでしょうか。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、シャフト炉はコークスを燃やしてというお話でございますが、こちらにつきましては組合のほうのお話によりますと、燃やすコークスはバイオコークスというものを使用するというお話を聞いてございます。これによりましてCO₂の排出量、発生を抑制できるということを聞いているところでございます。

それと、事故の問題というお話がございました。こちらにつきましては、この事故というのは東広のお話によりますと、炉の外部を断熱材で覆ったために炉表面が高温になり過ぎて破損した例などで人為的なミスが原因であると。ありますけれども、他の方式に比べてシステムの欠陥による事故、修理が多いとは言われていないということでございます。

以上でございます。失礼しました。

○副議長（伊藤房代） 明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど銚子市のごみ袋の値下げと言いましたけれども、値下げにするとごみがいっぱい集まってくるというようなことで値上げにすることにより市では決定しているそうでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○9番（太田将範） （3）の問題につきましては、検討委員会の考え方と私どもの考え方は水と油というふうに違っておりまして、ちょっと議論をここでしてみても仕方がないと思いますので、時間の関係もありますので次の（4）のほうに移らせていただきたいと思います。

広域ごみ処理計画というのが上位計画にありまして、構成する3市のごみ処理行政というのがその下位計画になるという形になっております。先ほど市長からご回答がありましたように、料金体系どうするかとか、負担問題をどうするかというようなことがこれから問題になってくると思うんですけれども、皆さんご承知のように、お隣の市の場合は財政上非常に問題があるというふうに見られております。

私も資料等をいただきまして、二、三十年分見てみましたけれども、ちょっと難しいのではないかと、一緒にやっていける相手なのかどうか、これが一つ財政への問題であります。

もう一点は、やはり原単位の排出量の違い過ぎですね。旭市はだいたい千葉県平均、匝瑳市は一番低いほう、県内でも。銚子市は飛び抜けて高いんですね。

ですから、こういった行政を一緒に行って問題が生じた場合どういうふうにするのか。結局人口の減少も非常に銚子市が大きいですね、だいたい千二、三百人減っていますから、毎年。ですから、そういったところと、比較的財政も健全でごみ処理も透明性が高い行政をしていると私は思っていますけれども、そういったところと一緒にやっていけるのかどうか、これはひとつ市長にご見解を聞いておきたいと思います。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 太田議員の持論でありますと、焼却場は本当は必要はないと、造らないほうが良いというようなことでありますけれども、今の生活の中でごみ焼却場、中間施設、このことはどこの自治体でも必要不可欠であります。そういった部分を含めて広域でやろうと。

当初は5万人以上の自治体には補助金が出ないというようなことでありましたけれども、そういった状況の中で匝瑳市、旭市、銚子市でやろうというようなことになったわけでありまして、老朽化が進んでいる各市の今の現状の焼却施設、そういったことも勘案しながら新たな焼却場を造ろうということでやっているわけでありまして、先ほども申し上げましたように、銚子市の努力も我々いつもひしひしと感じているところでありまして、旭市の発展は銚子市の発展がなければ旭市の発展もないと、私はそういうように認識しているところでありますので、先ほど木内議員からの話がありましたように広域化というようなことの中で、みんなでやはりこの地域を守っていこう、発展させていこうという中で今3市でごみ焼却場をやっているわけでありまして、銚子市の方々、財政どうのこうのというものもあるかと思いますが、先ほども申し上げましたように、3市の市長で11月24日に環境省へ行きまして、環境大臣には会えませんでしたけれども、事務の方に災害復興助成金ということで平成32年度までは国の交付金が出るということの中で、先ほど説明がありましたけれども67億円くらいの有利な財源が使えるわけであります。

そのことによって、相当大的な事業でありますけれども、30億円くらい以下で焼却場が建つということでもありますので、銚子市のほうもぜひ今その中で動いていかなければと、そんなような覚悟を持って一緒にやろうということになっておりますのでご理解をいただきたいと、そのように思います。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 政令指定都市と呼ばれている横浜市とか、県都の千葉市でも、物すごい勢いでごみの量を減らしているんですね。千葉市の場合、四つあった焼却場が今二つでいいというところまで減っています。ですから、ごみの総量を3割、4割減らすというのはもう当たり前になってきているんですね。

東総広域があって、その計画が上ぶたにあるものですから、各市のごみの減量化が進まないという実態があるんですね。というのは、ごみの減量化の比率というのは非常に目標値が低いですから、やる必要がないわけですよ。

そういう状態になっていますので、検討の際には規模の面、特に、こんなに大きな炉を作っちゃっていいのかどうか、こういった点についての検討はぜひ行っていただきたいと思います。これは要望ですので回答は結構です。

次に、2番目といたしましての水道事業について質問いたします。

旭市の水道事業につきましては後発ということで、大変やっぱりコスト的にも高いということと、やはり安全を求める上での高度処理された水を使っているということで、安全性を高めているということで、皆コストがかかる原因という形になっているという説明があるんですけれども、これが水道の普及率だとか、そういった点でどういうふうに影響しているのかということはどうなのかなというふうに思うんですけれども、そのことがやっぱりネックになっているのではないかと、導入の費用と料金が高いというのがネックになっているのではないかと、この辺の見解をちょっとお聞かせください。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 普及率のネックということなんですけれども、先ほども説明したんですけれども、やっぱり伝統のあるところ、例えば先ほど全国平均が97.7%、県内が95%、あとこの辺、東庄町、八匠水道企業団、あとうちのほうも83%台からうちのほうの85.3%ぐらいということで、うちのほうも23年から24年にかけて0.4%増、24年から25年にかけて1.0%、25年から26年にかけて0.5%、少しずつ伸びているんですけれども、先ほども言いましたように、それでこの旭市の水道が遅れたというのも地下水が結構豊富であったということも一つの原因で、今でも結構水道を使っていない家というのは地下水を利用しているというのがありますので、その辺を、戸別訪問した中で水質的な面もお話ししながら利用促進を図って行って、今後も普及率向上に努めていかなきゃならないのかなというふうに考えてお

ります。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 2番目の問題から次の（3）のほうの安全性ということをちょっと確認させていただきたいと思うんですけれども、2015年でしたっけ、2年前ぐらいに亜硝酸の数値がかなり厳しくなっているということで聞いておるんですけれども、その辺についての安全性というのは旭市の場合、確保されているのかどうかちょっとお聞きします。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 企業団でも、先ほど言いましたように高度浄水処理を導入しておりますし、水質検査につきましては水質基準に関する省令に基づきまして51項目の検査項目を合格しておりますので、先ほども言いましたように、旭市の水道自体もその水質検査とは別に、独自に各配水エリアの末端でも水質が確保されているというのを確認しておりますので安全な水を供給しております。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 亜硝酸というのはかなりたちの悪い物質のようで、これが入ってきますとさまざまながんの病気の原因になるとか、さまざまな疾病の原因になっていくという、そういうことが言われておりまして基準が厳しくなっているというふうに考えられております。

なぜなのかといいますと、自家水を使いますと、現在肥料等に入っております亜硝酸があふれ出てきて、それが地下水を汚染している原因の一つになっているはずなんですね。ですから、これもやはり水道の水を井戸水から転換していくというふうにするということの政策の一つの重要な柱ではないかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 先ほど水道の普及率が85%台で、全国あるいは県内の水準から低いんですけれども、戸別訪問して利用促進を図っているわけなんですけれども、その中で今議員から質問があったように、水質的な面で井戸水なりそういった地下水よりも水道水のほうが安全であるというようなことも含めてPRして行って、普及率の向上に努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では次に、4番目として水道料金の問題、これは市民の皆さんが一番関心のあるところだろうと思いますけれども、先ほど1回目のご回答の中で、水道会計が非常に問題ないと、累積した赤字も全部解消した上にかなりの部分の剰余金が出ていると、だいたい1割ちょっとぐらいの利益率だということになっていますので、多少なりとも還元できる部分があるのではないかなと思うんですね。

もう一つは、やはり水道の施設が非常に後発だということになりますと、比較的施設とか管類が新しいということなんですね。ただいま減価償却でかなり積み立てられていると思いますから、そういった再投資費用というのが比較的高い金額で詰め込まれているのではないかなというふうに思うんですね。

ですから、ある一部分を水道料金の値下げにしていこうというようなことは可能ではないのかなというふうに思います。ですから、その辺の検討をぜひ市長、お願いしたいと思うんですねけれどもいかがでしょうか。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） 1回目の回答と多少重複しちゃうんですけれども、先ほど言いましたように、ここ数年1億円余りの純利益が出ているわけなんですけれども、それはこれからの老朽化対策というのも含めまして、全てを借入金で賄うと後年度の方に全部負担が重くのしかかってくるということで、やっぱり自己資金を活用した中で世代間の公平を図るという意味では、今の水道料金を維持しながら将来に備えていくというのが、今水道事業に求められていることだというふうに理解しております。

以上です。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 水道事業、施設型の事業ですわね。ですから、常にほかの市みたいに水道の積立金を一般会計のほうに使っちゃったというようなことは絶対許されないということは分かりますから、私たちはそれでも旭市の水道事業というのはかなり優秀な成績をおさめているというふうに見ております。ですから、1割を超える剰余金というのは必要なのかということをやはり考える必要があろうかなと思いますね。

それともう一つは、県の事業団からの取水料が高いというのも一つの原因もあろうかと思っています。この辺は私、もう一度よく県とか、そちらのほうを調査してもらいまして、やれることがあるのかどうか確認しながら再度質問させていただきますので、よろしく願いいた

します。

次に、3番のマイナンバーの利用範囲ということで質問させていただきます。

先ほどありましたように、利用範囲というのは税と社会保障と災害救助、この三つの分野に今限られておりますけれども、もう法律では口座番号との名寄せができるような法律はもう通っちゃっておりますから、これからどんどん利用範囲を広げていくというのが国の方針です。

ですから、個人のプライバシー権を侵害する上でも非常に問題なんですけれども、先ほど申しましたように、官と民と事業者という形になりまして、事業者に関してはそういった保管義務だとか、先ほどの2番目と関連するんですがありまして、非常に漏れやすいということになるわけですね。昔の住基ネットの場合ですと官と民しかありません。ですから、方向性が行って来るだけなんです。

今回のマイナンバーは、制度としまして三角形みたいな形、民があつて、官があつて、事業者がある。そういった形になっておりますので、今までは公務員の守秘義務ということで守られていたわけですね、全ての情報が。これが今度は民のほうに回してきまして守られるかどうかということがあると思うんですね。ですから、僕はもうこれはずぶずぶだと思います。

これで事業者に守秘義務を着せるというのは無理があるのではないかとことが私、考えているところなんですけれども、その点について、今までの住基ネットとはまるっきり違うんだという発想をしていただきたいんですけれども、違うんでしょうか。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 確かに今までの住基ネット、住基番号までは事業者が求めること、これはなかったと思います。少なくとも今回は、各事業者が例えば人を雇ってその方に給与を支払う、これは2016年1月1日以降で所得なり発生する場合には、再来年、2017年の申告からはそのマイナンバーを記載したものが当然必要になってくるということになります。例えば雇用保険の申請にもそれが必要だということでもあります。

ですから、必ず事業者は何らかの形でそのマイナンバーを取得して、これは法制度の中で取得するのが原則となっておりますからそれが必要になります。あとは、その中でどれだけきちんと対応ができるかということで、そこのところは法の中で厳しい罰則規定を設けているという状況があるということでございます。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、具体的にこれからマイナンバーを实际添付しなきゃならなくなってくる事態になってきた場合、事業者がその番号を付していなかった場合、2番のほうになってくるんですけども、その出された書類が無効になるのか、あるいは強制的に番号を付せという行政指導ができるのかどうか、この辺をちょっとお聞かせください。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） 1回目の回答でも申し上げましたけれども、各制度における法的な義務ということになります。個人番号を記載していただくことが原則なんですけれども、個人番号が記載されていないことをもって一律に受理を拒否するものではないということではあります。その先の不利益というのはどういう形で出てくるかは、今の段階でははっきりと分かっておりません。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員。

○9番（太田將範） （2）の再質問ということでよろしいですね。

ほかの監督省庁、国税庁とかそういったところとのすり合わせは、今私もやっているんですけども、ついていないからといって、例えば所得税の申告書、記載されていないからといってその申告が無効になることはない、有効であると。それでもって罰則は考えていないというようなすり合わせを今あちこちでやっているんです。

やはりこの旭市においても、ついていなかった場合どうするかということのすり合わせをこれからやっていかなきゃならないと私、考えているんですね。もし先ほど言ったように、社会保障関係のところ、それを理由にして例えば生活保護の支給がないとか、そういったことになったら大変なことになりますので、その辺のすり合わせをきっちりやっていきたいと思っておりますけれども、その辺の対応について総務課あたりはどういうふうに考えているのか。

○副議長（伊藤房代） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（加瀬正彦） これは繰り返しになるかもしれませんが、申請書類等への個人番号の記載、これは法的に記載するということになっています。ですけれども、受理するかしないかというところで、一律にそれを拒否しないという言い方というのは非常に消極的なほうの話であって、制度としては書いていただくというのが原則なので、書いていただくことをまずお願いするということになります。

本来、例えば生活保護の関係、先ほど出しましたが、それについては他の市町村での不正受給とか、そういう事例もありますから、その方をどうしても特定しなければいけないということであったときには、できるだけお願いしてそれを書いていただくようになると思います。そのすり合わせについては、まだ市の中でも全て確定した話となっているわけはありませんけれども、今国のほうの質疑応答の中ではそういう話になっているということでもあります。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 最後の質問になりますけれども、国税庁のほうは、もう年末調整のときにさまざまな文書で、例えば市民税につける源泉徴収票、これにはもうマイナンバーは載けないよというような、こういう案内がもう出ていますから、それ以外のものについてということなんです。ですから、そういった点では、とにかく罰則のないものは要するに任意的な事項だというふうな考え方をやはりするべきだというのが私どもの見解です。

所得税の確定申告につきましても、確かに法律で収支内訳書をつけることになっておりますけれども、罰則がありません。罰則がないということは任意的な事項ということの扱いをしております。ですから、お願いはするけれども強制はできませんというのが公式の見解になっております。

ですから、そういったところの見解をおののお、国税と県、あと地方自治体とすり合わせて問題の起こらないような行政を行っていただきたいと、そういう要請をして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（伊藤房代） 太田将範議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（伊藤房代） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は16日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時34分

平成27年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成27年12月16日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長選挙の件
- 追加日程 副議長辞職の件
- 追加日程 副議長選挙の件
- 追加日程 議長報告事項の件
- 日程第 4 閉 会

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎

17番 滑川公英

19番 佐久間茂樹

21番 高橋利彦

18番 木内欽市

20番 林俊介

22番 林正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智忠直
教育長 多田哲雄
秘書広報課長 飯島茂
総務課長 加瀬正彦
財政課長 林清明
市民生活課長 大木廣巳
保険年金課長 渡邊満
社会福祉課長 加瀬恭史
高齢者福祉課長 宮内隆
農水産課長 高木寛幸
都市整備課長 川口裕司
会計管理者 高木松夫
水道課長 鈴木邦博
病院経理課長 土師学
学校教育課長 石見孝男
体育振興課長 加瀬英志
農業委員会事務局長 岩井正和

副市長 加瀬寿一
病院事業管理者 吉田象二
行政改革推進課長 佐藤一則
企画政策課長 横山秀喜
税務課長 林利夫
環境課長 浪川昭
健康管理課長 加瀬幸重
子育て支援課長 大矢淳
商工観光課長 向後嘉弘
建設課長 大久保孝治
下水道課長 高野和彦
消防長 品村順一
病院事務部長 飯塚正志
庶務課長 角田和夫
生涯学習課長 高木昭治
監査委員事務局長 田杭平三

事務局職員出席者

事務局長 阿曾博通

事務局次長 高安一範

開議 午前 10 時 0 分

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（景山岩三郎） 議案第1号から議案第12号までの12議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れなしと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（景山岩三郎） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長に報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○建設経済常任委員長（飯嶋正利） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月10日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第1号の主な質疑2点とその答弁の内容を申し上げます。

1点目として、水田農業構造改革推進事業について、主食用米の価格とどのくらい違うの

かとの質疑では、J Aの買い取り価格で比較すると、1 俵当たりコシヒカリで1,032円、ふさがねで2,732円有利になるとの答弁がありました。

2 点目として、「緑の募金」東日本大震災復興事業交付金はどのような事業に使われるのかとの質疑では、東日本大震災からの復興等が目的で、海岸市有保安林の機能回復を図る工事を行うもので、今年度は井戸野浜地先にクロマツ、トベラ、マサキを計1,664本、植栽する予定であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

平成27年12月16日、建設経済常任委員長、飯嶋正利。

○議長（景山岩三郎） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 七巳 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 七巳） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第7号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月11日午前10時より、議会委員会室において、議案等説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑2点とその答弁の内容を申し上げます。

1 点目として、地域包括支援センター運営事業について、要支援者数はどのくらいの増加を見込んでいるのかとの質疑では、当初予算では2,628名を予定していたが、460名増の3,096名を見込んでいるとの答弁がありました。

2 点目として、小学校大規模改造事業について、このような工事が必要な建物は、あとのくらいあるのかとの質疑では、平成25年度の耐震点検により、改修が必要となる建物は20棟あり、平成27年度末までに6棟が完了する予定で、残り14棟になるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のお

り、3議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

平成27年12月16日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（景山岩三郎） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 向後悦世 登壇）

○総務常任委員長（向後悦世） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月3日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市ふるさと応援寄附条例の制定について、議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について、議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、議案第9号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて、議案第10号、財産の無償譲渡について、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて、議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更についての10議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月14日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第3号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

ふるさと納税者に対する返礼品はどのくらいの金額の品物を想定しているのかとの質疑では、納税額が1万円以上2万円未満は3,000円相当、2万円以上3万円未満は6,000円相当、3万円以上5万円未満は9,000円相当、5万円以上は一律1万5,000円相当の品物を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第10号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

器具・備品を承継せずは無償譲渡した理由と、計上しない資産額はどのくらいかとの質疑では、比較的短期で償却する器具・備品については、地方自治法の規定により無償譲渡とした。計上しない器具・備品の資産額は約9億600万円を見込んでいるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のお

り、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

平成27年12月16日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（景山岩三郎） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第12号までの12議案について採決いたします。

議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市ふるさと応援寄附条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、財産の無償譲渡について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 事務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 加瀬正彦 登壇)

○総務課長（加瀬正彦） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

お手元の事務報告をご覧ください。

1つ、金500万円を有限会社ブライトピック千葉様より、9月25日受納いたしました。

1つ、金15万円を情報産業労働組合連合会千葉県協議会様より、10月2日受納いたしました。

1つ、豚肉322キログラムを農事組合法人千葉スワイン様より、11月11日受納いたしまし

た。

1つ、ブルーレイDVDプレイヤー2台、ハンドマイク1台、ポータブルハンズフリーマイク1台、上部式ろ過器1台、高圧洗浄機1台を旭市ゴルフ協会様より、11月11日受納いたしました。

1つ、金30万5,000円をカレーで旭を元気にする会様より、11月19日受納いたしました。

1つ、金10万円を鈴木薫様より、12月1日受納いたしました。

1つ、金10万円を音楽を通じて成田を元気にさせる会様より、12月11日受納いたしました。

1つ、金13万2,000円をホテル日航成田様より、12月11日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（景山岩三郎） 事務報告は終わりました。

ここでしばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時25分

○副議長（伊藤房代） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 議長辞職の件

○副議長（伊藤房代） 議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま景山議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤房代） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

(事務局長 阿曾博通 登壇)

○事務局長(阿曾博通) 辞職願。

このたび一身上の都合により、市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成27年12月16日、旭市議会議長、景山岩三郎。

旭市議会副議長様。

○副議長(伊藤房代) おはかりいたします。景山岩三郎議員の議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(伊藤房代) 全員賛成。

よって、景山岩三郎議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここでしばらくお待ちください。

(16番 景山岩三郎 入場)

○副議長(伊藤房代) ここで長い間お骨折りをいただきました前議長、景山岩三郎議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

(16番 景山岩三郎 登壇)

○16番(景山岩三郎) 議員の皆様、12月4回目定例会最終日、ご苦労さまでございます。

議長退任に当たり、一言お礼のご挨拶をさせていただきます。

昨年の12月定例会市議会におきまして、歴史と伝統のある旭市議会の名誉ある議長を拝命いたしました。微力ではありましたが、誠心誠意、務めさせていただきました。議長としての職務を全うすることができましたとすれば、議員の皆様、市民の皆様、市長をはじめ市幹部の皆様のご支援と協力のおかげであります。皆様方に深く感謝を申し上げ、お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、平成23年の東日本大震災の復興事業についても、おおむね完了したと思われます。飯岡中学校の改築・移転事業についても、ほぼ完了して、新年からは飯岡中学校の生徒が新しい校舎で勉強に励むことができます。道の駅「季楽里あさひ」についても、10月にオープンして、順調に営業が行われていると聞いています。これもひとえに明智市長の政治的手腕によるものであり、市議会議員各位のお力添えによるものであります。

また、本定例会に提案いたしました発議第1号の議員定数の削減につきましても、議員各位のご賛同により可決することができ、感謝申し上げる次第であります。議会運営につつま

しても、信頼を築き、協調の場で努力し、その気持ちを忘れることなく、今日まで歩んでまいりました。この場をおかりいたしまして、皆様方に心から感謝申し上げます。今後、議長としての貴重な経験を生かし、一議員として、これからも皆さんとともに絶えず旭市の発展に努力してまいります。

終わりに、きょうまで私を支えてくださいました議員各位、市当局のご指導、ご鞭撻に心から感謝を申し上げ、議長退任のご挨拶とさせていただきます。皆様、ありがとうございます。（拍手）

◎追加日程 議長選挙の件

○副議長（伊藤房代） 景山岩三郎議員の議長辞職により、議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤房代） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（伊藤房代） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局員、投票の準備をする）

○副議長（伊藤房代） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（伊藤房代） ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配布します。

（投票用紙配布）

○副議長（伊藤房代） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（伊藤房代） 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（伊藤房代） 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○副議長（伊藤房代） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（伊藤房代） 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

15番、向後悦世議員、16番、景山岩三郎議員、以上の2議員を指名いたします。

向後悦世議員、景山岩三郎議員は、立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開 票）

○副議長（伊藤房代） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 2 2 票

有効投票 1 9 票

無効投票 3 票です。

有効投票のうち 平野忠作議員 1 8 票

島田和雄議員 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、平野忠作議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました平野忠作議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

(立会人、自席へ着席)

○副議長（伊藤房代） 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長（伊藤房代） ただいま議長に当選されました平野忠作議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

(12番 平野忠作 登壇)

○12番（平野忠作） ただいま旭市議会議長に当選いたしました平野忠作と申します。大変な重責を、あるいは責任を今感じております。

この旭市も平成17年7月1日に1市3町が合併いたしまして、まだまだ発展途上の旭市でございます。これからも旭市の発展並びに旭市政の発展をモットーに、微力ではございますけれども、頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の今まで以上のご支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。(拍手)

○副議長（伊藤房代） ここで議長を交代いたします。

議長、平野忠作議員、議長席にご着席願います。

(副議長 伊藤房代 議長席退席)

(議長 平野忠作 議長席着席)

○議長（平野忠作） 議長を交代いたしました。

ここでしばらく自席で休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時57分

○議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程 副議長辞職の件

○議長（平野忠作） ただいま伊藤房代副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

（事務局長 阿曾博通 登壇）

○事務局長（阿曾博通） 辞職願。

このたび一身上の都合により、市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成27年12月16日、旭市議会副議長、伊藤房代。

旭市議会議長様。

○議長（平野忠作） おはかりいたします。伊藤房代議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平野忠作） 全員賛成。

よって、伊藤房代議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここでしばらくお待ちください。

（１３番 伊藤房代 入場）

○議長（平野忠作） ここで長い間お骨折りをいただきました前副議長、伊藤房代議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（１３番 伊藤房代 登壇）

○１３番（伊藤房代） 副議長を退任するに当たり一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の12月の定例会におきまして、皆様のご推挙により副議長に就任して以来1年間、皆様の温かいご支援とご協力に無事、任を全うすることができました。大変にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

これから一議員として、市政発展のために一生懸命頑張ってまいりますので、議員の皆様、今まで以上に、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして、退任のご挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

◎追加日程 副議長選挙の件

○議長（平野忠作） 伊藤房代議員の副議長辞職により、副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局員、投票の準備をする）

○議長（平野忠作） 議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（平野忠作） ただいまの出席議員は22名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（平野忠作） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(平野忠作) 異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前だけの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

(点呼に応じ投票)

○議長(平野忠作) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(平野忠作) 投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

17番、滑川公英議員、18番、木内欽市議員、以上の2議員を指名いたします。

滑川公英議員、木内欽市議員は、立会人席へご着席願います。

(立会人、立会人席へ着席)

(開 票)

○議長(平野忠作) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 19票

無効投票 3票です。

有効投票のうち 島田和雄議員 19票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、島田和雄議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました島田和雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席にお戻りください。

(立会人、自席へ着席)

○議長(平野忠作) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(平野忠作) ただいま副議長に当選されました島田和雄議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

(11番 島田和雄 登壇)

○11番(島田和雄) それでは、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

ただいま旭市議会副議長という要職にご推挙いただきまして大変ありがとうございます。もとより私は浅学非才の身であります。これから議長に当選されました平野議長、それからここにおいでの方の議員の皆様と力を合わせて旭市民の皆様の福祉の向上のために頑張ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

皆様方のご指導、ご協力を心からお願い申し上げまして、就任に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(平野忠作) ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時49分

○議長(平野忠作) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長報告事項の件

○議長（平野忠作） おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平野忠作） ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

議長報告事項を申し上げます。

先ほど文教福祉常任委員会副委員長、島田和雄議員より常任委員会副委員長の辞職願が提出され、常任委員会において許可されました。その後、委員会において常任委員会副委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

文教福祉常任委員会副委員長に米本弥一郎議員。

以上のとおりであります。

続いて、島田和雄議員より議会運営委員の辞任願が提出されました。これを許可いたします。

議会運営委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第8条の規定により、議長指名により選出いたしましたので、ご報告いたします。

議会運営委員に米本弥一郎議員。

以上のとおりであります。

以上で議長報告事項を終わります。

◎日程第4 閉 会

○議長（平野忠作） それでは、以上をもちまして本定例会に提出されました議案等の審査は全部終了いたしました。

これにて平成27年旭市議会第4回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 平野 忠作

前議長 景山 岩三郎

前副議長 伊藤 房代

議員 高橋 秀典

議員 米本 弥一郎